

大阪地域森林計画の変更の概要

森林・林業をめぐる動き

【国の動向】

◆平成21年12月25日 農林水産省が「森林・林業再生プラン」を作成。

3つの基本理念

- ①森林の有する多面的機能の持続的発揮
- ②林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生
- ③木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献

目指すべき目標

「10年後の木材自給率
50%以上」

◆平成22年11月30日 林野庁が「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を取りまとめ。

- ・「森林・林業政策検討委員会」において、プラン推進のための具体的な方向性を検討・取りまとめ。

改革の方向

- ①森林計画制度の見直し
- ②適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備
- ③低コスト化に向けた路網整備等の加速化
- ④担い手となる林業事業者の育成
- ⑤国産材の需要拡大と加工・流通体制の確立
- ⑥森林・林業の知識と技術を有する人材(フォレスター等)の育成

◆平成23年4月22日 「森林法の一部を改正する法律」公布

改正森林法の主な変更点

※平成24年4月1日施行(一部の条項を除く)

- ・行政が作成する森林計画(全国森林計画、地域森林計画、市町村森林整備計画)の見直し
- ・森林所有者等が作成する森林施業計画を森林経営計画へ変更
- ・新たに森林の土地所有者となった旨の届出制度の創設

(資料2-2「森林法の一部改正の概要」を参照)

◆平成23年7月26日 「森林・林業基本計画」及び「全国森林計画」の変更 閣議決定

- ・「森林・林業再生プラン」の実現に向けた取り組みを推進

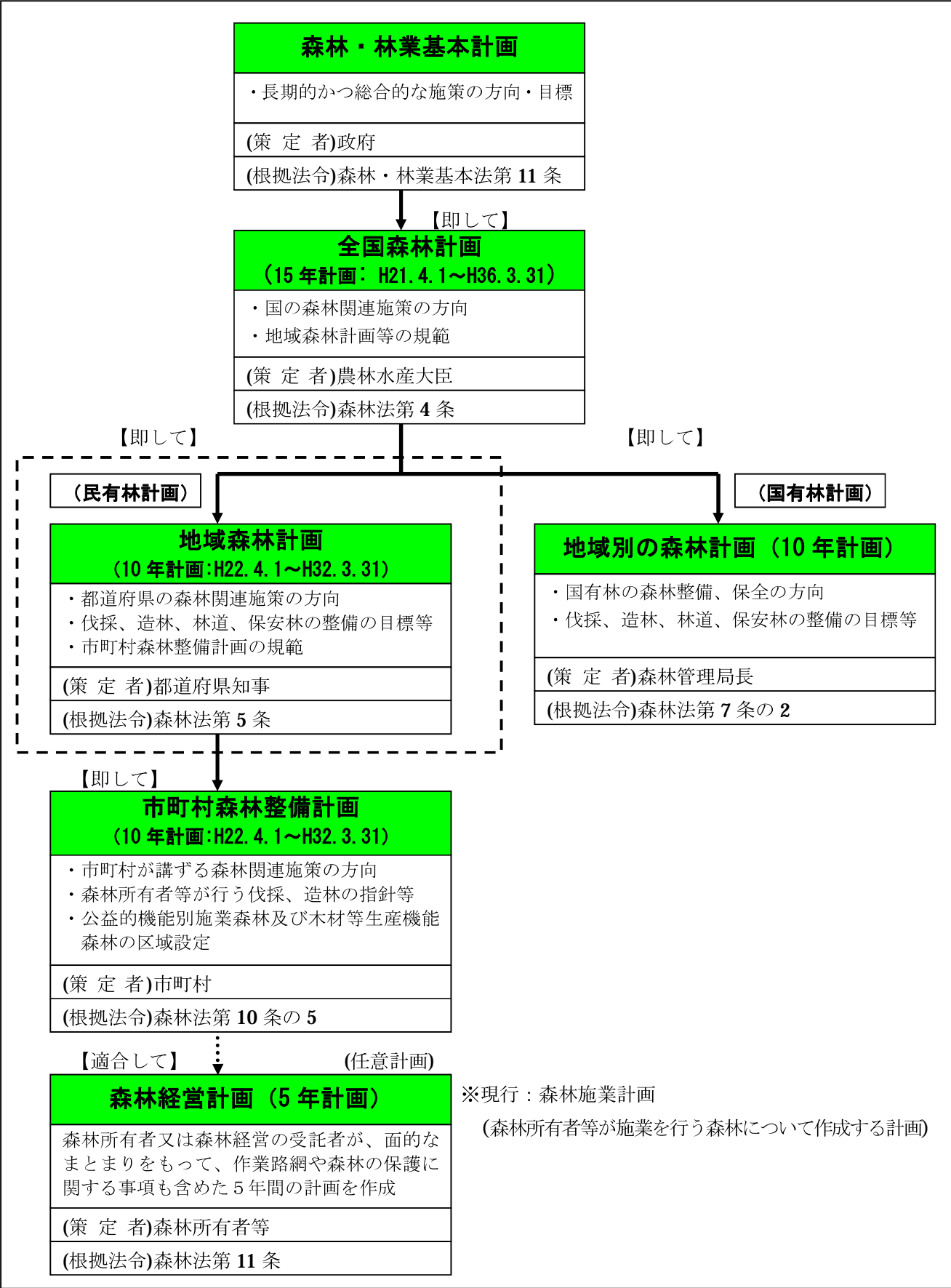
森林・林業基本計画の主な変更点

- ・「改革の姿」を踏まえた「林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」等の見直し
- ・林産物の利用に関する目標として、平成32年の総需要量に占める国産材利用量の割合を50%と明記
- ・東日本大震災からの復興に向けた取組を追記

全国森林計画の主な変更点

- ・公益的機能別施業森林等の区分について、3機能区分(水土保持林、森林の人との共生林、資源の循環利用林)から5機能区分(水源涵養機能、山地災害防止/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健文化機能、木材等生産機能)に変更
- ・森林施業の委託から、森林経営の委託に向けた取り組みへの転換

森林計画制度の体系図



大阪地域森林計画・市町村森林整備計画の変更スケジュール

日程	大阪地域森林計画	市町村森林整備計画
<p>2011年</p> <p>10月26日</p> <p>11月24日</p> <p>11月25日</p> <p>12月8日</p> <p>12月上旬</p> <p>12月下旬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画(案)公告縦覧(開始) ・計画(案)公告縦覧(終了) ・森林管理局、経産局、市町村との協議 ・森林管理局、経産局、市町村からの回答 ・森林審議会(諮問) ・森林審議会からの答申 ・計画(案)大臣協議 ・大臣回答 ・計画公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正作業に着手 (森林法改正に伴う現計画の見直し) (地域森林計画案の内容の反映) ・計画(案)確定
<p>2012年</p> <p>1月中旬</p> <p>2月中旬</p> <p>3月下旬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公告縦覧開始(30日間) ・公告縦覧終了 ・計画(案)の協議 市町村→知事 (森林管理局) ・計画(案)への回答 知事→市町村 ・計画公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・公告縦覧開始(30日間) ・公告縦覧終了 ・計画(案)の協議 市町村→知事 (森林管理局) ・計画(案)への回答 知事→市町村 ・計画公表

大阪地域森林計画(平成22年度～平成31年度)の変更概要

1 公益的機能別施業森林等について

◆現在の3機能(水土保持林、森林の人との共生林、資源の循環利用林)から、5機能(水源涵養機能、災害防止/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健文化機能、木材等生産機能)へ変更

- ・現在の森林の3機能区分は重複して設定できないが、変更後の5機能は重複して設定することができ、市町村森林整備計画において必要とされる機能に応じた機能区分の設定が可能となる

2 天然更新完了基準を追加

◆伐採後5年以内に、天然更新の対象樹種が立木度3以上となることを新たに記載

- ・伐採届(天然更新によるものを対象としたもの)の造林命令等を行う判断基準として明確化したもの

3 森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針を追加

◆森林所有者から林業事業者等への森林経営の受委託の推進について新たに記載

- ・森林経営計画の創設にともない新たに記載

4 林地開発の許可に伴う、地域森林計画対象民有林の区域の減少

◆22ha減少(現在55,129ha→減少後55,107ha)

大阪地域森林計画の主な変更点

1. 森林法の一部改正と全国森林計画が変更したことに伴い、地域森林計画に記載する項目と計画量を変更したため、大阪地域森林計画を変更する。

① 記載項目の変更の概要

新	旧
<p>I 計画の大綱</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">前計画の実行結果の概要及びその評価を追加</p> <p style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 2px;">〔計画樹立時に前計画の実行結果及び評価を行うため、今回の変更では該当なし〕</p> <p>II 計画事項</p> <p>第1 計画の対象とする森林の区域</p> <p>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">削除 ←</p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">森林が有する機能(水源涵養、山地災害/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性、木材等生産)ごとに記載 (計画書 P12～14)</p> <p>第3 森林の整備に関する事項</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第6へ ←</p> <p>2 造林に関する事項</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・人工造林・天然更新別に記載 ・天然更新に関する事項に、天然更新完了基準を記載 (計画書 P16～19)</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第6へ ←</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第6へ ←</p>	<p>I 計画の大綱</p> <p>II 計画事項</p> <p>1 対象とする森林の区域</p> <p>2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積</p> <p>(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公益的機能別施業森林(水土保持林、森林と人との共生林)と資源の循環利用林ごとに記載</p> <p>3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">(2) 伐採立木材積 ←</p> <p>4 造林面積その他造林に関する事項</p> <p>(1) 造林に関する基本的事項 ←</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">(2) 人工造林、天然更新別の造林面積 ←</p> <p>5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">(2) 間伐立木材積 ←</p>

<p>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>公益的機能別施業森林(水源涵養機能、災害防止/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健文化機能)と木材生産等機能森林に森林を新たに区分 (計画書 P20～22)</p>	<p>6 公益的機能別施業森林の整備目標に関する事項</p> <p>公益的機能別施業森林(水土保全林、森林と人との共生林)と資源の循環利用林に森林を区分</p>
<p>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項</p> <p>第6へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方 ・ 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的考え方 ・ 路網の規格・構造についての基本的な考え方を追加 <p>(計画書 P22～24)</p>	<p>7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項</p> <p>(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量</p>
<p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</p> <p>森林所有者から林業事業者への森林経営の受委託の推進について新たに記載 (計画書 P24)</p>	<p>8 森林施業の合理化に関する事項</p>
<p>第4 森林の保全に関する事項</p> <p>2 保安施設に関する事項等</p> <p>第6へ</p> <p>第4の2へ</p> <p>第5へ</p>	<p>9 森林の土地の保全に関する事項</p> <p>10 保安施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積 (2) 保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別、所在別の面積等 (3) 指定施業要件の整備を相当する森林の面積 (5) 実施すべき治山事業の数量 (6) その他必要な事項 <p>11 特定保安林の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要整備森林の所在及び面積、実施すべき施業の方法及び時期等 <p>12 保健機能森林区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</p> <p>13 その他必要な事項</p>



(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(2) 森林の保護及び管理

3 森林の保護に関する事項

- ・ 森林病虫害等の森林被害対策の方針
 - ・ 鳥獣の森林被害対策の方針
 - ・ 林野火災の予防の方針
- の事項を追加 (計画書 P29)

第5 保健機能森林の整備に関する事項

第6 計画量等

第7 その他必要な事項

Ⅲ用語の解説

1 4用語の解説

② 計画期間の計画量の変更について

全国森林計画の広域流域別の伐採立木材積等の計画量の変更に伴い、主伐材積と人工造林面積を変更する。

項目	変更内容
第6計画量等	
1 伐採立木材積	主伐材積 147→176 千 m ³
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	人工造林 674ha→809ha

③ 地域森林計画に記載する計画量の追加について

計画期間内の前半5ヵ年(平成22年度～平成26年度)の計画量を新たに記載する。

項目	追加内容
	※括弧内の数字は10年の計画量
第6計画量等	
1 伐採立木材積	前半5ヵ年計画材積 総数 230 千 m ³ (411 千 m ³) 主伐 88 千 m ³ (176 千 m ³) 間伐 142 千 m ³ (235 千 m ³)
2 間伐面積	間伐面積 前半5ヵ年 5,050 ha (8,300 ha)
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	人工造林 前半5ヵ年 405 ha (809 ha) 天然更新 前半5ヵ年 133 ha (266 ha)
4 林道の開設又は拡張に関する計画	前半5ヵ年計画箇所数 0箇所 (75箇所)
5 保安林整備及び治山事業に関する計画 (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
①保安林として管理すべき森林の種類別計画期末面積	前半5ヵ年計画面積 水源涵養 9,237 ha (9,381 ha) 災害防備 7,049 ha (7,300 ha) 保健・風致の保存等 5,419 ha (5,545 ha)
②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	前半5ヵ年計画面積 指定 水源涵養 150 ha (294 ha) 土流 255 ha (506 ha) 保健 124 ha (1,050 ha) 解除 魚つき 0 ha (0.4 ha) 風致 0 ha (0.8 ha) 水源涵養 0 ha (0.1 ha) 土流 5 ha (5 ha) 保健 3 ha (3 ha)
(3) 実施すべき治山事業の数量	前半5ヵ年計画地区数 51地区 (120地区)

2. 林地開発許可に伴い、地域森林計画対象民有林が減少したため、大阪地域森林計画を変更する。減少地域の地図は別添のとおりである。

○ 減少面積 22 ha

・変更項目

変更項目	変更内容			
第1 対象とする森林の区域	新		旧	
	総数	55,107 ha	総数	55,129 ha
	茨木市	2,765 ha	茨木市	2,780 ha
	寝屋川市	9 ha	寝屋川市	12 ha
	堺市	400 ha	堺市	404 ha

・森林区域減少の概要

所在	目的	面積 (ha)	図面
茨木市 安威ほか	道路の建設	15	区域図 1
寝屋川市 寝屋南	住宅地の造成	3	区域図 2
堺市 豊田	農地造成	4	区域図 3
計		22	

区域図面1に係る概要

申請者	住所	茨木市東太田3丁目8番4号		
	氏名	大阪府安威川ダム建設事務所		
行為地の所在場所	(しようとする森林) 茨木市大字安威408-13 他231筆 (係る森林) 茨木市大字安威408-13 他213筆			
開発の目的	道路の新築(府道の付替)			
面積(ha)	開発行為に係る森林面積	14.6443		
	開発行為をしようとする森林面積	15.5164		
	開発行為の事業区域面積	25.8310		
森林面積の用途別内訳	開発後の用途	面積(ha)	百分率(%)	
	残置森林	0.8721	5.6	
	造成法面	8.7152	56.2	
	道路等	5.9291	38.2	
	計	15.5164	100.0	
(1) 災害防止 (2) 水害防止 (3) 水の確保 (4) 環境の保全	(1) 災害防止 切土の勾配は1:1.2、盛土勾配は1:1.8で種子吹付け等の法面保護が施工されており、基準を満たしている。 (2) 水害防止 河川管理者と協議され、適正な排水施設、洪水調整池が施工されている。 (3) 水の確保 水質悪化防止のため沈砂池が設置され施工された。 (4) 環境の保全 造成法面は種子吹付けなどにより緑化が行われた。 以上より、林地開発基準を満たす防災措置(調節池、法面保護、排水施設等)が講じられていることから、適正である。			
関係法令	近緑法、砂防法			
完了確認	完了確認日	平成23年9月30日、平成23年10月4日		
	確認内容	計画のとおり、防災施設等が適正に設置されていること等を現地で確認した。		
備考	同意日 平成12年12月26日、平成13年4月19日、平成14年10月17日、平成17年2月7日、平成20年7月10日			

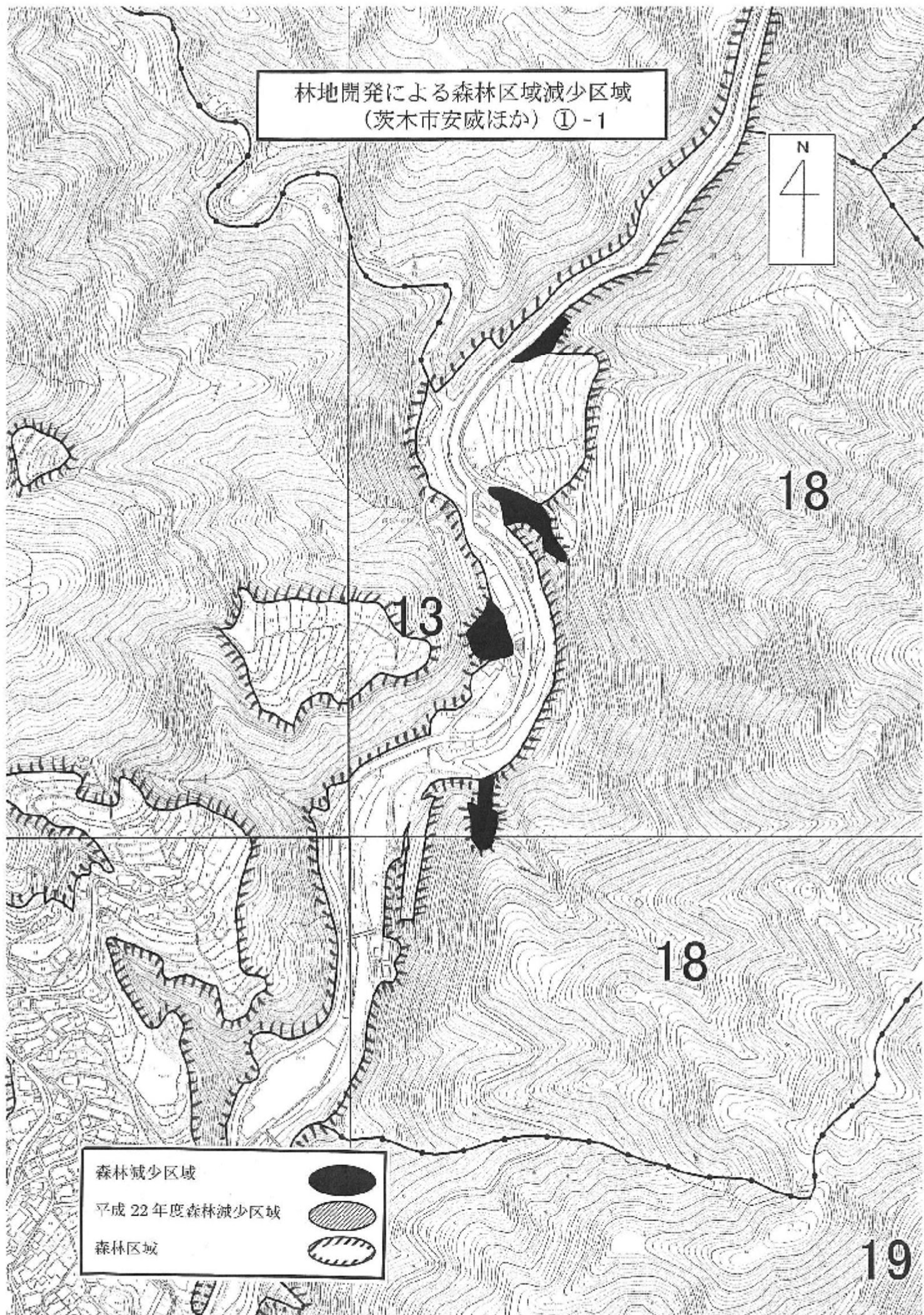
区域図面2に係る概要

申請者	住所	寝屋川市寝屋1丁目10番6号		
	氏名	寝屋川市寝屋南土地区画整理組合		
行為地の所在場所		(しようとする森林) 寝屋川市寝屋南2丁目1899-1ほか47筆 (係る森林) 寝屋川市寝屋南2丁目1899-1ほか47筆		
開発の目的		住宅地の造成(寝屋南土地区画整理事業)		
面積 (ha)		開発行為に係る森林面積	2.6500	
		開発行為をしようとする森林面積	2.6500	
		開発行為の事業区域面積	22.6799	
森林面積の用途別内訳 ()は事業区域全体		開発後の用途	面積(ha)	百分率(%)
		残置する森林	-	-
		造成する森林・緑地	0.2766 (1.0842)	10.4 (40.9)
		その他	2.3734	89.6
		計	2.6500	100.0
(1) 災害防止 (2) 水害防止 (3) 水の確保 (4) 環境の保全		(1) 災害防止 切盛土の勾配は1:1.8で法高5m毎に小段が設けられており、種子吹付け等の法面保護が施工されており、基準を満たしている。 (2) 水害防止 河川管理者と協議され、適正な洪水調整池が施工されている。 (3) 水の確保 周囲の農地は井戸により用水が確保されており、水質悪化防止のため沈砂池が設置され施工された。 (4) 環境の保全 森林率の基準20%を上回る40.9%の造成森林等が適正に配置、確保されている。 以上より、林地開発基準を満たす防災措置(調節池、法面保護、排水施設等)が講じられていることから、適正である。		
関係法令		大阪府自然環境保全条例、都計法、宅造法、土地区画整理法、特定都市河川浸水被害対策法		
完了確認	完了確認日	平成23年2月22日		
	確認内容	計画のとおり、防災施設等が適正に設置されていること等を現地で確認した。		
備考		同意日:平成20年3月10日、平成22年10月6日		

区域図面3に係る概要

申請者	住所	堺市南区美木多上92-2	
	氏名	株式会社川島組	
行為地の所在場所		(しようとする森林) 堺市南区豊田2990-138ほか16筆 (係る森林) 堺市南区豊田2990-138ほか16筆	
開発の目的		農地の造成	
面積 (ha)	開発行為に係る森林面積	4.3508	
	開発行為をしようとする森林面積	5.4404	
	開発行為の事業区域面積	6.0840	
事業面積の用途別内訳	開発後の用途	面積(ha)	百分率 (%)
	残置森林	1.0896	20.0
	造成森林	2.3402	43.0
	果樹園等	1.1696	21.5
	道路法面等	0.4206	7.8
	その他(調整池等)	0.4204	7.7
	計	5.4404	100.0
(1) 災害防止 (2) 水害防止 (3) 水の確保 (4) 環境の保全	(1) 災害防止 切土の勾配は1:1.8、盛土勾配は1:1.8~2.5で法高5m毎に幅2m以上の小段が設けられており、種子吹付け等の法面保護が施工されており、基準を満たしている。 (2) 水害防止 河川管理者と協議され、適正な洪水調整池が施工されている。 (3) 水の確保 水質悪化防止のため沈砂池が設置され施工された。 (4) 環境の保全 残置森林率20%、造成森林率43%の造成森林等が適正に配置、確保されている。 以上より、林地開発基準を満たす防災措置(調節池、法面保護、排水施設等)が講じられていることから、適正である。		
関係法令	大阪府自然環境保全条例、砂防法、堺市土砂等による土地の埋立等に関する指導要綱、農地法		
完了確認	完了確認日	平成23年5月26日	
	確認内容	計画のとおり、防災施設等が適正に設置されていること等を現地で確認した。	
備考	許可日：平成18年8月18日、平成20年12月4日		

林地開発による森林区域減少区域
(茨木市安威ほか) ①-1



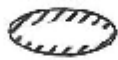
森林減少区域



平成 22 年度森林減少区域



森林区域



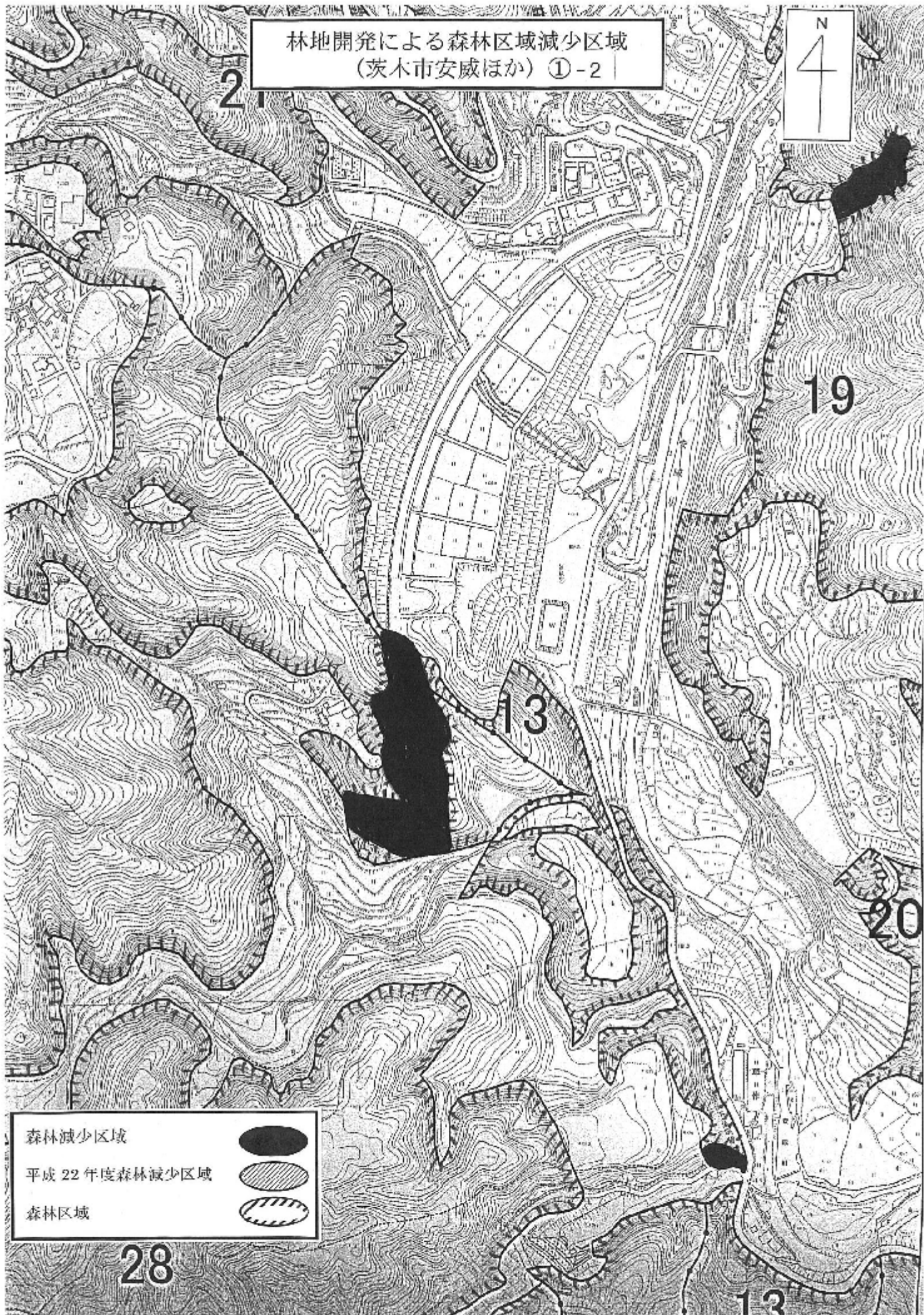
18

13

18

19

林地開発による森林区域減少区域
(茨木市安威ほか) ①-2



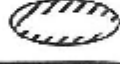
森林減少区域



平成 22 年度森林減少区域



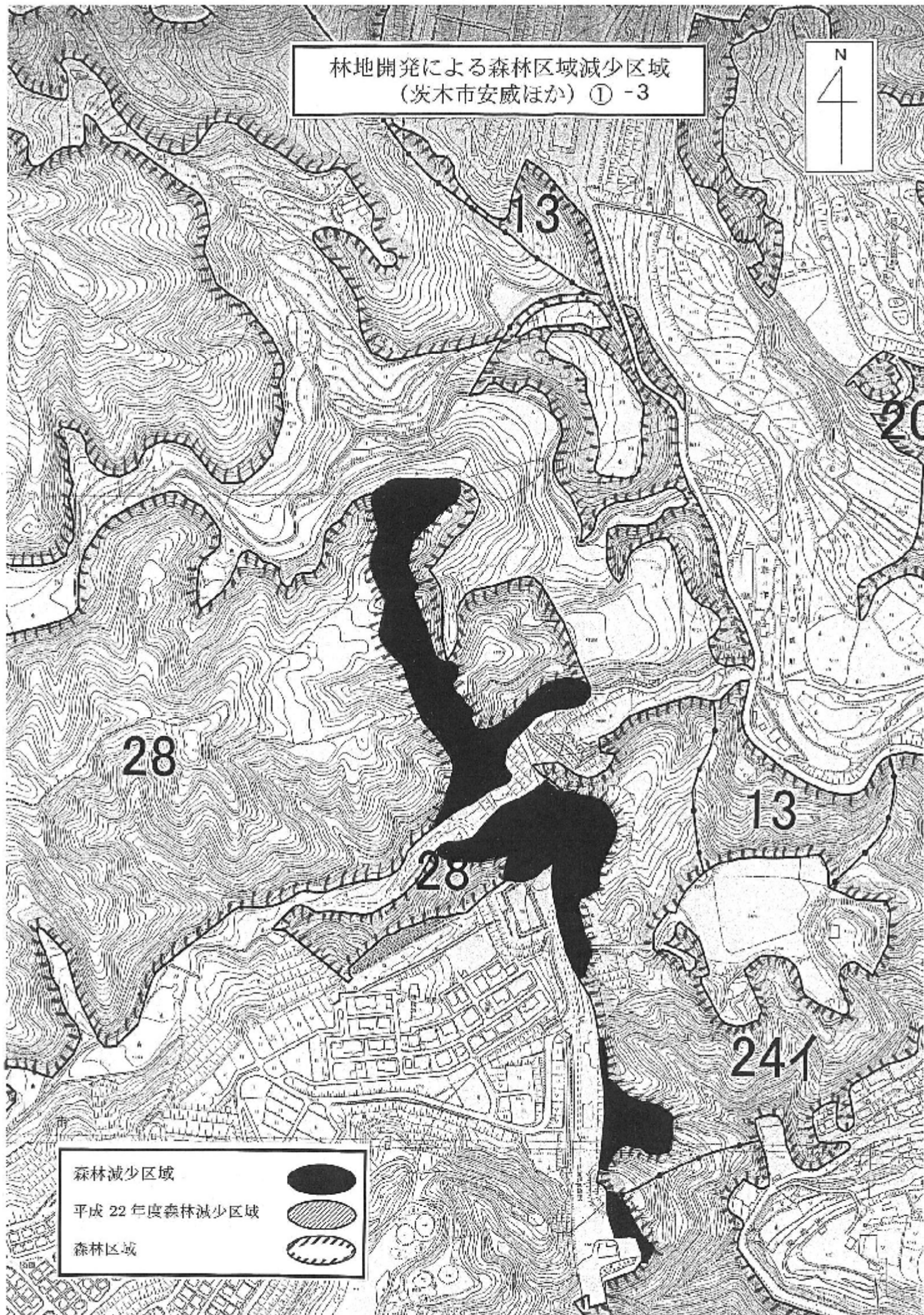
森林区域



28

13

林地開発による森林区域減少区域
(炭木市安威ほか) ① -3



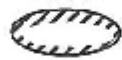
森林減少区域



平成 22 年度森林減少区域



森林区域



林地開発による森林区域減少区域
(茨木市安威ほか) ①-4



241

24ハ

大門寺

24

24

24

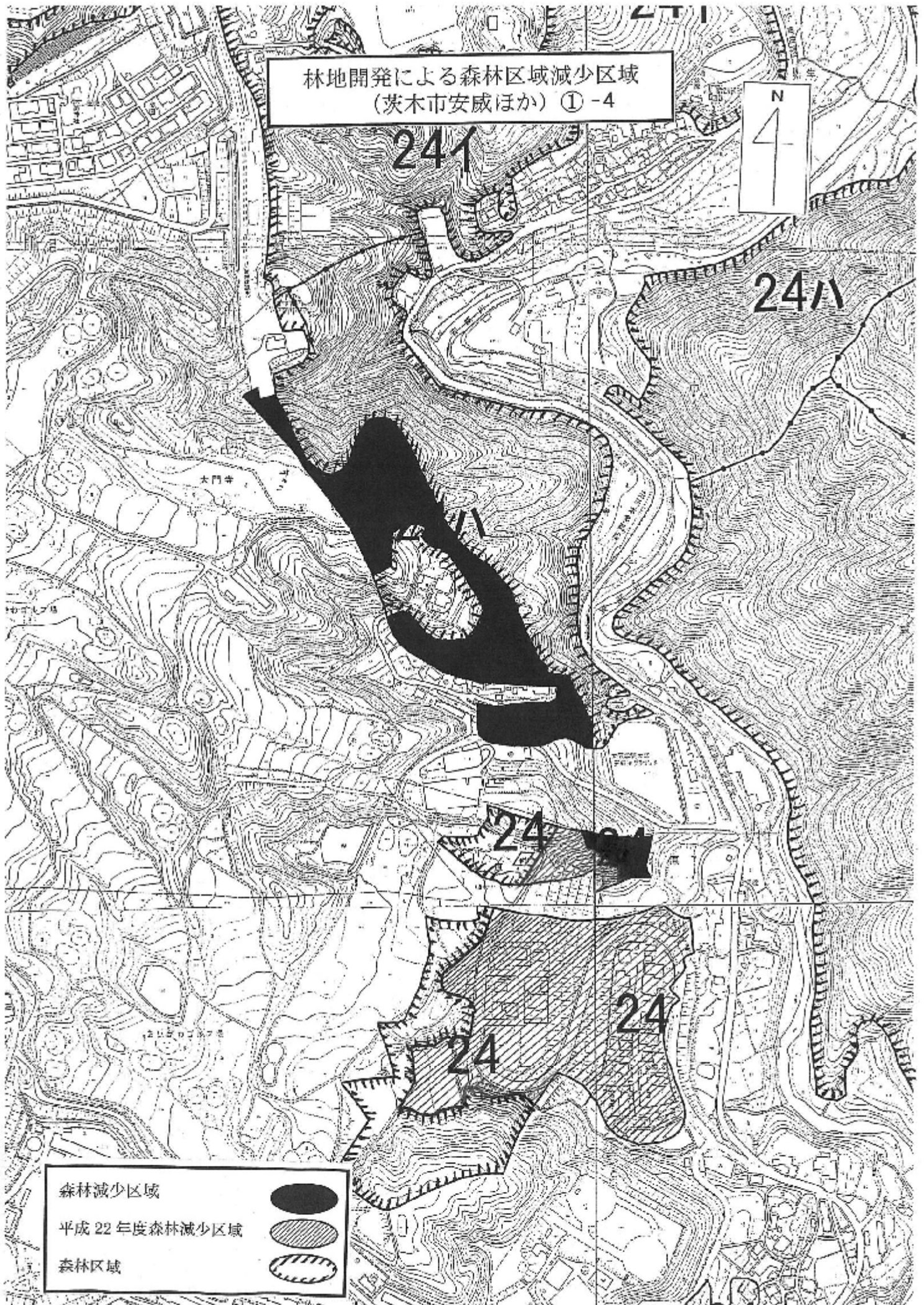
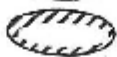
森林減少区域



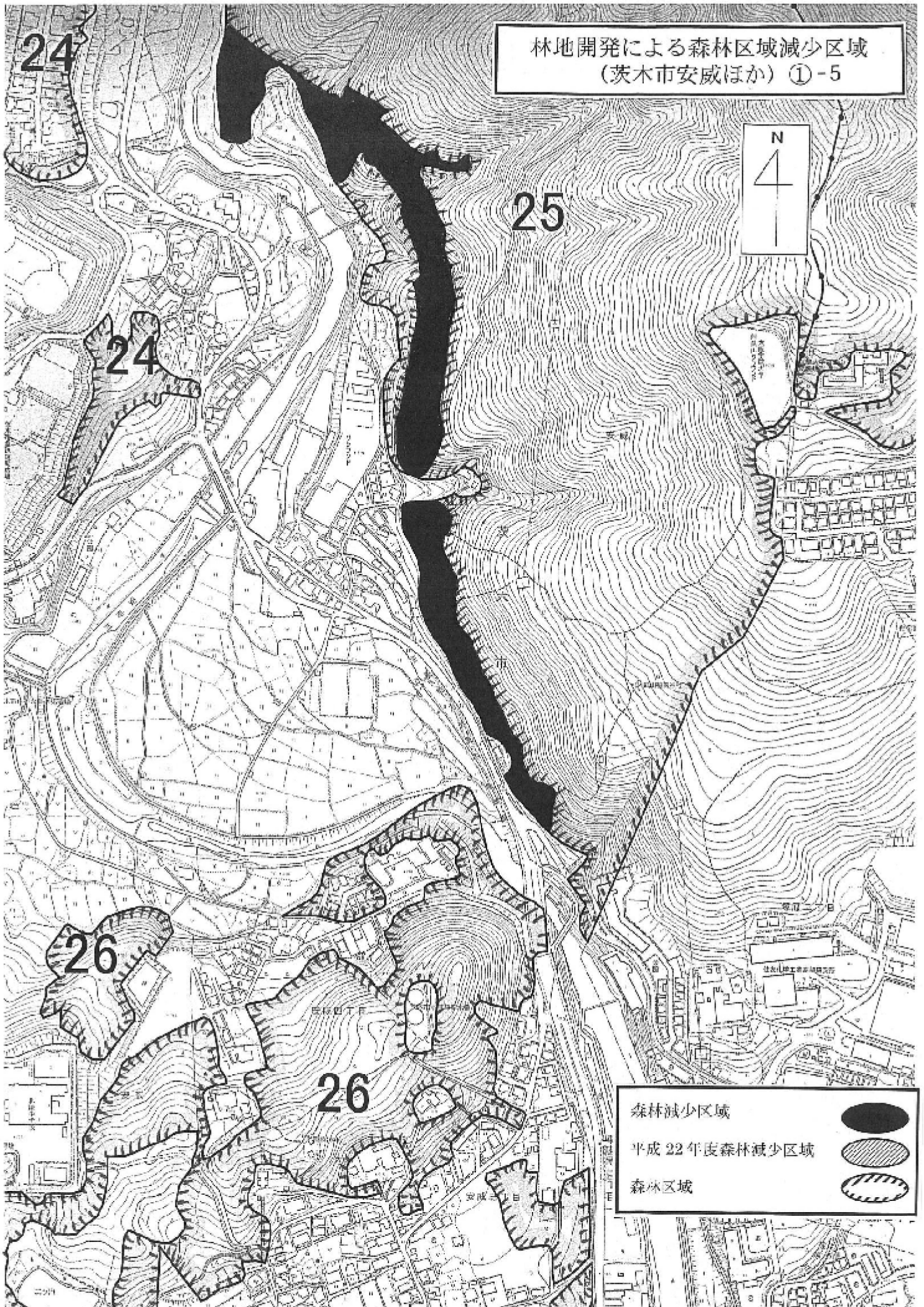
平成 22 年度森林減少区域



森林区域



林地開発による森林区域減少区域
(茨木市安威ほか) ①-5



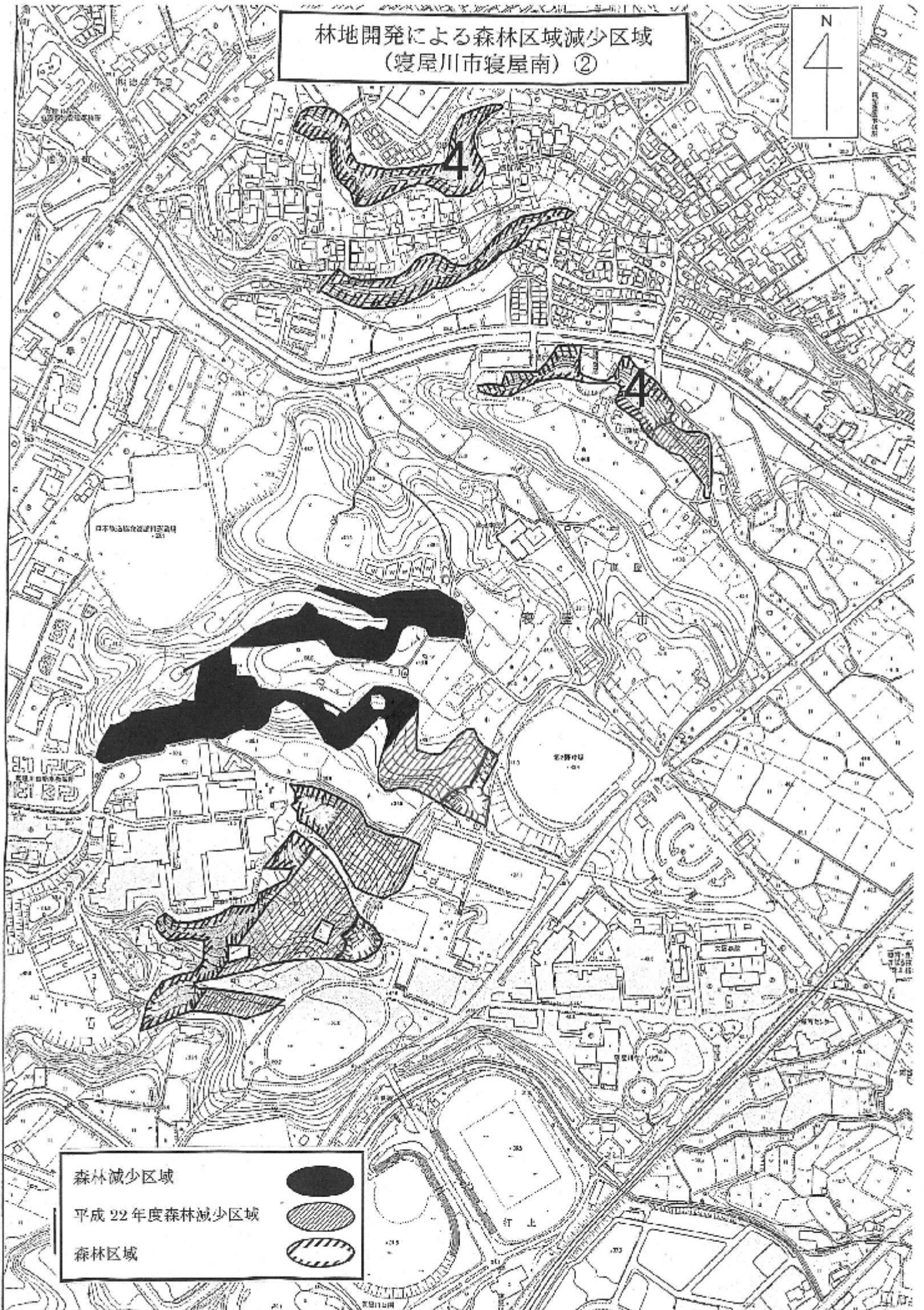
森林減少区域

平成 22 年度森林減少区域

森林区域



林地開発による森林区域減少区域
(寝屋川市寝屋南) ②



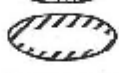
森林減少区域



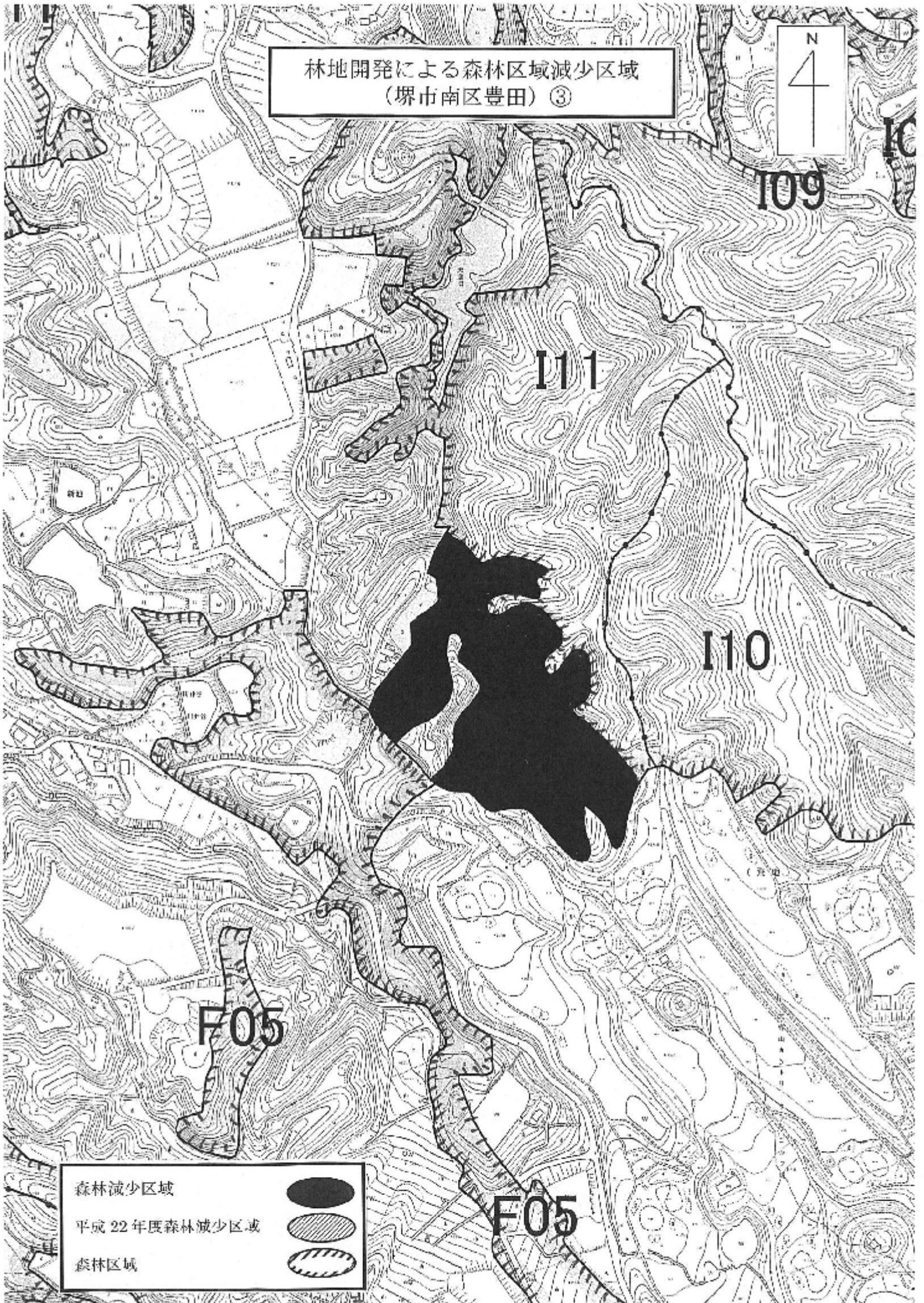
平成 22 年度森林減少区域



森林区域



林地開発による森林区域減少区域
(堺市南区豊田) ③



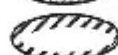
森林減少区域



平成 22 年度森林減少区域



森林区域



森林法の一部改正の概要

第1 森林施業に必要な土地所有権の設定手続の改善

1 都道府県知事は、他人の土地への使用権の設定に関する協議の認可の申請があったときは、土地の所有者等に出頭を求めて、農林水産省令で定めるところにより、公開による意見の聴取を行わなければならないものとする。 (第50条第2項関係)

(注) 省令において、土地の所有者等が不出頭の場合には、手続を終結し得る旨を規定する見込み。

2 都道府県知事は、1の意見の聴取をしようとするときは、新たに事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を当事者に通知するとともにこれを公示しなければならないものとする。

(第50条第3項関係)

(注) 土地の所有者等が不明の場合には、通知に代えて掲示を行うことにより、通知が相手方に到達したものとみなされる。

第2 早急に間伐が必要な森林の施業代行制度の見直し

1 市町村長は、間伐等が適正に実施されていない森林であってこれを早急に実施する必要があるもの(以下「要間伐森林」という。)があるときは、その森林所有者に対し、その旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐等の方法及び時期を通知するものとする。

(第10条の10第2項関係)

2 市町村長は、1による通知を受けた者がその通知に係る時期までに間伐等を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について間伐等を実施すべき旨を期限を定めて勧告することができるものとする。

(第10条の10第3項関係)

3 2の勧告を受けた森林所有者がこれに従わない場合に行われる調停において、当該森林所有者が調停案の受諾をしないときは、施業代行を希望する者は、要間伐森林の間伐木の所有権の移転及び当該要間伐森林について間伐を実施するため土地を使用する権利の設定に関する裁定を、新たに申請できるものとする。

(第10条の11の2関係)

4 1の通知の相手方が知れず、又はその所在が不明なため、市町村長が1の通知の内容を掲示した場合において、その掲示に係る要間伐森林についての施業代行を希望する者は、間伐木の所有権及び間伐の実施のための土地の使用権の取得に関する裁定を、新たに申請することができるものとする。

(第10条の11の6関係)

第3 無届伐採が行われた場合の行政命令の新設

市町村長は、届出をせず立木を伐採した者が引き続き伐採をし、又は伐採後の造林をしない場

合に、災害を発生させるおそれ等があると認めるときは、新たに伐採の中止又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができるものとする。 (第 10 条の 9 第 4 項関係)

第 4 森林の土地の所有者となった旨の届出

1 地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに森林の土地の所有者となった者は、市町村長にその旨を届け出なければならないこと。ただし、国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定による届出をしたときは、この限りでないこと。 (第 10 条の 7 の 2 第 1 項関係)

2 市町村長は、1 の届出があった場合において、当該届出に係る民有林が保安林等であるときは、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならないこと。 (第 10 条の 7 の 2 第 2 項関係)

3 1 に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の過料に処すること。 (第 214 条関係)

第 5 森林所有者等に関する情報の利用等

1 都道府県知事及び市町村長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、利用目的以外の目的のために内部で利用することができること。 (第 191 条の 2 第 1 項関係)

2 都道府県知事及び市町村長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができること。 (第 191 条の 2 第 2 項関係)

第 6 森林所有者等が作成する森林施業計画の見直し

1 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が計画を作成し、新たに森林の保護に関する事項を記載しなければならないこととするとともに、森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大の目標を記載することができることとし、計画の名称を森林経営計画とすること。 (第 11 条第 1 項から第 3 項まで関係)

(注) 受託等による森林経営の規模拡大の目標を計画に記載することができるようにする改正は、山林相続税等に係る新たな税制要望と関連したもの。

2 計画の認定要件として、次を加えるものとする。

(1) 作業路網の整備の状況等の事情に照らして、計画を作成した者により当該計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。

(2) 計画に森林の経営の規模の拡大の目標が記載されている場合には、周辺の森林の森林所有者の申出に応じて計画を作成した者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることなど森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められること。

(第 11 条第 5 項関係)

第 7 行政が作成する森林計画の見直し

1 全国森林計画の見直し

森林の保護に関する事項を、新たに記載事項とすること。

(第4条第2項関係)

2 地域森林計画の見直し

(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営に関する事項及び森林の保護に関する事項を新たに記載事項とし、機能別の森林の所在及び面積を記載事項から削るものとする。

(第5条第2項関係)

(注) 機能別の森林の所在及び面積を記載事項から削る改正は、市町村において、地域の実情を踏まえた森林の区分(ゾーニング)を行いうることとするもの。

(2) 計画の記載事項のうち、従来、農林水産大臣への同意を要する協議の対象とされていたものから、林道の開設及び改良に関する計画及び保安施設事業に関する計画を除外すること。

(第6条第5項関係)

(3) 森林所有者等は、地域森林計画に従って森林の施業及び保護を実施し、又は森林の土地の使用収益をすることを旨としなければならないものとする。

(第8条関係)

3 市町村森林整備計画の見直し

(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営に関する事項及び森林の保護に関する事項を新たに記載事項とするものとする。

(第10条の5第2項関係)

(2) 市町村は、市町村森林整備計画の案を作成しようとするときは、森林及び林業に関し学識経印を有するものの意見を聞かなければならないものとする。

(第10条の5第6項関係)

(3) 森林所有者等は、市町村森林整備計画に従って森林の施業及び保護を実施することを旨としなければならないものとする。

(第10条の7関係)

第8 その他

1 林業普及指導員の事務の拡大

林業普及指導員は、市町村森林整備計画の作成及び達成のために行う技術的援助その他の必要な協力のうち専門的な技術及び知識を必要とする事項に係るものを行うこととする旨を明らかにすること。

(第10条の12及び第187条関係)

2 立入調査の主体の拡充

農林水産大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行のため必要があるときは、その職員に加え、新たにその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができるものとする。

(第188条関係)

3 市町村による森林の経営の受託又は委託に必要な援助市町村は、森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあっせんを行うよう努めるものとする。

(第191条第2項関係)

4 国及び地方公共団体が講ずる措置

国及び地方公共団体が講ずる措置について、以下の規定を設けること。

- (1) 保安林に係る権限の適切な行使 (第 40 条関係)
- (2) 森林の土地の境界の確定のための措置 (第 191 条の 3 関係)
- (3) 森林に関するデータベースの整備等 (第 191 条の 4 関係)
- (4) 施業の集約化等の事業の推進 (第 191 条の 5 関係)
- (5) 地方公共団体が行う保安林等の買入れに係る財政上の措置 (第 191 条の 6 関係)

5 罰則の引上げ

届出をせずに立木を伐採した者に対する罰金の上限を現行の 30 万円から 100 万円に引き上げるとともに、これに応じてその他の罰金の上限についても引上げを行うものとする。

(第 206 条から第 209 条まで関係)

第 9 施行期日等

1 この法律は、平成 24 年 4 月 1 日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行するものとする。

- (1) 2 並びに上記第 5、第 8 の 2 及び第 8 の 4 公布の日
- (2) 上記第 1 公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第 1 条関係)

2 農林水産大臣は平成 23 年 9 月 30 日までに、都道府県知事は平成 23 年 12 月 31 日までに、市町村は平成 24 年 3 月 31 日までに、改正後の森林法の規定の例により、公布の際現に改正前の森林法の規定によりたてられている全国森林計画、地域森林計画及び市町村森林整備計画を変更しなければならないものとする。

(附則第 2 条から第 5 条まで関係)

大阪地域森林計画書

(変更案)

(大阪森林計画区)

計画期間

自 平成22年 4月 1日

至 平成32年 3月 31日

第1回変更平成23年3月29日作成

第2回変更平成23年12月 日作成

大 阪 府

目次

I 計画の大綱	1
1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け.....	1
(1) 自然的背景.....	1
(2) 社会的背景.....	2
(3) 森林資源の現況.....	3
(4) 林業経営等の現況.....	4
(5) 森林計画区の位置付け.....	5
2 前計画の実行結果の概要及びその評価.....	5
3 計画樹立に当たっての基本的考え方.....	6
4 森林の整備及び保全等長期の目標及び計画量の決定理由.....	7
II 計画事項	9
第1 計画の対象とする森林の区域.....	10
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項.....	12
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項.....	12
(1) 森林の整備及び保全の目標.....	12
(2) 森林の整備及び保全の基本方針.....	12
(3) 計画期間において到達すべき森林資源の状態等.....	14
2 その他必要な事項.....	14
第3 森林の整備に関する事項.....	15
1 森林の立木竹の伐採に関する事項.....	15
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針.....	15
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針.....	16
(3) その他必要な事項.....	16
2 造林に関する事項.....	16
(1) 人工造林に関する指針.....	16
(2) 天然更新に関する指針.....	18
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針.....	19
(4) その他必要な事項.....	19
3 間伐及び保育に関する基本的事項.....	19
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針.....	19
(2) 保育の標準的な方法に関する指針.....	20
(3) その他必要な事項.....	20
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	20
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針.....	20
(2) 木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針.....	22

(3)その他必要な事項	22
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	22
(1)林道(林業専用道を含む。以下同じ)等の開設及び改良に関する基本的な考え方	22
(2)効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	23
(3)路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	23
(4)路網の規格・構造についての基本的な考え方	23
(5)更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	23
(6)その他必要な事項	24
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	24
(1)森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針	24
(2)林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	24
(3)作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	24
(4)林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	24
(5)その他必要な事項	25
第4 森林の保全に関する事項	26
1 森林の土地の保全に関する事項	26
(1)土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	26
(2)樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	26
(3)森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	28
(4)その他必要な事項	28
2 保安施設に関する事項等	28
(1)保安施設の整備に関する事項	28
(2)特定保安林の整備に関する事項	29
(3)その他必要な事項	29
3 森林の保護に関する事項	29
(1)森林病虫害等の被害対策の方針	29
(2)鳥獣による森林被害対策の方針	29
(3)林野火災の予防の方針	29
(4)その他必要な事項	29
第5 保健機能森林の整備に関する事項	30
1 保健機能森林の区域の基準	30
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	30
(1)保健機能森林の区域内の森林における施業の方法の指針	30
(2)保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備の指針	30
(3)その他必要な事項	30
第6 計画量等	31

1	伐採立木材積	31
2	間伐面積	31
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	31
4	林道の開設又は拡張に関する計画	32
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	34
	(1)保安林として管理すべき森林の種類別面積等	34
	(2)保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	36
	(3)実施すべき治山事業の数量	37
6	要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期	39
第7	その他必要な事項	40
	1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	40
	2 その他必要な事項	44

I 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

(1) 自然的背景

ア 位置・面積

本計画区は、全国森林計画区の淀川広域流域計画区に属し、西は兵庫県、北は京都府、東は奈良県、南は和歌山県に接し、大阪湾を取り囲む、東西約 60 km、南北約 87 km、総面積 189,847ha の区域である。

本計画区に包括される行政区域は、大阪府一円、33 市 9 町 1 村である。

イ 主要山地・地形

本計画区は、大阪平野を取り囲むように、北の北摂山系から南へ、生駒、金剛、和泉葛城山系と弧状に山地が存在する。

北部の北摂山系は老年期の様相を呈し、小盆地群を含む山系を形成し、南部に進むにつれ、しだいになだらかな丘陵地帯となり大阪平野に至っている。北摂山地は 800m 以下の高原状で、深山(791m)、剣尾山(784m)、妙見山(660m)、竜王山(510m)、ポンポン山(679m)等の山々が連なっている。

生駒山系、金剛山系から和泉葛城山系にかけては、山頂部が丸みを帯びた壮年期初期の山脈が府県境を走っており、これを背稜として、しだいに高度が低下している。

淀川から大和川までの間は、交野山(345m)、飯盛山(314m)、生駒山(642m)、高安山(487m)等が生駒山系を形成し、大和川から南は金剛山系となり、二上山(474m)、大和葛城山(959m)、金剛山(1,125m)、神福山(792m)と並んでいる。

ここから稜線は西へ屈曲して和泉葛城山系となり、岩湧山(897m)、三国山(886m)、和泉葛城山(858m)、三峯山(576m)、四石山(384m)、俎石山(420m)、飯盛山(385m)、高森山(285m)と西へ向かって高度が低下している。

ウ 主要河川

概して山間部には広流域の河川はみられず、小規模な河川が猪名川、淀川、大和川に、また直接大阪湾に流入している。

北摂山系では、概ね傾斜度がゆるく山麓部で小扇状地を形成しているが、金剛、和泉葛城山系では、比較的大きい河川の上流は深い V 字谷をなし、扇状地をつくって、平野部に流入している。

エ 地質

北摂山系は、丹波層群の砂岩、泥岩、砂岩・泥岩互層や花崗岩が混在しており、生駒、金剛山系では主として花崗岩が、二上山周辺には火山岩が分布する。和泉葛城山系では、和泉層群の砂岩、泥岩、砂岩・泥岩互層、流紋岩、花崗岩が南から北へ帯状に分布してい

る。

いずれの地域も丘陵部は大阪層群の主として礫層、平野部は沖積層の砂泥層となっている。

オ 土壌

広く褐色森林土が分布しているが、一部赤黄色土、黒ぼく土がみられる。和泉葛城山系の西部では土壌構造や層位の発達の未熟なものが広く分布している。

カ 気候

気候は瀬戸内海性の気候の特色を示し、降水量は比較的少なく、年間平均 1,300 mm程度で、時期としては 6 月、9 月に多い。年平均気温は、平野部で 17°C内外、山間部で 14°C内外である。

(2) 社会的背景

本計画区(大阪府)における土地利用の概況は、森林 56,202ha (30%)、耕地 14,200ha (8%)、宅地 60,043ha (32%)、道路 17,186ha (9%)、その他となっており、総面積 189,847ha の国土の約 0.5%にすぎない地域に全国の約 7.0%、884 万人の人口をかかえている。1k m²当たりの人口密度は昭和 30 年に 2,552 人であったものが、昭和 40 年代には 4,000 人を超え、以後も緩やかに増加を続けたが、平成に入ってから、ほぼ横ばい状態で推移している(平成 21 年 4,667 人)。

高度経済成長期には、産業の急激な発展と、人口集中化が進み、急速な市街地の拡大を伴い無秩序な市街地の形成、土地利用の混乱を招いた。

近年は、人口の増加が鈍化してきており、郊外への宅地開発も減少しつつあるが、残土処分場や資材置場といった低・未利用地の土地利用ニーズは依然高い。

一方、人々の意識は、生活の質の向上、自然環境や景観の保全・創出、地球環境への配慮などへと移行し、森林に対する意識も、平成 17 年に、「京都議定書目標達成計画」が閣議決定され、二酸化炭素の吸収源としての森林の公益的機能が広く知られることとなったため、向上しつつある。

ア 豊能・三島地域

北摂山系をひかえる豊能・三島地域は、古くから京阪神を結ぶ交通の要衝であり、平野部から山麓部にかけて JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、名神高速道路等の広域幹線が集中している。昭和 40 年代の千里ニュータウンの建設、万国博覧会の開催を契機に住宅開発が丘陵部を経て山間部に進展した。現在も国際文化公園都市(箕面市・茨木市)、水と緑の健康都市(箕面市)など新市街地の整備が山間部で進められている。

一方、良好な都市環境の構成要素でもある山間部の里山景観を保全するため、平成 13 年に、能勢町、豊能町、茨木市、高槻市、島本町において約 2,600ha の森林が大阪府立北摂自然公園として指定され、公園計画の中に、里山林管理計画が位置付けられ、その保全と

活用が図られている。

イ 北河内・中河内地域

大阪の中央部に位置する北河内・中河内地域は、都心にも近いこと、平野部から山麓部にかけて著しく市街化の進んだ地域である。現在は、一部において農地造成や資材置場等への転用はあるものの、山麓部における新規開発は減少傾向にある。しかし、採石場跡地のように過去に一度開発され、現在、低・未利用地となった区域をめぐる土地利用が新たな課題となっている。

一方、市街地と近接して奈良盆地との境を南北に走る生駒山系はその65%が金剛生駒紀泉国定公園に指定されており、まさに緑のスクリーンとして、生活環境の保全、保健休養の場の提供を通じて府民生活に大きく貢献している。

ウ 南河内地域

金剛山系が位置する南河内地域は、全体としては、田園都市のイメージが強い地域であるものの、一部の丘陵部においては、資材置場など低・未利用地への転用が行われている。一方、豊かな自然・歴史・文化資源を有する山地・山麓部は金剛生駒紀泉国定公園に指定されており、その保全と活用が図られている。

エ 泉州地域

和泉葛城山系が位置する泉州地域においては、関西国際空港の開港とそれに合わせて全線開通した国道170号線（大阪外環状線）に代表される周辺整備の進展が、山地・丘陵部の利用にも大きなインパクトを与えた。

また、国道26号線（第二阪和国道）の延伸工事のように、現在も山地・丘陵部における開発が継続されているものもある。

一方、平成8年に4,850haが金剛生駒紀泉国定公園に編入されたことに続いて、平成20年には近郊緑地保全区域を岬町に一部拡大指定され、平成23年に947haが大阪府立阪南・岬自然公園に指定されるなど、その豊かな自然環境の保全と活用の対策が進められている。

(3) 森林資源の現況

計画区の森林を植物帯からみると、ほぼ全域が暖帯林に属しており、一部温帯林がみられる。面積は56,202haで、その内国有林は1,095haと森林面積のわずか2%にしか過ぎず、大部分は民有林である。

ア 北摂山系

林野率は高いものの、人工林率は35%と低く、天然生のアカマツ、次いでクヌギ、コナラ等の広葉樹が多い。

イ 生駒山系

一部スギ、ヒノキの人工林が見られるほかは、天然生のクヌギ、コナラを中心とした広葉樹林である。

ウ 金剛山系

人工林率が高くスギ、ヒノキの優れた人工林地帯を形成している。

エ 和泉葛城山系

東部の金剛山系に接する地域ではスギ、ヒノキの人工林が多く見られるが、西部地区では未熟土壌が広がり、風衝地でもあるため林木の生育は概して悪く、マツ類と広葉樹が混交した森林が多い。

(4) 林業経営等の現況

本計画区は、全般的にスギ、ヒノキの人工林の多くが未だ間伐等の施業が必要な育成段階にあるが、保育施業対象外となる12齢級以上の割合も増加してきており、資源としての本格的利用が可能となる段階に入りつつある。しかし、依然、木材価格は低迷しており概して林業生産活動は低調である。

ア 北摂山系

農業経営にクリ、シイタケ等の特用林産物生産を取り入れた農林複合的経営が進められてきた。現在は高槻市と能勢町を中心に育林活動が進められている。

また、高槻市では森林組合が、森林開発に伴い発生する伐採木を現地でチップ化処理し、マルチング材・堆肥等としての再利用や、間伐材等を木質ペレットやバイオコークスに加工し燃料として利用するなど、木質資源の有効活用に取り組んでいるとともに、都市近郊に位置する総合的な森林レクリエーションエリアとして広く府民に利用されている高槻市田能にある高槻森林観光センターを運営し、地元で就業の場を提供している。

能勢町では森林組合が、間伐材を土留め工や階段工などの土木資材及びベンチや遊具など公園用資材として活用すべく、丸棒加工施設を設置し、間伐材の利用促進に取り組んでいる。

また、里山の再生による生物多様性の保全、景観の維持、生活環境の保全を図るため、アカマツ、コナラ、クヌギ林や拡大した竹林などにおいて、地域住民、NPO、森林ボランティア等、府民と協働した森林保全の取り組みが行われている。

イ 生駒山系

土壌その他自然条件が森林の育成上良好とは言い難く、林業生産活動は低調で、放置された森林が多く見られる。本地域の森林は、大阪の中心街から東に約20キロメートルという極めて近距離に位置し、森林の65%が国定公園の特別地域に指定されている。そのため、木材等生産機能の発揮よりむしろ、都市近郊林としての山地災害防止、生活環境の保全はもとより、森林レクリエーション等の保健休養の場としての活用に対する要請が高く、森林レクリエーションの拠点としての「府民の森」の活用や、府民協働による景観林整備などの取り組みが行われている。

ウ 金剛山系

スギ、ヒノキの混交密植造林を特徴とする集約的な林業経営が行われており(河内林業地

帯)、人工林率は 72%に達している。しかし、長期にわたる木材需要の減少や木材価格の低迷等により、林業経営を取り巻く厳しい状況のなかで、森林所有者の伐り控えが進むなど、林業生産活動は停滞傾向にある。その中であって比較的活発な活動を展開し、河内林業地帯の中核となっているのが千早赤阪村、河内長野市である。千早赤阪村と河内長野市は他の市町村に比ベスギやヒノキの人工林の割合が高く、林業構造改善事業等の導入により、森林組合が、千早赤阪村では木質チップ生産施設を整備し、未利用木質資源の有効活用に取り組んでおり、河内長野市では国産材製材加工施設を整備し、工務店と連携した住宅部材の産直販売に取り組むなど「おおさか河内材」の利用促進による地域活性化を進めている。

エ 和泉葛城山系

土壌等森林育成上の自然的条件に恵まれず、スギ、ヒノキの適地は限られ、全般にマツ林の占める割合が多く、生産性の低さ、松くい虫被害などから林業生産活動は低調であり、資産保持的な所有傾向が強い。比較的人工林資源に恵まれている東部地区の和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市の4市は、路網整備により間伐の促進等の育林活動が展開されている。また、集落に近い里山では、近年、適正な管理がされず荒廃した竹林が増加傾向にあり、これら竹林等の保全整備に地域住民、NPO、森林ボランティア等が取り組んでいる。

また、西部地区は、府内でも府営林の占める割合が高く、府営林整備・管理事業を中心に公有林を核とした森林の保全整備や、治山事業等の積極的な実施により、森林の持つ公益的機能の充実に努めるとともに、森林に対する関心や理解を深めるため、森林・林業・自然環境の学習拠点として、「紀泉わいわい村」（泉南市）等が整備されている。

(5) 森林計画区の位置付け

大阪府は、平野部において高度に都市化が進むとともに、山地部に対する都市化の圧力は以前ほどではないものの現存しており、その都市化の進んだ平野部を取り囲む周辺山系の森林は、都市のみどりのネットワークを形成する骨格となっている。

本計画区の森林は、木材生産の場にとどまらず、水源のかん養、災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の機能に加えて、快適な生活環境の維持形成や身近な憩いの場など、かけがえのない空間を府民に提供しており、身近な自然環境資源としての保全整備に対する期待が強い。

このため、「都市環境の整備と森林の保全」、「持続可能な森林経営と適切な森林管理による公益的機能の持続的発揮」といった課題を視点に据えながら、計画的な森林の資源管理を進める必要がある。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

該当なし

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

本計画は、全国森林計画に基づき策定するものであり、緑と水の源泉であり府民の多様なニーズに応えうる森づくりと府内産木材等の森林資源の利用促進、山地災害の未然防止、生物多様性の保全のための条件整備を基本的課題としながら、次に示す森林の整備及び保全の方向付けに基づき、適正な森林管理を推進するものとする。

(1) 森林整備の方向性

ア 多様な森林への誘導

従来から進めてきた若齢の森林に加え、高齢級の森林についても、コストを抑えた抜き伐り等の適切な実施を行い、立地条件に応じた長伐期化や育成複層林施業への誘導を図る。

また近年、森林に対して、生物多様性の保全やCO₂吸収源としての役割がより強く求められていることから、里山林の再生と創造、竹林の整備、スギ・ヒノキ人工林における間伐の実施を計画的に進める。

イ 持続可能な森林管理

木材価格の低迷等により、森林所有者の管理意欲が減退する中で、適切な森林整備を図るためには、地域における持続可能な森林管理体制を構築する必要がある。

そのため、必要な森林管理がなされず放置された森林（放置森林）については、対策を重点化する地域を明確化し、森林所有者に対して、施業を集約化し、適切な森林管理が図られるよう重点的な働きかけを行う。

また、重点化する地域においては、間伐などの施業が適切に進められるよう、作業道などの林内路網の整備を図るとともに、間伐材の搬出利用の取り組みも併せて推進する。

ウ 多様な主体の参加・協働による森づくり

多様な森林への誘導や放置森林の解消を図るためには、森林所有者の自助努力だけでなく、森林を地域の環境財と捉え、地域社会全体で支えていく必要がある。

そのため、企業、団体、森林ボランティアなど多様な主体による森づくりをサポートするため、地域毎に市町村も参画して設置されている「森づくりサポート協議会」との連携を図りながら、企業、団体の参画による森づくりを進めるなど多様な手法による府民協働の森づくりを推進する。

エ 森林資源の利用促進

地球温暖化の防止、資源循環型の社会システムの構築、地域資源を活用した地域づくり、安全・安心な住環境・教育環境の提供、森林バイオマスに着目した新産業の創出など、大消費地であることや厚みのある産業集積と産業基盤の充実等の大都市・大阪の特性、特徴を活かし、「都市生活者、消費者重視」及び「新産業の創設」の視点から森林資源を都市に活かす取り組みを推進する。

オ 森林の適切な保全

森林法や、自然公園法など関連法令の適確な運用に努めるとともに、山地災害の未然防止を図るための、治山施設などの整備を推進する。

また、森林は、心身の癒しや安らぎ、レクリエーションの場の提供とともに、自然環境保全、生活環境保全・歴史・文化・教育の場の提供など、市民のニーズが高いことから、森林の保健休養機能等の維持、向上を図る。

(2) 山系別森林整備の具体的方向

ア 北摂山系

箕面川ダム、一庫ダム等の水源林地域については、複層林の造成、育成天然林の導入等水源涵養機能の高度発揮に配慮した森林整備を推進する。また、保育期から利用期に入ってきた人工林資源については、必要に応じて路網等の基盤整備を進め、積極的な搬出利用を図るとともに、優れた里山景観を創出するクヌギ・コナラ林等の二次林については、その再生を図る。

イ 生駒山系

既存の府民の森の充実と相まって、防災・景観に配慮した保全を図ることを整備の目標とし、府民の参加協力も得ながら、花木の植栽などによる景観林への誘導や荒廃森林の整備を推進する。

ウ 金剛山系

恵まれた人工林資源の適切な管理、利用を図ることにより国土保全等の機能を確保するため、路網等の間伐材搬出基盤の整備を進め、間伐材の搬出利用を重点的に実施する。加えて、流通加工施設等生産基盤の整備を進めるとともに、豊かな自然環境や歴史的・文化的資源を活かし、レクリエーションや自然環境学習の場としての活用を進め、緑と水、緑と歴史・文化のネットワークを形成する。

エ 和泉葛城山系

東部地域の人工林資源に恵まれた地域については、金剛山系の河内林業地帯と一帯となった人工林資源の適切な管理と利用を進め、西部地域について国土保全機能を確保するため保安林、府営林の整備を進める。

また、大阪ベイエリアと空港を臨むことのできる景観の維持向上と森林レクリエーションや自然環境学習の場としての活用も併せて推進する。

4 森林の整備及び保全等長期の目標及び計画量の決定理由

(1) 森林の整備及び保全に関する事項

森林の有する主な機能を、水源涵養機能、山地災害防止/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別し、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を推進する。

(2) 伐採に関する事項

森林資源の保続と健全な森林の育成を前提に、全国森林計画、過去の実績、森林資源構成及び森林経営の動向を勘案のうえ、計画期間の伐採立木材積を、主伐 176 千 m³、間伐 235 千 m³ と計画した。

(3) 造林に関する事項

全国森林計画、過去の実績、森林資源構成及び森林経営の動向を勘案のうえ、計画期間の造林面積を人工造林 809ha、天然更新 266ha と計画した。また、育成複層林導入面積は 105ha と計画した。

(4) 林道の開設及び拡張に関する事項

全国森林計画、過去の実績、林道網整備計画、地元の要望等を勘案のうえ、計画期間中の開設を 22 路線 27.1km、拡張を 53 路線 79.4km と計画した。なお、作業道等の充実にも努める。

(5) 保安施設に関する事項

保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）について、全国森林計画、森林の持つ公益的機能の度合い及び過去の災害発生状況等を勘案して、水源かん養のための保安林 9,381ha、災害防備のための保安林 7,300ha、保健・風致の保存等のための保安林 5,545ha と計画した。

また、治山事業について、全国森林計画、事業の重要性・緊急性を勘案のうえ、治山事業を実施する箇所を 120 林班と計画した。

Ⅱ 計画事項

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

区分	面積		
総数	55,107	単位 : h a	
豊中市	2	松原市	-
池田市	545	羽曳野市	247
箕面市	2,205	藤井寺市	-
豊能町	2,189	大阪狭山市	-
能勢町	7,673	太子町	515
吹田市	2	河南町	1,214
高槻市	4,483	千早赤阪村	2,928
茨木市	2,765	堺市	400
摂津市	-		
島本町	971	岸和田市	1,859
守口市	-	泉大津市	-
枚方市	458	貝塚市	1,768
八尾市	482	泉佐野市	1,980
寝屋川市	9	和泉市	3,062
大東市	282	高石市	0
柏原市	720	泉南市	2,229
門真市	-	阪南市	1,821
東大阪市	1,009	忠岡町	-
四條畷市	744	熊取町	497
交野市	961	田尻町	-
富田林市	250	岬町	3,523
河内長野市	7,314	大阪市	0

注 1

大阪地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

注 2

本計画の対象森林は、森林法第 10 条の 2 に基づく林地開発行為の許可制、同法第 10 条の 7 の 2 に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第 10 条の 8 に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

注 3

森林計画図の縦覧場所

(全 域)

大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎 22 階

大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課

(吹田市、茨木市、高槻市、摂津市、島本町、箕面市、池田市、
豊中市、能勢町、豊能町)
茨木市中穂積 1 丁目 - 3 - 4 3 (大阪府三島府民センタービル内)
大阪府北部農と緑の総合事務所

(枚方市、交野市、四條畷市、大東市、寝屋川市、守口市、
門真市、東大阪市、八尾市、柏原市、大阪市)
八尾市荘内町 2 丁目 1 - 3 6 (大阪府中河内府民センタービル内)
大阪府中部農と緑の総合事務所

(松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、
太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市)
富田林市寿町 2 丁目 6 - 1 (大阪府南河内府民センタービル内)
大阪府南河内農と緑の総合事務所

(和泉市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、
貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、阪南市、
岬町)
岸和田市野田町 3 丁目 1 3 - 2 (大阪府泉南府民センタービル内)
大阪府泉州農と緑の総合事務所

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林を目標とする。

② 山地災害防止/土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林を目標とする。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目標とする。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林を目標とする。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林を目標とする。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林を目標とする。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目標とする

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

① 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図

る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や府民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

②山地災害防止機能/土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や府民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

③快適環境形成機能

府民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

④保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、府民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、府民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や府民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑤文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑥生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。常に変わりうる森林生態系は、ある一定の地域においてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されている。特に、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林や河辺林などの森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達すべき森林資源の状態等

区 分		現 況	計画期末
面積 (ha)	育成単層林	2 6, 5 7 3	2 6, 5 0 1
	育成複層林	4 4 4	5 4 9
	天然生林	2 5, 5 0 1	2 5, 4 6 8
森林蓄積(m ³ /ha)		1 4 5	1 6 2

2 その他必要な事項

該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

① 皆伐

皆伐は、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林、及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施すること。

- ア 皆伐を行うにあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図るものとする。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置するものとする。
- イ 実施時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。
- ウ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき、植込みを行うものとする。特に、伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図るものとする。
- エ 皆伐後、天然更新を行う場合は、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため1月～3月の間に伐採するものとする。

② 択伐

択伐にあたり、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施すること。

- ア 複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。

イ 天然下種等による更新が確実な森林で行うものとし、伐採にあたっては森林生産力及び公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導することとする。

③育成林の主伐は樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、主伐の時期は下表を目安として定めるものとする。

単位 : cm

樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立方法	期待径級	(年)
スギ	小丸太	密仕立	16	30
	一般建築材	中仕立	24	40
	造作材	中仕立	32	70
ヒノキ	心持柱材	密仕立	20	45
	造作材	中仕立	34	80
マツ	一般材	中仕立	26	35

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものではない。主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする。

単位：年

地区	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹
大阪森林計画区	40	45	35	45	10	15

(3) その他必要な事項

該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地

形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、地域における造林種苗の需給動向、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の樹種は適地適木を旨とし、造林地の気象、地形、土壌等の自然条件や既往の植栽地の成林状況及び地利条件等を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものとする。

なお、多様な森林の整備を図る観点から、画一的な樹種の造林を促進することとならないよう留意すること。

また、風致の維持や特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るため、立地条件や地域の特性に応じた造林方法を勘案して、その方法を定めることとする。人工造林における植栽本数はイ（ア）人工造林の植栽本数によるものとするが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めることができる。

また、複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合は、それを踏まえた上で植栽本数を定めることとする。

なお、森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持などのため、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を定めること。また、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定めるものとする。

（ア）人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数を勘案して仕立て方法別に定めるものとする。

単位：本/ha

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	密仕立て	6,000
	中仕立て	3,500
ヒノキ	密仕立て	6,500
	中仕立て	4,000

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

①地拵えの方法

植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。

②植栽方法

植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い活着率の向上を図る。また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。

③植栽時期

植栽は春先に行うものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、原則として2年以内に植栽をすることとする。それ以外の森林及び択伐による伐採に係るものについては、伐採後5年以内に植栽をすることとする。

(2)天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。市町村森林整備計画の作成にあたっては、次の事項を指針として計画事項を定めるものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新補助作業の対象樹種は、マツ類、クヌギ、コナラ等を主体に選定する。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあつては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。更新は、周辺の草丈以上の更新樹種の本数が、概ね下表に示す本数以上で完了しているものとする。なお、林床の状況等から天然稚樹の発生・生育が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
10,000 本/ha	3	3,000 本/ha

- ①かきおこし、枝条整理等の地表処理の作業は、下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について行うこと。
- ②刈出しは、天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について行うこと。
- ③植え込みは、天然下種更新の不十分な箇所に行い、その本数は、天然稚樹等の有無及

びその配置状況等を勘案して決定する。

- ④ぼう芽による更新を行う場合には、目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して決定するものとし、伐採後2～3年以内に優勢なぼう芽を3本程度残すよう芽欠きを行うこと。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新によるものについては、伐採後5年以内に、更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽により造成された森林で、周囲に種子を供給する母樹が存在せず、天然更新が期待されない森林等について、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として特定するものとする。

(4) その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。

樹種	施業体系	間伐時期(年)			
		初回	2回目	3回目	4回目
スギ	中仕立て	16	21	31	(40)
	密仕立て	16	20	24	
ヒノキ	中仕立て	18	23	35	(45)
	密仕立て	18	23	29	35

注1) () 内は長伐期大径材生産を目標とした場合

注2) 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行なうものとし、間伐率は本数割合で2～3割程度(初回は3割程度)とする。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基準とし、地域における既往の保育の方法を勘案して時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

なお、市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林で、これらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

保育の種類	樹種	実施林齢																				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△														
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△													
つる切り	スギ						○	○	○													
	ヒノキ							○	○	○												
除伐	スギ										←○→											
	ヒノキ											←○→										

注) △は必要に応じて行なう。

(3) その他必要な事項

該当なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林とは、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域とし、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」「保健機能維持増進森林」の区域について設定する。また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとする。なお、個々の公益的機能別施業森林と木材等生産機能維持増進森林は、重複して区分を設定できるものとする。

公益的機能別施業森林及び木材等生産機能維持増進森林の区域、施業の方法については、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

① 水源涵養機能維持増進森林

水源涵養機能維持増進森林は、原則として水源涵養機能の必要性が高い森林や、水源

涵養保安林を有する森林とする。具体的には、地域の用水源として重要なため池、ダムや主要河川等の上流に位置する森林とする。

② 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林は、原則として山地災害防止機能の必要性の高い森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林を有する森林とする。具体的には、地形として傾斜が急であり山腹の凹曲部等水の集中流下する森林や市街地、集落、道路等などの施設に近接し急峻な地形を有する森林とする。

③ 快適環境形成機能維持増進森林

快適環境形成機能を高度に発揮することが求められている森林について個々の森林の立地条件、林況、地域の要請等を踏まえて定めることを基本とする。原則として、集落等の周辺に位置し、大気浄化、防音、防風等の必要性がある森林を快適環境形成機能維持増進森林とする。

④ 保健機能維持増進森林

保健機能維持増進森林は、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能を高度に発揮することが求められる森林について定めることを基本として、個々の森林の立地条件、林況、地域の要請等を踏まえて定めるものとする。原則として、自然公園区域、府民の森、市町村民の森、史跡・名勝等が所在する森林、貴重な植物・動物が生息する森林等を対象とする。

イ 森林施業の方法に関する指針

① 水源涵養機能維持増進森林

伐期の延長を推進する施業及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、適正な森林の立木蓄積を維持しつつ、根系の発達を確保することを旨として定めるものとする。

② 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、または、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確保することを旨として定めるものとする。

③ 快適環境形成機能維持増進森林・保健機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、また、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、自然景観の維持向上など個々の森林に対する要請に応じた適切な施業の方法を定めるものとする。なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広

葉樹を育成する森林施業を行うこととする。

(2) 木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材等生産機能維持増進森林は、材木の生育状況から安定した木材生産が見込まれることとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を対象とする。なお、木材等生産機能の維持増進は、個々の公益的機能別施業森林と重複して区域を設定できるとする。ただし、重複する場合はそれぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となることを旨として定めることとする。

(3) その他必要な事項

該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道(林業専用道を含む。以下同じ)等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設においては、その用途に即した適正な計画を樹立するとともに、安全性と経済性を兼ね備えた合理的なものであることを基本とし、重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとに、以下のとおりとする。

ア 水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止/土砂流出防止維持増進森林

水源涵養機能等の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、高密な路網を整備することとするが、急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避するなど、現地の地形、地質に即した線形、構造となるよう留意する。また、排水施設の整備に努めるとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取り組みを行うものとする。

イ 快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

行楽や学びの場として利用する森林、生物多様性を保全する森林等においては、利用者の利便性確保の観点に加え、景観や生物多様性の保全に配慮した線形、構造、施設を選択するものとする。

ウ 木材等生産機能維持増進森林

木材等生産機能を重視する森林においては、森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、林業機械による作業システム等に最も効率的な路網整備を計画的に推進することとする。また、必要に応じて林道と作業道等の適切な組み合わせによる路網としての整備を推進するものとする

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

森林施業等の効率化を進めるため、傾斜等の自然的条件、施業の必要となる林分のまとまり等、地域の特性に応じた路網を整備するとともに、高性能林業機械の導入を促進し、これらの組み合わせにより低コストで効率的な作業システムの構築を推進することとする。なお、傾斜に応じた路網密度は下表を目安とする。

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	100 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	75 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60 以上	15 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	架線系作業システム	15 以上	15 以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

林地の傾斜や搬出方法に応じた路網と林業機械化の組み合わせにより、施業が必要な分散した林分の集約化を図り、低コスト化を推進する区域を路網整備等推進する区域とする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程、林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針を基本に路網を作設する。

(5) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

特になし

(6) その他必要な事項

土場、作業施設など、林産物の搬出、造林・保育その他施業の効率化を図る施設整備を路網整備と併せて推進する。また、林産物の搬出にあたっては、立木竹及び下層植生の保持に努め、地表を損傷しないよう十分留意するものとする。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

府、市町村、森林管理局、森林組合、木材関連事業者等川上から川下までが一体となり、国有林と民有林の緊密な連携を保ちながら、流域林業の活性化、林業の担い手育成・確保、林業機械化の推進、府内産材の流通加工体制の整備等、生産、流通及び加工における条件整備を次のとおり計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

高性能林業機械の導入、適正な林内路網の整備と併せて、森林所有者から森林組合等の林業事業者への森林経営管理の受委託や森林施業の共同化を推進し、団地化、集約化による効率的な森林施業の実行確保と経費の低コスト化を図り、安定的な木材供給体制の確立と森林の適正な管理を推進する。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 森林組合の育成

地域の森林整備の中核的な担い手である森林組合を育成するため、組織体制の充実・経営基盤等の強化を図る。

イ 林業後継者の育成、確保

大阪府林業労働力確保支援センターを林業担い手育成・確保の中核として位置付け、雇用管理の改善や新規就労の円滑化、基幹的林業労働者の養成に努める。そのため、社会保険等への加入促進、労働安全衛生の確保等就労条件の改善を図り新規就労者を促進するとともに、林業従事者に対する技術研修等を実施し、技能の向上に努める。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

小規模林業経営が中心で、急峻な地形が大部分を占める本府においては、大型の高性能機械の導入は困難である。そのため、チェーンソー（伐木）、タワー付集材機（集材）、簡易式プロセッサ（造材）の素材生産システムをメインシステムとして確立する。また、システムに対応した高密度路網整備を推進する。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

消費地に近接するという特性を活かし、原木市場を核に、府内素材の集荷基地としての

機能を強化する。また、府内の森林資源や木材産業の実態から見て、今後とも広域的大量流通よりむしろ、小ロットでも消費者ニーズの多様化に柔軟に対応することが可能な産業としての展開が望まれることから、木材加工施設を核に公共事業における土木資材の供給はもとより、工務店と連携しながら住宅部材を供給するなど活用可能な分野を開拓していく。

(5)その他必要な事項

特になし

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更にあたって、水源涵養、土砂の流出や崩壊の防止等の機能面から、特に林地の保全上留意すべき森林は下表のとおりとする。なお、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区を含む。

単位：ha

所 在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	地 区			
総 数		30,827		
能勢町	1、2、4～6、8～10、12、14～16、21～25、29、30、32、34、35～38、39 は～41、45、46、48～51、55、59～61、63、80～82、88～93	4,361	水源涵養 山地災害防止	
豊能町	1、4～7、11、15、16、19、22～24、26、30～32、37、38	1,159		
箕面市	11～13、15 い～17、28、33、36、37	679		
池田市	11、15	132		
茨木市	1、9、10、12、13、16、18～20、28、35、38、39、46、50	1,032		

高槻市	10 い、11、15、16、19、20、 23、28、29 ろ、37、38、42 ～46、48～50、52、58、 60、66、71、73、74、76、 77、81～83、85、86、90、 92	1,954	水源涵養 山地災害防止
島本町	6、9、12、13～15	275	
枚方市	4、8	85	
交野市	1～3、5～13、15～17、 20、21	786	
四條畷市	7～9、13、14	337	
大東市	1～4	159	
東大阪市	1～4、6、11～13	704	
八尾市	1～4、7、8	385	
柏原市	1、2、11、12	200	
太子町	11～16	288	
河南町	3～17、19、20、24 ろ、27	734	
千早赤阪村	2～24、31～33、35～55、 58、59	2,319	
河内長野市	長野 4、5、6 川上 4～31 い、32～34 天見 3～6、8～16、18～28 加賀田 3～16、18 高向 3、4、6～19、21、24、 25、30、35～46	5,778	
和泉市	南松尾 2 ろ、2 は、7、8 い、8 ろ 横山 4～8、10～12、13 ろ ～20、22～24 南横山 6、8、9、11～17、 23、27～29	1,709	
岸和田市	2～4、7～13、15～17、 19、23 ろ～27、29、31～ 36、38	1,393	

貝塚市	2～4、6、9～19、21～ 23、25、28、31～34、41 ～43、46	1,170	水源涵養 山地災害防止
泉佐野市	9～21、24、26、29、30、 33、35、36、41～43、48	1,085	
熊取町	3ろ～6、9、11	292	
泉南市	信達 15、20、21、23、25 ～29、35、40～42 い、 44、45、48、51 新家 3～8、10	1,199	
阪南市	東鳥取 2、3、8、9～12、 15、16、18 南海 1、5、15、17、18、 19	808	
岬町	13、3～5、17～19、32 ～36、38、40、43～46、 48～50、57、61、62、71 ～77	1,534	

ア 森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

第2の1に掲げる水源涵養機能及び山地災害防止/土壌保全防止機能を特に高度に発揮させる必要のある森林、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区とする。

イ 留意すべき事項

山地災害の防止、水源涵養等の林地の有する公益的機能の維持向上を図るため、1に定める森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項に配慮し、治山事業の実施、保安林の指定及びその適正な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図る。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

特になし

(4) その他必要な事項

2 保安施設に関する事項等

(1) 保安施設の整備に関する事項

保安林の配備については、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の

指定に重点をおいて計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、森林保全に努めることとする。また、治山事業については、府民の安全・安心を確保する観点から、緊急かつ計画的な治山事業の実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽並びに本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進する。なお、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(2) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林において、保安林機能の回復・増進を図るため要整備森林の森林施業を推進する。要整備森林の所在及び面積、実施すべき施業の方法及び時期については、第6の6の表のとおりである。

(3) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、保安林台帳の調製等及び標識の設置等を適正に行うものとする。

3 森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害発生に対し、森林病虫害等防除事業等を活用し、予防、早期駆除に努める。特に、ナラ枯れ被害について、森林パトロール等を通じた早期発見により適切な措置を行うとともに、予防に努める。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて防除活動等を総合的かつ効率的に推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

森林のレクリエーション利用者等の増大に伴う森林火災の未然防止を図るため、森林パトロールの実施による入山者に対する指導や普及啓発活動等を行う。また、火災発生時に備えて初期消火器材の配置等を行い、被害の軽減等を講じるとともに、森林の担保性を高めるため、森林国営保険等保険加入の拡大に努める。

(4) その他必要な事項

府内に森林保全員を配置し、入山者に対する指導や巡視等の森林パトロールを実施し、適切な森林保全管理に努める。

第5 保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるため、森林の施業及び公衆の利用に供する施設整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、地域の自然環境等の自然的条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定める。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、自然地形等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込のある森林について設定する。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法の指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水資源かん養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等、多様な施業を積極的に実施するものとする。また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備の指針

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高。）を定める。

(3) その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等にあたっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

1 伐採立木材積

本計画の伐採（主伐・間伐）立木材積は下表のとおりとする。

単位：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	411	401	10	176	166	10	235	235	0
前半5カ年の計画量	230	225	5	88	83	5	142	142	0

2 間伐面積

本計画の間伐面積は下表のとおりとする。

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	8,300
前半5カ年の計画量	5,050

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

本計画の人工造林、天然更新の造林面積、育成複層林導入面積は下表のとおりとする。は下表のとおりとする。

単位：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	809	266
前半5カ年の計画量	405	133

単位：ha

育成複層林導入面積		105
内訳	育成単層林→育成複層林	72
	天然林→育成複層林	33

4 林道の開設又は拡張に関する計画

開設/ 拡張	種 類	市町村	路 線 名	延長 (km)	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇 所	対図番号	備考
開設	自動車道	豊能町	初谷	1.8	235		②	
			大峯	1.4	49		②	
			小計	3.2	284			
		高槻市	西浦	1.4	43		②	
			小計	1.4	43			
		茨木市	堂ノ上見立	0.4	9		②	
			小計	0.4	9			
		島本町	深谷	0.7	193		②	
			小計	0.7	193			
		河南町	葛城	1.2	44		③	
			乾谷	0.6	63		③	
			小計	1.8	107			
		千早赤阪村	奥代	0.5	114		③ ④	
			中津原	1.3	32		③ ④	
			小計	1.8	146			
		河内長野市	ミソノ谷	0.4	33		③ ④	
			島の谷石見川	1.5	123		③ ④	
			清水唐久谷	1	78		③ ④	
			トロコ谷	0.5	13		③ ④	
			大岩御光滝	2.2	103		③ ④	
			小計	5.6	350			
		和泉市	大岩御光滝	3.4	250		④	
			大谷	0.5	52		④	
			小計	3.9	302			
		貝塚市	御所の谷	0.8	59		⑤	
			扇畑長窪	2	56		⑤	
			小計	2.8	115			
		泉佐野市	稲倉	1.1	226		⑤	
			坂麦	1.2	39		⑤	
			生草	1	86		⑤	
			小計	3.3	351			
		泉南市	牧谷	2.2	55		⑤	
小計	2.2		55					
計			22路線	27.1	1955			

開設/拡張	種類	市町村	路線名	延長(km)	利用区域面積(ha)	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道	能勢町	山辺	1.7	57		①	
			其ヶ谷	1.3	116		①	
			日野	1.2	88		①	
			暮坂	1.3	134		①	
			小計	5.5	395			
		豊能町	萩和	0.8	23		①	
			大井山	0.9	16		①	
			小計	1.7	39			
		箕面市	宮山	0.4	40		②	
			小計	0.4	40			
		高槻市	ポソソ山	3.1	260		②	
			原松尾谷	5.6	273		②	
			小計	8.7	533			
		茨木市	車作	1	34		②	
			中里深谷	2.5	192		②	
			下音羽東山	1.5	27		②	
			小計	5	253			
		河南町	持尾	1.1	57		③	
			小計	1.1	57			
		千早赤阪村	足谷	0.4	142		④	
			ウスイ谷	1.1	105		④	
			長谷	0.5	87		④	
			伏見峠	0.4	96		④	
			奥代	0.4	100		④	
			小計	2.8	530			
		河内長野市	宮の谷	0.8	43		③ ④	
			大住谷	2	120		③ ④	
			小原谷	0.3	56		③ ④	
			赤田	2.1	100		③ ④	
			島の谷	1.6	246		③ ④	
			オノ神	2.6	185		③ ④	
			中之谷	0.8	85		③ ④	
			加賀田横谷	0.8	116		③ ④	
			加賀田滝畑	2.2	108		④	
			野谷	0.7	138		④	
			千石谷	3.7	506		④	
			大谷	0.9	75		④	
			小計	18.5	1778			
		和泉市	大岩	0.1	192		⑤	
			根来谷	0.3	21		④	
			九鬼奥	0.3	87		④	
			小父折	0.3	88		⑤	
			岩屋谷	0.3	169		④	
		小計	1.3	557				
		岸和田市	東風谷	0.8	62		⑤	
			シガ谷	2.7	83		⑤	
			本谷	6	130		⑤	
			神於山	0.2	64		⑤	
			塔原	1.9	70		⑤	
			小計	11.6	409			
		貝塚市	本谷	1.8	268		⑤	
			積貝	1.2	37		⑤	
			小葉谷	1.2	51		⑤	
犬鳴東手川	2.1		115		⑤			
犬鳴東手川支線	0.6		40		⑤			
御所の谷	1.8		59		⑤			
小計	8.7		570					
泉佐野市	犬鳴東手川	2.8	396		⑤			
	下大木	1.5	65		⑤			
	稲倉	3.2	328		⑤			
	小計	7.5	789					
泉南市	高倉	1.2	47		⑤			
	東山	1.6	68		⑤			
	堀河	0.7	123		⑤			
	小計	3.5	238					
岬町	本谷	3.1	298		⑥			
	小計	3.1	298					
計		53路線	79.4	6486				

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：h a

保安林の種類	面積	前半5カ年の計画	備考
		面積	
水源涵養のための保安林	9,381	9,237	
災害防備のための保安林	7,300	7,049	
保健・風致の保存等のための保安林	5,545	5,419	

注) 1 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安林とは、土砂流出の防備、土砂の崩壊の防備などの第2号から第7号までの目的、保健・風致の保存等のための保安林とは、第8号から第11号の目的を達成するために指定する保安林をいう。

2 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定 解除別	種類	森林の所在		面積(ha)	前半5カ年の 計画面積	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	水かん	能勢町	宿野 等	32	10	水源のかん養	
指定	水かん	高槻市	原 等	38	19	水源のかん養	
指定	水かん	八尾市	教興寺 等	10	5	水源のかん養	
指定	水かん	千早赤阪 村	水分 等	37	18	水源のかん養	
指定	水かん	河内長野 市	滝畑 等	45	41	水源のかん養	
指定	水かん	千早赤阪 村	千早 等	114	57	水源のかん養	
			水かん合計	294	150		

指定 解除別	種類	森林の所在		面積 (ha)	前半5カ年の 計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	土流	島本町	尺代 等	24	12	土砂流出の防備	
指定	土流	高槻市	田能 等	92	46	土砂流出の防備	
指定	土流	枚方市	尊延寺 等	38	19	土砂流出の防備	
指定	土流	交野市	倉治 等	77	38	土砂流出の防備	
指定	土流	四條畷市	南野 等	42	21	土砂流出の防備	
指定	土流	大東市	中垣内 等	11	5	土砂流出の防備	
指定	土流	東大阪	日下 等	23	11	土砂流出の防備	
指定	土流	河内長野 市	天見 等	67	33	土砂流出の防備	
指定	土流	和泉市	父鬼 等	16	8	土砂流出の防備	
指定	土流	貝塚市	蕎原 等	27	13	土砂流出の防備	
指定	土流	阪南市	箱作 等	17	8	土砂流出の防備	
指定	土流	岬町	淡輪 等	12	6	土砂流出の防備	
指定	土流	箕面市	上止々呂美 等	5	5	土砂流出の防備	
指定	土流	千早赤阪 村	千早 等	30	30	土砂流出の防備	
			土流合計	506	255		
指定	保健	能勢町	地黄 等	110	55	公衆の保健休養 及び生活環境の 保全と形成	
指定	保健	茨木市	泉原 等	65	32	公衆の保健休養 及び生活環境の 保全と形成	
指定	保健	交野市	倉治 等	50	25	公衆の保健休養 及び生活環境の 保全と形成	
指定	保健	八尾市	教興寺 等	10	5	公衆の保健休養 及び生活環境の 保全と形成	
指定	保健	岬町	孝子 等	15	7	公衆の保健休養 及び生活環境の 保全と形成	
			保健合計	250	124		
			総合計	1,050	529		

指定 解除別	種類	森林の所在		面積 (ha)	前半5カ年の 計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域				
解除	魚つき	阪南市	鳥取 等	0.4	0	指定理由の消滅	
			魚つき合計	0.4	0		
解除	風致	堺市	多治井 等	0.6	0	指定理由の消滅	旧美原町
解除	風致	寝屋川市	国守町 等	0.2	0		
			風致合計	0.8	0		
解除	水かん	和泉市	父鬼 等	0.1	0		
			水かん合計	0.1	0		
解除	土流	高槻市	原 等	4	4		
解除	土流	茨木市	千提寺 等	1	1		
			土流合計	5	5		
解除	保健	高槻市	原 等	3	3		
			保健合計	3	3		
			総合計	9.3	8		

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更	皆伐面積の 変更	択伐率の変 更	間伐率の変 更	植栽の変更
水源のかん養	0	110	0	363	610
災害の防備	5	0	0	152	296
保健・風致の保 存等	0	0	0	146	206

(2)保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3)実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5カ年の 計画地区数		
能勢町	上杉	1	0	溪間工、管理道、本数調整伐	
	長谷	2	0	溪間工、管理道、本数調整伐	
	山田	3	1	溪間工、本数調整伐	
	天王	4	1	溪間工、本数調整伐	
	山辺	4	2	本数調整伐、植栽	
	宿野	4	3	溪間工、管理道、本数調整伐	
	倉垣	4	2	溪間工、管理道、本数調整伐	
	野間中	3	3	溪間工、本数調整伐、植栽	
	地黄	3	1	本数調整伐	
	野間大原	1	0	本数調整伐	
豊能町	妙見山	1	0	溪間工、本数調整伐	
箕面市	上止々呂美	3	2	溪間工、本数調整伐、植栽	
池田市	木部	1	0	溪間工	
	中川原町	1	0	溪間工	
茨木市	上音羽	1	1	溪間工、本数調整伐	
	泉原	1	1	溪間工、管理道、本数調整伐	
	銭原	1	1	溪間工、本数調整伐	
高槻市	川久保	1	0	溪間工、管理道、本数調整伐	
	二料	2	1	本数調整伐	
	出灰	1	0	溪間工、山腹工	
	萩谷	2	1	溪間工、山腹工	
	檜田	3	0	本数調整伐	
島本町	大沢	2	2	溪間工、本数調整伐	
	尺代	3	3	溪間工、山腹工、本数調整伐	
枚方市	津田	1	0	溪間工、本数調整伐	
	尊延寺	3	0	溪間工、本数調整伐	
交野市	星田	1	1	溪間工、本数調整伐	
	寺	1	0	溪間工、本数調整伐	
	森	1	0	溪間工、本数調整伐	
	傍示	1	0	溪間工、本数調整伐	
	倉治	1	0	溪間工、本数調整伐	
	私部	1	0	溪間工、本数調整伐	

四條畷市	南野	2	1	溪間工、本数調整伐	
	下田原	1	0	溪間工、本数調整伐	
東大阪市	日下町	1	0	溪間工、本数調整伐	
	六万寺町	1	1	溪間工、本数調整伐	
	山手町	1	1	溪間工、本数調整伐	
河南町	平石	3	1	溪間工、本数調整伐	
千早赤阪村	水分	4	2	溪間工、本数調整伐	
	千早	4	3	溪間工、本数調整伐	
	足谷	3	2	溪間工、本数調整伐	
河内長野市	千石谷	5	2	溪間工、管理道、本数調整伐	
	滝畑西	4	2	溪間工、本数調整伐	
	滝畑東	3	1	溪間工、本数調整伐	
	大住谷	3	1	溪間工、本数調整伐	
和泉市	父鬼	5	2	溪間工、管理道、本数調整伐、枝落し	
	大野	1	0	溪間工、本数調整伐	
岸和田市	牛滝	1	1	本数調整伐、枝落し	
	塔原	1	0	本数調整伐、枝落し	
貝塚市	蕎原	3	0	溪間工、山腹工、本数調整伐、枝落し	
	木積	1	0	溪間工、本数調整伐	
泉佐野市	大木	2	1	溪間工、本数調整伐、枝落し	
	土丸	3	1	溪間工、本数調整伐、作業歩道	
熊取町	久保	1	1	本数調整伐、枝落し	
泉南市	信達金熊寺	1	1	溪間工、植栽工、山腹工	
	信達楠畑	1	0	溪間工、本数調整伐	
	信達葛畑	1	0	溪間工、本数調整伐	
阪南市	桑畑	1	0	溪間工	
岬町	多奈川	1	1	本数調整伐、枝落し	
合計		120	51		

6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期

特定保安林	市町村	要整備森林				実施すべき施業の方法及び時期														その他必要な事項	備考													
		番号	所在		面積	造林				保育				伐採				その他																
			位置	林班 林小班		種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積			方法	時期											
																								種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法
水源かん養	千早赤阪村	1	水分	32	11							間伐	11	残存木の配置に留意しつつ立木採擇率で30%の間伐を実施する。	平成24年3月31日																			
	河内長野市	2	天見	10	15							間伐	15	残存木の配置に留意し、立木採擇率で30%程度の間伐を実施する。	平成24年3月31日																			
	河内長野市	3	天見	25	9	植栽	2	スギ・ヒノキ	平成20年3月31日	間伐	7	残存木の配置に留意し、立木採擇率で30%の間伐を実施するとともに、2.48haの植栽を行う。	平成24年3月31日																					
	岸和田市	5	大沢町	8 12 13	19							間伐	19	残存木の配置に留意しつつ立木採擇率で30%の間伐を実施する。	平成24年3月31日																			
岸和田市	6	大沢町	5 6 7	5							間伐	5	残存木の配置に留意しつつ立木採擇率で30%の間伐を実施する。	平成24年3月31日																				

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 保安林の指定施業要件

種類	施業の方法		森林の所在市町村	備考
	伐採方法	その他		
水源のかん養	伐採種は定めない。(一部択伐。)	主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	能勢町、豊能町、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、東大阪市、八尾市、河南町、千早赤阪村、河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町	
土砂流出防備保安林	伐採種は定めない。(一部択伐。)		能勢町、豊能町、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、島本町、交野市、四條畷市、枚方市、大東市、東大阪市、八尾市、太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、泉南市、阪南市、岬町	
土砂崩壊防備保安林	主伐は択伐による。(一部禁伐。)		豊能町、箕面市、池田市、高槻市、島本町、河南町、千早赤阪村、河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、	
潮害防備保安林	主伐は択伐による。(一部禁伐。)		泉佐野市	
干害防備保安林	伐採種は定めない。(一部択伐。)		高槻市、河内長野市、阪南市	
落石防備保安林	主伐は択伐による。(一部禁伐。)		和泉市	
防火保安林	禁伐。		泉佐野市	

種類	施業の方法		森林の所在市町村	備考
	伐採方法	その他		
魚つき保安林	主伐は択伐による。(一部禁伐。)	主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	阪南市、岬町	
保健保安林	伐採種は定めない。(一部択伐。)		能勢町、箕面市、高槻市、交野市、四條畷市、東大阪市、河南町、千早赤阪村、河内長野市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、阪南市、岬町	
風致保安林	伐採種は定めない。(一部択伐。)		能勢町、箕面市、池田市、豊中市、茨木市、吹田市、高槻市、四條畷市、枚方市、八尾市、羽曳野市、富田林市、堺市、河南町、河内長野市、高石市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市	

イ その他制限林における指定施業要件

単位：面積 ha

種 類	面 積	施 業 方 法 伐 採 方 法	そ の 他
1 砂防指定地 (砂防法による)	32,216	指定しない。	土地の保全を考慮した施業を行う。
2 近郊緑地保全 区域（近畿圏の保 全区域の整備に関 する法律による）	33,580	指定しない。	緑地保全を考慮 した施業を行う。
3 普通母樹林 (林業種苗法によ る)	39	指定しない。	普通母樹林の指 定目的を達成す るためにその保 護又は管理に関 し有害な行為を 行わないことと する。
4 国定公園 1 種 特別地域（自然公 園法による）	310	1 立木の伐採方法 (1)禁伐とする。 但し、風致維持に支 障のない限り、単木択 伐することができる。 (2)伐期齢は、標準伐期齢 に 10 年を加えた林齢以 上とする。 2 立木伐採の限度 択伐率は、現在蓄積 の 10%以内とする。	

<p>5 国定公園 2 種特別地域（自然公園法による）</p>	<p>2,995</p>	<p>1 立木の伐採方法 (1)主伐は択伐による。但し、風致の維持に支障のない限り、皆伐することができる。 (2)伐期齢は、標準伐期齢に見合う林齢以上とする。</p> <p>2 立木の伐採限度 (1)皆伐による場合、伐採年度ごとに皆伐することができる1箇所当たりの面積は2 ha 以内とする。また、伐区は努めて分散し、更新後5年以上経過しなければ連続して設定することができない。 (2)択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</p>	
<p>6 国定公園第3種特別地域（自然公園法による）</p>	<p>13,032</p>	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限はしない。</p>	
<p>7 府立自然公園第3種特別地域（大阪府立自然公園条例による）</p>	<p>2,528</p>	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限はしない。</p>	
<p>8 風致地区（都市計画法による）</p>	<p>3,287</p>	<p>伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1 ha を越えない場合は皆伐できる。</p>	<p>区域における風致の維持に支障を及ぼさないこと。</p>

<p>9 府自然環境保全地域特別地区</p>	<p>38</p>	<p>1 立木の伐採方法 原則として禁伐とする。但し、森林の群落構成を変える等著しい変化を招くおそれの少ない場合には単木択伐をすることができる。</p> <p>2 立木の伐採限度 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>	
<p>10 府緑地環境保全地域</p>	<p>32</p>	<p>9に同じ</p>	

2 その他必要な事項

該当なし

用語の解説

《ア行》

いくせいふくそうりん

育成複層林：人為によって保育などの管理された森林のうち、樹齢や樹高の異なる樹木によって構成された森林。

いくせいりん

育成林：人為によって保育などの管理がされた森林

オープンスペース：都市や敷地内で、建物のたっていない土地。空地。

おんたいりん

温帯林：森林帯の1つ。年平均気温が6℃から13℃の地域に分布する森林のこと

《カ行》

かいぼつ

皆伐：一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種

かんぼつ

間伐：育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

きたいせいりつほんすう

期待成立本数：ある林齢において生育し得る最大の立木本数として想定される本数

けいかんこう

溪間工：溪床の勾配を緩和し、山脚を固定することによって浸食を防ぐために設置する治山施設。

こうせいのうりんぎょうきかい

高性能林業機械：従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。主な高性

能林業機械は、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ。

黒ぼく土：^{くろ}表層に黒ぼくをもつ土壌。主に火山灰の風化物を母材にして生成。
非火山灰起源のものも東海・近畿地方には分布する。

《サ行》

作業道：^{さぎょうどう}林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道

枝条：^{しじょう}樹木の支幹（大枝：力枝ともいう）と枝との総称

下刈：^{したがり}植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間実施。

樹冠：^{じゅかん}樹木の枝と葉の集まり。樹種によって樹冠の形状が異なるため、樹種の識別がしやすい

主伐：^{しゅばつ}次の世代の森林の造成を伴う森林の一部または全部の伐採

除伐：^{じょばつ}育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施

人工造林（植林）：^{じんこうぞうりん}苗木の植栽、^{しょくりん}種子のまき付け、さし木等の人為的な方法により森林を造成すること

森林整備：^{しんりんせいび}森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて

森林を育成すること

しんりんせぎよう
森林施業：目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること

せいぶつたようせい
生物多様性：生物が多く種の分化し、その類似の程度が一様でない現象。現在の生物が示している空間的な広がりだけでなく、これまでの進化や絶滅という時間的な変化も含む幅広い概念。生態系における種組成の多様さとその機能との相関関係によって自然環境は安定に保たれている。

せぎよう しゅうやくか
施業の集約化：林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業が行え、コストダウンを図ることが可能。

そざいせいさん
素材生産：立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程

《夕行》

たくばつ
択伐：森林内の樹木の一部を抜き伐りする主伐の一種

だんたいりん
暖帯林：森林帯の1つ。年平均気温が13℃から21℃の地域に分布する森林のこと。カシ帯ともいい、カシ類を優占種とする森林。

だんりゅうこうぞう
団粒構造：各種の土粒が、いくつか相結集して一団をつくり、それが多数集積して土壌を構成している状態。土壌が軟らかく通気・排水がよく、有用微生物も多く繁殖し、作物の生育に適する。

ちいきゅう
地位級：主要な樹種別に伐期（適正伐期齢）総平均成長量を m^3 単位の等級に区分したもの

^{ちり}**地利**：木材の搬出・輸送距離の長短による搬出難易等経済的位置の有利不利の度合を示すもの。森林簿では林班の中央から道路までの距離により区分される

^{ちょうばつきせきよう}**長伐期施業**：通常の主伐林齢（例えばスギの場合40年程度）のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業

《ハ行》

バイオマス：「再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」。
バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

^{ばつき}**伐期**：樹木を伐採する時期のこと。

^{ほあんりん}**保安林**：水源の涵養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更等が規制される

^{ほいく}**保育**：植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称

ペレット：オガ粉等を15mm程度の小さな円筒状に成形したもので、ストーブ、ボイラーの燃料として使用

^{ふえいりん}**府営林**：府が府域の自然環境や防災上、保全すべき民有林等に地上権を設定し、植栽、保育等の森林経営を行っている森林。

ぼう芽更新：^{がこうしん}伐根や接地した枝から出る新しい芽（ぼう芽）を成長させて森林を更新すること。広葉樹類は若い年齢では一般にぼう芽力が強い。

《マ行》

マルチング：土壌の乾燥や多湿、地温の上昇などを防ぐため、わらやビニールで耕地をおおうこと。

民有林：^{みんゆうりん}国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される

《ラ行》

立木：^{りゅうぼく}土地に生育する個々の樹木

立木度：^{りゅうぼくど}現在の立木本数を期待成立本数で割り、十分率で表した値

林冠：^{りんかん}樹冠が、隣接する樹木の樹冠と接して隙間なく連続している状態のこと

林業事業体：^{りんぎょうじぎょうたい}他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など

林相：^{りんそう}森林を構成する樹種、林冠の粗密度、林齢、林木の成長状態などによって示される森林の全体像のこと。

林齢：^{りんれい}樹木の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える

路網：^{ろもう}森林内にある林道や作業道などの総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。

大阪地域森林計画新旧対照表

I 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

(1) 自然的背景

ア 位置・面積

本計画区は、全国森林計画区の淀川広域流域計画区に属し、西は兵庫県、北は京都府、東は奈良県、南は和歌山県に接し、大阪湾を取り囲む、東西約**60 km**、南北約**87 km**、総面積**189,847ha**の区域である。

本計画区に包括される行政区域は、大阪府一円、**33市9町1村**である。

イ 主要山地・地形

本計画区は、大阪平野を取り囲むように、北の北摂山系から南へ、生駒、金剛、和泉葛城山系と弧状に山地が存在する。

北部の北摂山系は老年期の様相を呈し、小盆地群を含む山系を形成し、南部に進むにつれ、しだいになだらかな丘陵地帯となり大阪平野に至っている。北摂山地は**800m**以下の高原状で、深山(**791m**)、剣尾山(**784m**)、妙見山(**660m**)、竜王山(**510m**)、ポンポン山(**679m**)等の山々が連なっている。

生駒山系、金剛山系から和泉葛城山系にかけては、山頂部が丸みを帯びた壮年期初期の山脈が府県境を走っており、これを背稜として、しだいに高度が低下している。

淀川から大和川までの間は、交野山(**345m**)、飯盛山(**314m**)、生駒山(**642m**)、高安山(**487m**)等が生駒山系を形成し、大和川から南は金剛山系となり、二上山(**474m**)、大和葛城山(**959m**)、金剛山(**1,125m**)、神福山(**792m**)と並んでいる。

ここから稜線は西へ屈曲して和泉葛城山系となり、岩湧山(**897m**)、三国山(**886m**)、和泉葛城山(**858m**)、三峯山(**576m**)、四石山(**384m**)、俎石山(**420m**)、飯盛山(**385m**)、高森山(**285m**)と西へ向かって高度が低下している。

ウ 主要河川

概して山間部には広流域の河川はみられず、小規模な河川が猪名川、淀川、大和川に、また直接大阪湾に流入している。

北摂山系では、概ね傾斜度がゆるく山麓部で小扇状地を形成しているが、金剛、和泉葛城山系では、比較的大きい河川の上流は深いV字谷をなし、扇状地をつくって、平野部に流入している。

エ 地質

北摂山系は、丹波層群の砂岩、泥岩、砂岩・泥岩互層や花崗岩が混在しており、生駒、金剛山系では主として花崗岩が、二上山周辺には火山岩が分布する。和泉葛城山系では、和泉層群の砂岩、泥岩、砂岩・泥岩互層、流紋岩、花崗岩が南から北へ帯状に分布している。

I 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

(1) 自然的背景

ア 位置・面積

本計画区は、全国森林計画区の淀川広域流域計画区に属し、西は兵庫県、北は京都府、東は奈良県、南は和歌山県に接し、大阪湾を取り囲む、東西約**60 km**、南北約**87 km**、総面積**189,785ha**の区域である。

本計画区に包括される行政区域は、大阪府一円、**33市9町1村**である。

イ 主要山地・地形

本計画区は、大阪平野を取り囲むように、北の北摂山系から南へ、生駒、金剛、和泉葛城山系と弧状に山地が存在する。

北部の北摂山系は老年期の様相を呈し、小盆地群を含む山系を形成し、南部に進むにつれ、しだいになだらかな丘陵地帯となり大阪平野に至っている。北摂山地は**800m**以下の高原状で、深山(**791m**)、剣尾山(**784m**)、妙見山(**660m**)、竜王山(**510m**)、ポンポン山(**679m**)等の山々が連なっている。

生駒山系、金剛山系から和泉葛城山系にかけては、山頂部が丸みを帯びた壮年期初期の山脈が府県境を走っており、これを背稜として、しだいに高度が低下している。

淀川から大和川までの間は、交野山(**345m**)、飯盛山(**314m**)、生駒山(**642m**)、高安山(**488m**)等が生駒山系を形成し、大和川から南は金剛山系となり、二上山(**474m**)、大和葛城山(**959m**)、金剛山(**1,125m**)、神福山(**792m**)と並んでいる。

ここから稜線は西へ屈曲して和泉葛城山系となり、岩湧山(**897m**)、三国山(**886m**)、和泉葛城山(**858m**)、三峯山(**576m**)、四石山(**384m**)、俎石山(**420m**)、飯盛山(**385m**)、高森山(**285m**)と西へ向かって高度が低下している。

ウ 主要河川

概して山間部には広流域の河川はみられず、小規模な河川が猪名川、淀川、大和川に、また直接大阪湾に流入している。

北摂山系では、概ね傾斜度がゆるく山麓部で小扇状地を形成しているが、金剛、和泉葛城山系では、比較的大きい河川の上流は深いV字谷をなし、扇状地をつくって、平野部に流入している。

エ 地質

北摂山系は、丹波層群の砂岩、泥岩、砂岩・泥岩互層や花崗岩が混在しており、生駒、金剛山系では主として花崗岩が、二上山周辺には火山岩が分布する。和泉葛城山系では、和泉層群の砂岩、泥岩、砂岩・泥岩互層、流紋岩、花崗岩が南から北へ帯状に分布している。

いずれの地域も丘陵部は大阪層群の主として礫層、平野部は沖積層の砂泥層となっている。

オ 土壌

広く褐色森林土が分布しているが、一部赤黄色土、黒ぼく土がみられる。和泉葛城山系の西部では土壌構造や層位の発達の未熟なものが広く分布している。

カ 気候

気候は瀬戸内海性の気候の特色を示し、降水量は比較的少なく、年間平均 **1,300 mm**程度で、時期としては **6月、9月**に多い。年平均気温は、平野部で **17℃**内外、山間部で **14℃**内外である。

(2) 社会的背景

本計画区(大阪府)における土地利用の概況は、森林 **56,202ha (30%)**、耕地 **13,900ha (7%)**、宅地 **60,255ha (32%)**、道路 **17,466ha (9%)**、その他となっており、総面積 **189,847ha** の国土の約 **0.5%**にすぎない地域に全国の約 **7.0%**、**884**万人の人口をかかえている。1k㎡当たりの人口密度は昭和 **30**年に **2,552**人であったものが、昭和 **40**年代には **4,000**人を超え、以後も緩やかに増加を続けたが、平成に入ってから、ほぼ横ばい状態で推移している(平成 **21**年 **4,667**人)。

高度経済成長期には、産業の急激な発展と、人口集中化が進み、急速な市街地の拡大を伴い無秩序な市街地の形成、土地利用の混乱を招いた。近年は、人口の増加が鈍化してきており、郊外への宅地開発も減少しつつあるが、残土処分場や資材置場といった低・未利用地の土地利用ニーズは依然高い。

一方、人々の意識は、生活の質の向上、自然環境や景観の保全・創出、地球環境への配慮などへと移行し、森林に対する意識も、平成 **17**年に、「京都議定書目標達成計画」が閣議決定され、二酸化炭素の吸収源としての森林の公益的機能が広く知られることとなったため、向上しつつある。

ア 豊能・三島地域

北摂山系をひかえる豊能・三島地域は、古くから京阪神を結ぶ交通の要衝であり、平野部から山麓部にかけて **JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、名神高速道路**等の広域幹線が集中している。昭和 **40**年代の千里ニュータウンの建設、万国博覧会の開催を契機に住宅開発が丘陵部を経て山間部に進展した。現在も国際文化公園都市(箕面市・茨木市)、水と緑の健康都市(箕面

いずれの地域も丘陵部は大阪層群の主として礫層、平野部は沖積層の砂泥層となっている。

オ 土壌

広く褐色森林土が分布しているが、一部赤黄色土、黒ぼく土がみられる。和泉葛城山系の西部では土壌構造や層位の発達の未熟なものが広く分布している。

カ 気候

気候は瀬戸内海性の気候の特色を示し、降水量は比較的少なく、年間平均 **1,300 mm**程度で、時期としては **6月、9月**に多い。年平均気温は、平野部で **17℃**内外、山間部で **14℃**内外である。

(2) 社会的背景

本計画区(大阪府)における土地利用の概況は、森林 **56,249ha (30%)**、耕地 **14,200ha (8%)**、宅地 **60,043ha (32%)**、道路 **17,186ha (9%)**、その他となっており、総面積 **189,785ha** の国土の約 **0.5%**にすぎない地域に全国の約 **7.0%**、**884**万人の人口をかかえている。1k㎡当たりの人口密度は昭和 **30**年に **2,552**人であったものが、昭和 **40**年代には **4,000**人を超え、以後も緩やかに増加を続けたが、平成に入ってから、ほぼ横ばい状態で推移している(平成 **21**年 **4,667**人)。

高度経済成長期には、産業の急激な発展と、人口集中化が進み、急速な市街地の拡大を伴い無秩序な市街地の形成、土地利用の混乱を招いた。近年は、人口の増加が鈍化してきており、郊外への宅地開発も減少しつつあるが、残土処分場や資材置場といった低・未利用地の土地利用ニーズは依然高い。

一方、人々の意識は、生活の質の向上、自然環境や景観の保全・創出、地球環境への配慮などへと移行し、森林に対する意識も、平成 **17**年に、「京都議定書目標達成計画」が閣議決定され、二酸化炭素の吸収源としての森林の公益的機能が広く知られることとなったため、向上しつつある。

ア 豊能・三島地域

北摂山系をひかえる豊能・三島地域は、古くから京阪神を結ぶ交通の要衝であり、平野部から山麓部にかけて **JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、名神高速道路**等の広域幹線が集中している。昭和 **40**年代の千里ニュータウンの建設、万国博覧会の開催を契機に住宅開発が丘陵部を経て山間部に進展した。現在も国際文化公園都市(箕面市・茨木市)、水と緑の健康都市(箕面市)な

市) など新市街地の整備が山間部で進められている。

一方、良好な都市環境の構成要素でもある山間部の里山景観を保全するため、平成13年に、能勢町、豊能町、茨木市、高槻市、島本町において約2,600haの森林が大阪府立北摂自然公園として指定され、公園計画の中に、里山林管理計画が位置付けられ、その保全と活用が図られている。

イ 北河内・中河内地域

大阪の中央部に位置する北河内・中河内地域は、都心にも近いため、平野部から山麓部にかけて著しく市街化の進んだ地域である。現在は、一部において農地造成や資材置場等への転用はあるものの、山麓部における新規開発は減少傾向にある。しかし、採石場跡地のように過去に一度開発され、現在、低・未利用地となった区域をめぐる土地利用が新たな課題となっている。

一方、市街地と近接して奈良盆地との境を南北に走る生駒山系はその65%が金剛生駒紀泉国定公園に指定されており、まさに緑のスクリーンとして、生活環境の保全、保健休養の場の提供を通じて府民生活に大きく貢献している。

ウ 南河内地域

金剛山系が位置する南河内地域は、全体としては、田園都市のイメージが強い地域であるものの、一部の丘陵部においては、資材置場など低・未利用地への転用が行われている。

一方、豊かな自然・歴史・文化資源を有する山地・山麓部は金剛生駒紀泉国定公園に指定されており、その保全と活用が図られている。

エ 泉州地域

和泉葛城山系が位置する泉州地域においては、関西国際空港の開港とそれに合わせて全線開通した国道170号線（大阪外環状線）に代表される周辺整備の進展が、山地・丘陵部の利用にも大きなインパクトを与えた。また、国道26号線（第二阪和国道）の延伸工事のように、現在も山地・丘陵部における開発が継続されているものもある。

一方、平成8年に4,850haが金剛生駒紀泉国定公園に編入されたことに続いて、平成20年には近郊緑地保全区域が岬町の一部に拡大指定(108ha)され、また、平成23年に947haが大阪府立阪南・岬自然公園に指定されるなど、その豊かな自然環境の保全と活用の対策が進められている。

(3) 森林資源の現況

ど新市街地の整備が山間部で進められている。

一方、良好な都市環境の構成要素でもある山間部の里山景観を保全するため、平成13年に、能勢町、豊能町、茨木市、高槻市、島本町において約2,600haの森林が大阪府立北摂自然公園として指定され、公園計画の中に、里山林管理計画が位置付けられ、その保全と活用が図られている。

イ 北河内・中河内地域

大阪の中央部に位置する北河内・中河内地域は、都心にも近いため、平野部から山麓部にかけて著しく市街化の進んだ地域である。現在は、一部において農地造成や資材置場等への転用はあるものの、山麓部における新規開発は減少傾向にある。しかし、採石場跡地のように過去に一度開発され、現在、低・未利用地となった区域をめぐる土地利用が新たな課題となっている。

一方、市街地と近接して奈良盆地との境を南北に走る生駒山系はその65%が金剛生駒紀泉国定公園に指定されており、まさに緑のスクリーンとして、生活環境の保全、保健休養の場の提供を通じて府民生活に大きく貢献している。

ウ 南河内地域

金剛山系が位置する南河内地域は、全体としては、田園都市のイメージが強い地域であるものの、一部の丘陵部においては、資材置場など低・未利用地への転用が行われている。

一方、豊かな自然・歴史・文化資源を有する山地・山麓部は金剛生駒紀泉国定公園に指定されており、その保全と活用が図られている。

エ 泉州地域

和泉葛城山系が位置する泉州地域においては、関西国際空港の開港とそれに合わせて全線開通した国道170号線（大阪外環状線）に代表される周辺整備の進展が、山地・丘陵部の利用にも大きなインパクトを与えた。また、国道26号線（第二阪和国道）の延伸工事のように、現在も山地・丘陵部における開発が継続されているものもある。

一方、平成8年に4,850haが金剛生駒紀泉国定公園に編入されたことに続いて、平成20年には近郊緑地保全区域を岬町に一部拡大指定されるなど、その豊かな自然環境の保全と活用の対策が進められている。

(3) 森林資源の現況

本計画区の森林を植物帯からみると、ほぼ全域が暖帯林に属しており、一部温帯林がみられる。面積は **56,202ha** で、その内国有林は **1,095ha** と森林面積のわずか **2%**にしか過ぎず、大部分は民有林である。

ア 北摂山系

林野率は高いものの、人工林率は **35%**と低く、天然生のアカマツ、次いでクヌギ、コナラ等の広葉樹が多い。

イ 生駒山系

一部スギ、ヒノキの人工林が見られるほかは、天然生のクヌギ、コナラを中心とした広葉樹林である。

ウ 金剛山系

人工林率が高くスギ、ヒノキの優れた人工林地帯を形成している。

エ 和泉葛城山系

東部の金剛山系に接する地域ではスギ、ヒノキの人工林が多く見られるが、西部地区では未熟土壌が広がり、風衝地でもあるため林木の生育は概して悪く、マツ類と広葉樹が混交した森林が多い。

(4) 林業経営等の現況

本計画区は、全般的にスギ、ヒノキの人工林の多くが未だ間伐等の施業が必要な育成段階にあるが、保育施業対象外となる12歳級以上の割合も増加してきており、資源としての本格的利用が可能となる段階に入りつつある。しかし、依然、木材価格は低迷しており概して林業生産活動は低調である。

ア 北摂山系

農業経営にクリ、シイタケ等の特用林産物生産を取り入れた農林複合的経営が進められてきた。現在は高槻市と能勢町を中心に育林活動が進められている。

また、高槻市では森林組合が、森林開発に伴い発生する伐採木を現地でチップ処理し、マルチング材・堆肥等としての再利用や、間伐材等を木質ペレットやバイオコークスに加工し燃料として利用するなど、木質資源の有効活用に取り組んでいるとともに、都市近郊に位置する総合的な森林レクリエーションエリアとして広く府民に利用されている高槻市田能にある高槻森林観光センターを運営し、地元就業の場を提供している。

能勢町では森林組合が、間伐材を土留め工や階段工などの土木資材及びベンチや遊具など公園用資材として活用すべく、丸棒加工施設を設置し、間伐材の利用促進に取り組んでいる。

また、里山の再生による生物多様性の保全、景観の維持、生活環境の保全

本計画区の森林を植物帯からみると、ほぼ全域が暖帯林に属しており、一部温帯林がみられる。面積は **56,249ha** で、その内国有林は **1,095ha** と森林面積のわずか **2%**にしか過ぎず、大部分は民有林である。

ア 北摂山系

林野率は高いものの、人工林率は **35%**と低く、天然生のアカマツ、次いでクヌギ、コナラ等の広葉樹が多い。

イ 生駒山系

一部スギ、ヒノキの人工林が見られるほかは、天然生のクヌギ、コナラを中心とした広葉樹林である。

ウ 金剛山系

人工林率が高くスギ、ヒノキの優れた人工林地帯を形成している。

エ 和泉葛城山系

東部の金剛山系に接する地域ではスギ、ヒノキの人工林が多く見られるが、西部地区では未熟土壌が広がり、風衝地でもあるため林木の生育は概して悪く、マツ類と広葉樹が混交した森林が多い。

(4) 林業経営等の現況

本計画区は、全般的にスギ、ヒノキの人工林の多くが未だ間伐等の施業が必要な育成段階にあるが、保育施業対象外となる12歳級以上の割合も増加してきており、資源としての本格的利用が可能となる段階に入りつつある。しかし、依然、木材価格は低迷しており概して林業生産活動は低調である。

ア 北摂山系

農業経営にクリ、シイタケ等の特用林産物生産を取り入れた農林複合的経営が進められてきた。現在は高槻市と能勢町を中心に育林活動が進められている。

また、高槻市では森林組合が、森林開発に伴い発生する伐採木を現地でチップ処理してマルチング材・堆肥等として再利用したり、木質ペレットに加工し燃料として利用するなど、未利用木質資源の有効活用に取り組んでいるとともに、都市近郊に位置する総合的な森林レクリエーションエリアとして広く府民に利用されている高槻市田能にある高槻森林観光センターを運営し、地元就業の場を提供している。

能勢町では森林組合が、間伐材を土留め工や階段工などの土木資材及びベンチや遊具など公園用資材として活用すべく、丸棒加工施設を設置し、間伐材の利用促進に取り組んでいる。

また、里山の再生による生物多様性の保全、景観の維持、生活環境の保全

を図るため、アカマツ、コナラ、クヌギ林や拡大した竹林などにおいて、地域住民、NPO、森林ボランティア等、府民と協働した森林保全の取り組みが行われている。

イ 生駒山系

土壌その他自然条件が森林の育成上良好とは言い難く、林業生産活動は低調で、放置された森林が多く見られる。本地域の森林は、大阪の中心街から東に約20キロメートルという極めて近距離に位置し、森林の65%が国定公園の特別地域に指定されている。そのため、木材等生産機能の発揮よりむしろ、都市近郊林としての山地災害防止、生活環境の保全はもとより、森林レクリエーション等の保健休養の場としての活用に対する要請が高く、森林レクリエーションの拠点としての「府民の森」の活用や、府民協働による景観林整備などの取り組みが行われている。

ウ 金剛山系

スギ、ヒノキの混交密植造林を特徴とする集約的な林業経営が行われており(河内林業地帯)、人工林率は72%に達している。しかし、長期にわたる木材需要の減少や木材価格の低迷等により、林業経営を取り巻く厳しい状況のなかで、森林所有者の伐り控えが進むなど、林業生産活動は停滞傾向にある。その中であって比較的活発な活動を展開し、河内林業地帯の中核となっているのが千早赤阪村、河内長野市である。千早赤阪村と河内長野市は他の市町村に比べスギやヒノキの人工林の割合が高く、林業構造改善事業等の導入により、森林組合が、千早赤阪村では木質チップ生産施設を整備し、未利用木質資源の有効活用に取り組んでおり、河内長野市では国産材製材加工施設を整備し、工務店と連携した住宅部材の産直販売に取り組むなど「おおさか河内材」の利用促進による地域活性化を進めている。

エ 和泉葛城山系

土壌等森林育成上の自然的条件に恵まれず、スギ、ヒノキの適地は限られ、全般にマツ林の占める割合が多く、生産性の低さ、松くい虫被害などから林業生産活動は低調であり、資産保持的な所有傾向が強い。比較的人工林資源に恵まれている東部地区の和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市の4市は、路網整備により間伐の促進等の育林活動が展開されている。また、集落に近い里山では、近年、適正な管理がされず荒廃した竹林が増加傾向にあり、これら竹林等の保全整備に地域住民、NPO、森林ボランティア等が取り組んでいる。

を図るため、アカマツ、コナラ、クヌギ林や拡大した竹林などにおいて、地域住民、NPO、森林ボランティア等、府民と協働した森林保全の取り組みが行われている。

イ 生駒山系

土壌その他自然条件が森林の育成上良好とは言い難く、林業生産活動は低調で、放置された森林が多く見られる。本地域の森林は、大阪の中心街から東に約20キロメートルという極めて近距離に位置し、森林の65%が国定公園の特別地域に指定されている。そのため、木材等生産機能の発揮よりむしろ、都市近郊林としての山地災害防止、生活環境の保全はもとより、森林レクリエーション等の保健休養の場としての活用に対する要請が高く、森林レクリエーションの拠点としての「府民の森」の活用や、府民協働による景観林整備などの取り組みが行われている。

ウ 金剛山系

スギ、ヒノキの混交密植造林を特徴とする集約的な林業経営が行われており(河内林業地帯)、人工林率は72%に達している。しかし、長期にわたる木材需要の減少や木材価格の低迷等により、林業経営を取り巻く厳しい状況のなかで、森林所有者の伐り控えが進むなど、林業生産活動は停滞傾向にある。その中であって比較的活発な活動を展開し、河内林業地帯の中核となっているのが千早赤阪村、河内長野市である。千早赤阪村と河内長野市は他の市町村に比べスギやヒノキの人工林の割合が高く、林業構造改善事業等の導入により、森林組合が、千早赤阪村では木質チップ生産施設を整備し、未利用木質資源の有効活用に取り組んでおり、河内長野市では国産材製材加工施設を整備し、工務店と連携した住宅部材の産直販売に取り組むなど「おおさか河内材」の利用促進による地域活性化を進めている。

エ 和泉葛城山系

土壌等森林育成上の自然的条件に恵まれず、スギ、ヒノキの適地は限られ、全般にマツ林の占める割合が多く、生産性の低さ、松くい虫被害などから林業生産活動は低調であり、資産保持的な所有傾向が強い。比較的人工林資源に恵まれている東部地区の和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市の4市は、路網整備により間伐の促進等の育林活動が展開されている。また、集落に近い里山では、近年、適正な管理がされず荒廃した竹林が増加傾向にあり、これら竹林等の保全整備に地域住民、NPO、森林ボランティア等が取り組んでいる。

また、西部地区は、府内でも府営林の占める割合が高く、府営林整備・管理事業を中心に公有林を核とした森林の保全整備や、治山事業等の積極的な実施により、森林の持つ公益的機能の充実に努めるとともに、森林に対する関心や理解を深めるため、森林・林業・自然環境の学習拠点として、「紀泉わいわい村」（泉南市）等が整備されている。

（５） 森林計画区的位置付け

大阪府は、平野部において高度に都市化が進むとともに、山地部に対する都市化の圧力は以前ほどではないものの現存しており、その都市化の進んだ平野部を取り囲む周辺山系の森林は、都市のみどりのネットワークを形成する骨格となっている。

本計画区の森林は、木材生産の場にとどまらず、水源の涵養、山地災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の機能に加えて、快適な生活環境の維持形成や身近な憩いの場など、かけがえのない空間を府民に提供しており、身近な自然環境資源としての保全整備に対する期待が強い。

このため、「都市環境の整備と森林の保全」、「持続可能な森林経営と適切な森林管理による公益的機能の持続的発揮」といった課題を視点に据えながら、計画的な森林の資源管理を進める必要がある。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

該当なし

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

本計画は、全国森林計画に基づき策定するものであり、緑と水の源泉であり府民の多様なニーズに応えうる森づくりと府内産木材等の森林資源の利用促進、山地災害の未然防止、生物多様性の保全のための条件整備を基本的課題としながら、次に示す森林の整備及び保全の方向付けに基づき、適正な森林管理を推進するものとする。

（１） 森林整備の方向性

ア 多様な森林への誘導

従来から進めてきた若齢の森林に加え、高齢級の森林についても、コストを抑えた抜き伐り等の適切な実施を行い、立地条件に応じた長伐期化や育成複層林施業への誘導を図る。

また近年、森林に対して、生物多様性の保全やCO₂吸収源としての役割がより強く求められていることから、里山林の再生と創造、竹林の整備、ス

また、西部地区は、府内でも府営林の占める割合が高く、府営林整備・管理事業を中心に公有林を核とした森林の保全整備や、治山事業等の積極的な実施により、森林の持つ公益的機能の充実に努めるとともに、森林に対する関心や理解を深めるため、森林・林業・自然環境の学習拠点として、「紀泉わいわい村」（泉南市）等が整備されている。

（５） 森林計画区的位置付け

大阪府は、平野部において高度に都市化が進むとともに、山地部に対する都市化の圧力は以前ほどではないものの、現存しており、その都市化の進んだ平野部を取り囲む周辺山系の森林は、都市のみどりのネットワークを形成する骨格となっている。

本計画区の森林は、木材生産の場にとどまらず、水源の涵養、災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の機能に加えて、快適な生活環境の維持形成や身近な憩いの場など、かけがえのない空間を府民に提供しており、身近な自然環境資源としての保全整備に対する期待が強い。

このため、「都市環境の整備と森林の保全」、「持続可能な森林経営と適切な森林管理による公益的機能の持続的発揮」といった課題を視点に据えながら、計画的な森林の資源管理を進める必要がある。

2 計画樹立に当たっての基本的考え方

本計画は、全国森林計画に基づき策定するものであり、緑と水の源泉であり府民の多様なニーズに応えうる森づくりと府内産木材等の森林資源の利用促進、山地災害の未然防止、生物多様性の保全のための条件整備を基本的課題としながら、次に示す森林の整備及び保全の方向付けに基づき、適切な森林管理を推進するものとする。

（１） 森林整備の方向性

ア 多様な森林への誘導

従来から進めてきた若齢の森林に加え、高齢級の森林についても、コストを抑えた抜き伐り等の適切な実施を行い、立地条件に応じた長伐期化や育成複層林施業への誘導を図る。

また近年、森林に対して、生物多様性の保全やCO₂吸収源としての役割がより強く求められていることから、里山林の再生と創造、竹林の整備、ス

ギ・ヒノキ人工林における間伐の実施を計画的に進める。

イ 持続可能な森林管理

木材価格の低迷等により、森林所有者の管理意欲が減退する中で、適切な森林整備を図るためには、地域における持続可能な森林管理体制を構築する必要がある。

そのため、必要な森林管理がなされず放置された森林（放置森林）については、対策を重点化する地域を明確化し、森林所有者に対して、施業を集約化し、適切な森林管理が図られるよう重点的な働きかけを行う。

また、重点化する地域においては、間伐などの施業が適切に進められるよう、作業道などの林内路網の整備を図るとともに、間伐材の搬出利用の取り組みも併せて推進する。

ウ 多様な主体の参加・協働による森づくり

多様な森林への誘導や放置森林の解消を図るためには、森林所有者の自助努力だけでなく、森林を地域の環境財と捉え、地域社会全体で支えていく必要がある。

そのため、企業、団体、森林ボランティアなど多様な主体による森づくりをサポートするため、地域毎に市町村も参画して設置されている「森づくりサポート協議会」との連携を図りながら、企業、団体の参画による森づくりを進めるなど多様な手法による府民協働の森づくりを推進する。

エ 森林資源の利用促進

地球温暖化の防止、資源循環型の社会システムの構築、地域資源を活用した地域づくり、安全・安心な住環境・教育環境の提供、森林バイオマスに着目した新産業の創出など、大消費地であることや厚みのある産業集積と産業基盤の充実等の大都市・大阪の特性、特徴を活かし、「都市生活者、消費者重視」及び「新産業の創設」の視点から森林資源を都市に活かす取り組みを推進する。

オ 森林の適切な保全

森林法や、自然公園法など関連法令の適確な運用に努めるとともに、山地災害の未然防止を図るための、治山施設などの整備を推進する。

また、森林は、心身の癒しや安らぎ、レクリエーションの場の提供とともに、自然環境保全、生活環境保全・歴史・文化・教育の場の提供など、市民のニーズが高いことから、森林の保健休養機能等の維持、向上を図る。

ギ・ヒノキ人工林における間伐の実施を計画的に進める。

イ 持続可能な森林管理

木材価格の低迷等により、森林所有者の管理意欲が減退する中で、適切な森林整備を図るためには、地域における持続可能な森林管理体制を構築する必要がある。

そのため、必要な森林管理がなされず放置された森林（放置森林）については、対策を重点化する地域を明確化し、森林所有者に対して、施業を集約化し、適切な森林管理が図られるよう重点的な働きかけを行う。

また、重点化する地域においては、間伐などの施業が適切に進められるよう、作業道などの林内路網の整備を図るとともに、間伐材の搬出利用の取り組みも併せて推進する。

ウ 多様な主体の参加・協働による森づくり

多様な森林への誘導や放置森林の解消を図るためには、森林所有者の自助努力だけでなく、森林を地域の環境財と捉え、地域社会全体で支えていく必要がある。

そのため、企業、団体、森林ボランティアなど多様な主体による森づくりをサポートするため、地域毎に市町村も参画して設置されている「森づくりサポート協議会」との連携を図りながら、企業、団体の参画による森づくりを進めるなど多様な手法による府民協働の森づくりを推進する。

エ 森林資源の利用促進

地球温暖化の防止、資源循環型の社会システムの構築、地域資源を活用した地域づくり、安全・安心な住環境・教育環境の提供、森林バイオマスに着目した新産業の創出など、大消費地であることや厚みのある産業集積と産業基盤の充実等の大都市・大阪の特性、特徴を活かし、「都市生活者、消費者重視」及び「新産業の創設」の視点から森林資源を都市に活かす取り組みを推進する。

オ 森林の適切な保全

森林法や、自然公園法など関連法令の適確な運用に努めるとともに、山地災害の未然防止を図るための、治山施設などの整備を推進する。

また、森林は、心身の癒しや安らぎ、レクリエーションの場の提供とともに、自然環境保全、生活環境保全・歴史・文化・教育の場の提供など、市民のニーズが高いことから、森林の保健休養機能等の維持、向上を図る。

(2) 山系別森林整備の具体的方向

ア 北摂山系

箕面川ダム、一庫ダム等の水源林地域については、複層林の造成、育成天然林の導入等水源涵養機能の高度発揮に配慮した森林整備を推進する。また、保育期から利用期に入ってきた人工林資源については、必要に応じて路網等の基盤整備を進め、積極的な搬出利用を図るとともに、優れた里山景観を創出するクヌギ・コナラ林等の二次林については、その再生を図る。

イ 生駒山系

既存の府民の森の充実と相まって、防災・景観に配慮した保全を図ることを整備の目標とし、府民の参加協力も得ながら、花木の植栽などによる景観林への誘導や荒廃森林の整備を推進する。

ウ 金剛山系

恵まれた人工林資源の適切な管理、利用を図ることにより国土保全等の機能を確保するため、路網等の間伐材搬出基盤の整備を進め、間伐材の搬出利用を重点的に実施する。加えて、流通加工施設等生産基盤の整備を進めるとともに、豊かな自然環境や歴史的・文化的資源を活かし、レクリエーションや自然環境学習の場としての活用を進め、緑と水、緑と歴史・文化のネットワークを形成する。

エ 和泉葛城山系

東部地域の人工林資源に恵まれた地域については、金剛山系の河内林業地帯と一帯となった人工林資源の適切な管理と利用を進め、西部地域について国土保全機能を確保するため保安林、府営林の整備を進める。

また、大阪ベイエリアと空港を臨むことのできる景観の維持向上と森林レクリエーションや自然環境学習の場としての活用も併せて推進する。

4 森林の整備及び保全等長期の目標及び計画量の決定理由

(1) 森林の整備及び保全に関する事項

森林の有する主な機能を、水源涵養機能、山地災害防止/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能と木材等生産機能とに大別し、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を推進する。

(2) 山系別森林整備の具体的方向

ア 北摂山系

箕面川ダム、一庫ダム等の水源林地域については、複層林の造成、育成天然林の導入等水源かん養機能の高度発揮に配慮した森林整備を推進する。また、保育期から利用期に入ってきた人工林資源については、必要に応じて路網等の基盤整備を進め、積極的な搬出利用を図るとともに、優れた里山景観を創出するクヌギ・コナラ林等の二次林については、その再生を図る。

イ 生駒山系

既存の府民の森の充実と相まって、防災・景観に配慮した保全を図ることを整備の目標とし、府民の参加協力も得ながら、花木の植栽などによる景観林への誘導や荒廃森林の整備を推進する。

ウ 金剛山系

恵まれた人工林資源の適切な管理、利用を図ることにより国土保全等の機能を確保するため、路網等の間伐材搬出基盤の整備を進め、間伐材の搬出利用を重点的に実施する。加えて、流通加工施設等生産基盤の整備を進めるとともに、豊かな自然環境や歴史的・文化的資源を活かし、レクリエーションや自然環境学習の場としての活用を進め、緑と水、緑と歴史・文化のネットワークを形成する。

エ 和泉葛城山系

東部地域の人工林資源に恵まれた地域については、金剛山系の河内林業地帯と一帯となった人工林資源の適切な管理と利用を進め、西部地域について国土保全機能を確保するため保安林、府営林の整備を進める。

また、大阪ベイエリアと空港を臨むことのできる景観の維持向上と森林レクリエーションや自然環境学習の場としての活用も併せて推進する。

3 森林の整備及び保全等長期の目標及び計画量の決定理由

(1) 森林の整備及び保全に関する事項

森林の有する各機能(5機能)について、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」、木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分される森林を次のとおり定める。

ア 水土保全林

府域の森林で、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する森林の区域とし、その面積は36千ha(※)である。

イ 森林と人との共生林

府域の森林で、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視し、府民の日常

<p>(2) 伐採に関する事項 森林資源の保続と健全な森林の育成を前提に、全国森林計画、過去の実績、森林資源構成及び森林経営の動向を勘案のうえ、計画期間の伐採立木材積を、主伐 176 千 m³、間伐 235 千 m³ と計画した。</p> <p>(3) 造林に関する事項 全国森林計画、過去の実績、森林資源構成及び森林経営の動向を勘案のうえ、計画期間の造林面積を人工造林 809ha、天然更新 266ha と計画した。また、育成複層林導入面積は 105ha と計画した。</p> <p>(4) 林道の開設及び拡張に関する事項 全国森林計画、過去の実績、林道網整備計画、地元の要望等を勘案のうえ、計画期間中の開設を 22 路線 27.1km、拡張を 53 路線 79.4km と計画した。なお、作業道等の充実にも努める。</p> <p>(5) 保安施設に関する事項 保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）について、全国森林計画、森林の持つ公益的機能の度合い及び過去の災害発生状況等を勘案して、水源涵養のための保安林 9,381ha、災害防備のための保安林 7,300ha、保健・風致の保存等のための保安林 5,545ha と計画した。 また、治山事業について、全国森林計画、事業の重要性・緊急性を勘案のうえ、治山事業を実施する箇所を 120 林班 と計画した。</p>	<p><u>生活等に密接にかかわる森林の区域とし、その面積は 9 千 ha（※）である。</u> <u>ウ 資源の循環利用林</u> <u>府域の森林で、上記 2 区分以外の森林を、木材等生産機能を重視する森林とし、その面積は 10 千 ha である（※）。</u> <u>なお、3 区分の面積については、自然的諸条件から分類した、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能、木材生産機能の 5 機能の面積（P 1 1 の表 1）を基に、機能が重複した際は、府民の生命及び財産にかかわる森林整備を最優先することを原則とし、生活に潤いを与え、自然環境の保全に資する森林整備をその次に位置づけることを基本として区分を行っている。（※平成 21 年 4 月 1 日現在の市町村森林整備計画における 3 区分の面積を集計したもの。）</u></p> <p>(2) 伐採に関する事項 森林資源の保続と健全な森林の育成を前提に、全国森林計画、過去の実績、森林資源構成及び森林経営の動向を勘案のうえ、計画期間の伐採立木材積を、主伐 147 千 m³、間伐 235 千 m³ と計画した。</p> <p>(3) 造林に関する事項 全国森林計画、過去の実績、森林資源構成及び森林経営の動向を勘案のうえ、計画期間の造林面積を人工造林 674ha、天然更新 266ha と計画した。また、育成複層林導入面積は 105ha と計画した。</p> <p>(4) 林道の開設及び拡張に関する事項 全国森林計画、過去の実績、林道網整備計画、地元の要望等を勘案のうえ、計画期間中の開設を 22 路線 27.1km、拡張を 53 路線 79.4km と計画した。なお、作業道等の充実にも努める。</p> <p>(5) 保安施設に関する事項 保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）について、全国森林計画、森林の持つ公益的機能の度合い及び過去の災害発生状況等を勘案して、水源かん養のための保安林 9,381ha、災害防備のための保安林 7,300ha、保健・風致の保存等のための保安林 5,545ha と計画した。 また、治山事業について、全国森林計画、事業の重要性・緊急性を勘案のうえ、治山事業を実施する箇所を 120 林班 と計画した。</p>
---	---

II 計画事項

第1 対象とする森林の区域

区分	面積	単位 : h a	
総数	55,107		
豊中市	2	河内長野市	7,314
池田市	545	松原市	-
箕面市	2,205	羽曳野市	247
豊能町	2,189	藤井寺市	-
能勢町	7,673	大阪狭山市	-
吹田市	2	太子町	515
高槻市	4,483	河南町	1,214
茨木市	2,765	千早赤阪村	2,928
摂津市	-	堺市	400
島本町	971	岸和田市	1,859
守口市	-	泉大津市	-
枚方市	458	貝塚市	1,768
八尾市	482	泉佐野市	1,980
寝屋川市	9	和泉市	3,062
大東市	282	高石市	0
柏原市	720	泉南市	2,229
門真市	-	阪南市	1,821
東大阪市	1,009	忠岡町	-
四條畷市	744	熊取町	497
交野市	961	田尻町	-
大阪市	0	岬町	3,523
富田林市	250		

II 計画事項

1 対象とする森林の区域

区分	面積	単位 : h a	
総数	55,129		
豊中市	2	松原市	-
池田市	545	羽曳野市	247
箕面市	2,205	藤井寺市	-
豊能町	2,189	大阪狭山市	-
能勢町	7,673	太子町	515
吹田市	2	河南町	1,214
高槻市	4,483	千早赤阪村	2,928
茨木市	2,780	堺市	404
摂津市	-		
島本町	971	岸和田市	1,859
守口市	-	泉大津市	-
枚方市	458	貝塚市	1,768
八尾市	482	泉佐野市	1,980
寝屋川市	12	和泉市	3,062
大東市	282	高石市	0
柏原市	720	泉南市	2,229
門真市	-	阪南市	1,821
東大阪市	1,009	忠岡町	-
四條畷市	744	熊取町	497
交野市	961	田尻町	-
富田林市	250	岬町	3,523
河内長野市	7,314	大阪市	0

<p>注 1 大阪地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。</p> <p>注 2 本計画の対象森林は、森林法第 10 条の 2 に基づく林地開発行為の許可制、<u>同法第 10 条の 7 の 2 に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出</u>及び同法第 10 条の 8 に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。</p> <p>注 3 森林計画図の縦覧場所 (全 域) 大阪市<u>住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎 22 階</u> 大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課</p> <p>(吹田市、茨木市、高槻市、摂津市、島本町、<u>箕面市、池田市、豊中市、能勢町、豊能町</u>) 茨木市中穂積 1 丁目－3－4 3 (大阪府三島府民センタービル内) 大阪府北部農と緑の総合事務所</p> <p>(枚方市、交野市、四條畷市、大東市、寝屋川市、守口市、門真市、東大阪市、八尾市、柏原市、大阪市) 八尾市荘内町 2 丁目 1－3 6 (大阪府中河内府民センタービル内) 大阪府中部農と緑の総合事務所</p> <p>(松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市) 富田林市寿町 2 丁目 6－1 (大阪府南河内府民センタービル内) 大阪府南河内農と緑の総合事務所</p> <p>(和泉市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、阪南市、岬町) 岸和田市野田町 3 丁目 1 3－2 (大阪府泉南府民センタービル内)</p>	<p>注 1 大阪地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。</p> <p>注 2 本計画の対象森林は、森林法第 10 条の 2 に基づく林地開発行為の許可制及び同法第 10 条の 8 に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。</p> <p>注 3 森林計画図の縦覧場所 (全 域) 大阪市<u>中央区大手前 2 丁目－1－2 2</u> 大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課</p> <p>(吹田市、茨木市、高槻市、摂津市、島本町) 茨木市中穂積 1 丁目－3－4 3 (大阪府三島府民センタービル内) 大阪府北部農と緑の総合事務所</p> <p>(<u>箕面市、池田市、豊中市、能勢町、豊能町</u>) <u>池田市城南 1 丁目 1－1 (大阪府豊能府民センタービル内)</u> <u>大阪府北部農と緑の総合事務所池田分室</u></p> <p>(枚方市、交野市、四條畷市、大東市、寝屋川市、守口市、門真市、東大阪市、八尾市、柏原市、大阪市) 八尾市荘内町 2 丁目 1－3 6 (大阪府中河内府民センタービル内) 大阪府中部農と緑の総合事務所</p> <p>(松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市) 富田林市寿町 2 丁目 6－1 (大阪府南河内府民センタービル内) 大阪府南河内農と緑の総合事務所</p> <p>(和泉市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、阪南市、岬町) 岸和田市野田町 3 丁目 1 3－2 (大阪府泉南府民センタービル内)</p>
--	---

<p>大阪府泉州農と緑の総合事務所</p> <p>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p style="text-align: right;">削除←</p>	<p>大阪府泉州農と緑の総合事務所</p> <p>2 森林の整備及び保全に関する基本的事項</p> <p>(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積</p> <p><u>森林の有する機能を木材等生産機能、山地災害防止機能、水源かん養機能、生活環境保全機能及び保健文化機能の5つに区分し、「森林の機能別調査実施要領」(昭和52年1月18日付52林野計第532号林野庁長官通達)に基づき、林班ごとに調査し評価区分を行い、5機能の高度発揮が期待される森林を表1のとおり定める。</u></p> <p><u>ア 水源かん養機能</u> 水資源を保持し、渇水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能。</p> <p><u>イ 山地災害防止機能</u> 自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面浸食等山地の荒廃を防止し土地を保全する機能。</p> <p><u>ウ 生活環境保全機能</u> 生活環境の悪化を防止し快適な生活環境を保全・形成する機能。</p> <p><u>エ 保健文化機能</u> 保健文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する機能。</p> <p><u>オ 木材等生産機能</u> 木材等森林で生産される資源を培養する機能。</p> <p style="text-align: center;">〔 木材等生産機能Ⅰ・・・森林の機能別調査実施要領に基づき評価した結果、 評価区分がHであった森林 木材等生産機能Ⅱ・・・森林の機能別調査実施要領に基づき評価した結果、 評価区分がMであった森林 〕</p> <p><u>評価区分H…地位級8以上の森林であって地利が1等地のもの及びそれ以外の森林であって、樹液、樹果、きのこ類、山菜等木材以外の林産物を生産することを主な目的としている森林のうち当該林産物の生産力が高いと見込まれるもの</u></p> <p><u>評価区分M…地位級5以上8未満の森林であって地利が1等地のもの及びそれ以外の森林であって、木材以外の林産物を生産することを主な目的としている森林のうち当該林産物の生産力が中庸と見込まれるもの</u></p>
---	---

表 1

単位：ha

区分	森林機能区分	森林の所在	面積	
総数	木材等生産Ⅰ		6,236	
	木材等生産Ⅱ		17,620	
	水源かん養		18,255	
	山地災害防止		22,470	
	生活環境保全		34,678	
	保健文化		26,077	
市町村別内訳	能勢町	木材等生産Ⅰ	79～81	222
		木材等生産Ⅱ	27、29、30、59、82	446
		水源かん養	8～10、14～16、21～25、29、30、32、34、35、37い、37ろ、38、45、48、50、59～61、80～82	2,709
		山地災害防止	1、2、4～6、10、12、14～16、21～25、30、36～38、39は～41、45、46、48～5	3,882
		生活環境保全	79～82、88、89、91	578
		保健文化	37い～39は、40、45、46、48、49、79、80、88、89、91	1,386
	豊能町	木材等生産Ⅰ	3、4、5、22、28、31	425
		木材等生産Ⅱ	2、6、8、21、26、27、30、32、38	549
		水源かん養	4～6、11、15、16、26、31、37、38	645
		山地災害防止	1、6、7、19、22～24、30～32	655
		生活環境保全	1～6、9、10、12、14～16、18～22、31	1,220
		保健文化	1～7、9、19～22、31	881
	箕面市	木材等生産Ⅰ	10、11、34	139
		木材等生産Ⅱ	2、9、12～17、19、35、39、40	890
		水源かん養	11～13、15い～17、36、37	588
		山地災害防止	12、13、15い～16、28、33	392
		生活環境保全	1、3、11～17、19、20、22～28、30、32～37、40	1,420
		保健文化	1、3、11、12、14～17、19、20、22～28、30、32～36、40、為那都比古神社風致保安林	1,389
	池田市	木材等生産Ⅱ	6～8、11、15	302
		山地災害防止	11、15	132
		生活環境保全	1い、3～15	546
		保健文化	5～15、伊古大神社、大広寺風致保安林	523
	豊中氏	生活環境保全	春日神社風致保安林	2
		保健文化	春日神社風致保安林	2

		区分	森林機能区分	森林の所在	面積	
	茨木市	木材等生産Ⅰ	16、17		99	
		木材等生産Ⅱ	13～15、18～20、24ろ、39、46		754	
		水源かん養	12、13、16、18～20、46		538	
		山地災害防止	1、9、10、28、35、38、39、50		488	
		生活環境保全	1～3、8い、8ろ、10、12～21、23、24ろ、25、26、29～31、32ろ、33、35～41、44、46、49～52、阿為神社風致保安林		2,145	
		保健文化	1～4、6、8い、10～15、18～20、23、25、26、29～31、32ろ、33、35～41、44、46、49、51、52、阿為神社風致保安林		2,047	
	高槻市	木材等生産Ⅰ	13、15～18、20～22、39、42、48、51～55、66～68、71～73、77、82、83		1,412	
		木材等生産Ⅱ	7、11、14、19、23、24、38、40、41、43～47、49、50、57～65、69、70、74、75、80、81、84～87、90～92		2,032	
		水源かん養	10い、11、15、16、19、20、23、28、29ろ、42～46、48～50、52、58、60、71、73、74、76、77、81、82		1,742	
		山地災害防止	37、38、43、44、66、81、82		394	
		生活環境保全	5い、5ろ、5は、5に、6～9、10い～10ろ、11～28、29い、29ろ、29は、38～64、69～71、72、75、80、85～87、90～92		3,569	
		保健文化	1ろ、5い、5ろ、5は、5に、6～9、10い、11～13、28、29い、29ろ、29は、38～40、42、45～48、51、58～64、69～71、73～75、80、85～87、90～92		2,311	
		島本町	木材等生産Ⅰ	1～3、6～8、10		318
			木材等生産Ⅱ	9、11～16、19～22		532
水源かん養			6、9、12、13		177	
山地災害防止			14、15		98	
生活環境保全			1～22		971	
保健文化			1、2、5、6、12、21、22		339	
吹田市		生活環境保全	伊射奈岐、垂水及び素蓋之男各神社風致保安林		2	
		保健文化	伊射奈岐、垂水及び素蓋之男各神社風致保安林		2	
枚方市		山地災害防止	4、8		84	
		生活環境保全	4～9、12、蹉跎、春日、意賀美		262	
		保健文化	4～7、12、蹉跎、春日、意賀美		192	
交野		山地災害防止	1～3、5～13、15～17、20、21		786	
	生活環境保全	3～21、23		878		

		市	保健文化	1～21、23	946
		四條畷市	山地災害防止	7～9、13、14	337
			生活環境保全	1、3～10、12～18	742
			保健文化	4～10、13～18	621
			大東市	山地災害防止	1～4
		生活環境保全		全域	282
		保健文化		全域	282
		東大阪市	水源かん養	6、11～13	302
			山地災害防止	1～4、11～13	649
			生活環境保全	全域	1,009
			保健文化	全域	1,009
		八尾市	水源かん養	2、7、8	186
			山地災害防止	1～4、7、8	385
			生活環境保全	全域	482
			保健文化	全域	482
		柏原市	水源かん養	1、2	145
			山地災害防止	1、2、11、12、	200
			生活環境保全	1、3、4、8、10、13い、15、16	365
			保健文化	1、3、4、10、13い、15、16	307
		市町村別内訳	寝屋川	生活環境保全	国守神社風致保安林(0.1659)
保健文化	国守神社風致保安林(0.1659)			0	
大阪市	生活環境保全		帝塚山風致保安林(0.17)	0	
	保健文化		帝塚山風致保安林(0.17)	0	
富田林	生活環境保全		2い、3い、12	27	
	保健文化		2い、3い、12	27	
羽曳野	生活環境保全		3い、5～9	205	
	保健文化		3い、5～9	205	
太子町	木材等生産Ⅱ		3、4、11～17	398	
	山地災害防止		11～16	288	
	生活環境保全		1～5、11～17	429	
	保健文化		1～5、11～17	429	
河南	木材等生産Ⅱ		4～13、15～17、27	550	
	水源かん養		3～17、19、20、24ろ	687	

	町	山地災害防止	3～17、19、20、27	719	
		生活環境保全	2～19、23～29	1,062	
		保健文化	2～19、23～29	1,062	
	千早赤阪村	木材等生産Ⅱ	2～19、21～24、31～33、36～58	2,266	
		水源かん養	2～17、19～22、31、35～52、54、55、56、57	2,042	
		山地災害防止	2～19、21～24、31～33、36～55	2,100	
		生活環境保全	2～13、19、20、24～35、42～52	1,632	
		保健文化	2～12、19、20、24～30、33～35、42	1,440	
		木材等生産Ⅰ	滝畑18～20、22～42	1,685	
	河内長野市	木材等生産Ⅱ	川上4～29、32～33 天見3～28 加賀田3～16、18	4,676	
		水源かん養	川上4、7～23、26～28、31、31イ、32 天見4～6、9～12、15、16、18～25 加賀田7～11、14、15 滝畑9～19、21、24、25、30、35～44、46	4,309	
		山地災害防止	長野4、5、6 川上4～27、29、33、34 天見3～6、8～16、19～28 加賀田3～8、11～16、19 滝畑3、4、6～17、21、43～46	4,661	
		生活環境保全	長野3イ、5～9 川上9、14～21 天見12～23 加賀田7～16、19 滝畑2～7、10～46	4,915	
		保健文化	長野2、3イ、5～8 川上1イ～3、15～21、27、28、30、31イ、32～34 天見4～6、8、13、14、16～22、24～29 加賀田1イ、3、4、7～15、19 滝畑5～8、10～22、26、29、30、33、3	4,744	
		区分	森林機能区分	森林の所在	面積
	市町村別内訳	堺市	生活環境保全	丹比神社風致保安林	1
			保健文化	丹比神社風致保安林	1
和泉市		木材等生産Ⅰ	横山9 南横山2～20	1,024	
		木材等生産Ⅱ	横山5～8、10、11、17～19、22、23 南横山1、21、23～29	1,235	
	水源かん養	横山4、5、7、8、10～12、17、18、2 3	1,033		

			山地災害防止	横山4~8、10~12、13ろ~20、22~24 南横山8、11~13、23、28、29	1,372	
			生活環境保全	横山2~24 南横山1~21、23~30 南松尾4~7春日神社風致保安林(春木町) 南池田 春日神社風致保安林(三林町)	2,805	
			保健文化	横山1ろ~3い、4~8、10~12、16、17 南松尾2ろ、2は、9ろ、春日神社風致保安林(春	734	
		高石市		生活環境保全	羽衣浜神社風致保安林	0
				保健文化	羽衣浜神社風致保安林	0
		岸和田市		木材等生産Ⅰ	7~12、18	446
				木材等生産Ⅱ	5、6、13、14、26~29	515
				水源かん養	7~13、27、29	549
				山地災害防止	2~4、10、15~17、19、23ろ~26、31~36、38	897
				生活環境保全	1、2、5~19、21、23、25~33、35、37、38、23ろ、24イ 弥栄神社風致保安林	1,637
				保健文化	1、2、6~14、16~18、21、23ろ、24い、26~28、35、37、38、弥栄神社風致保安林	1,133
		貝塚市		木材等生産Ⅰ	8、16~21	296
				木材等生産Ⅱ	9~15、22、23、25~28、38~43	796
				水源かん養	9~19、21~23、25、41~43	756
				山地災害防止	2~4、6、28、31~34、46	409
				生活環境保全	2~48	1,768
				保健文化	2~5、7、8、11~14、20、28、48	461
		泉佐野市		木材等生産Ⅰ	11~13	170
				木材等生産Ⅱ	5~10、14~21	612
				水源かん養	9~21、26、33	713
				山地災害防止	24、29、30、35、36、41~43、48	371
生活環境保全	1~48			1,980		
保健文化	1、8~19、21、22、25、28~30、36、38~40、蟻通神社、船岡神社			900		
熊取町		山地災害防止	3ろ~6、9、11	292		
		生活環境保全	4~8	276		
		保健文化	4、6~9	248		

区分	森林機能区分	森林の所在	面積
市町村別内訳	泉南市	木材等生産Ⅱ	信達29～31、34、39い～41、42ろ、43い 489
		水源かん養	信達25～29、40～42い、44、51 587
		山地災害防止	信達15、20、21、23、35、44、45、48、51 新家3～8、10 715
		生活環境保全	信達14～52 新家1～13、一丘神社、男神社 2,182
		保健文化	信達14～18、20～25、34、36～38、43ろ、44、45、47、53ろ 新家1～8、10、12、13、一丘神社、男神社 1,064
	阪南市	木材等生産Ⅱ	東鳥取16、18 102
		水源かん養	東鳥取9～11、15、16、18 南海19 341
		山地災害防止	東鳥取2、3、8、10、12、16、18 南海1、5、15、17、18 600
		生活環境保全	東鳥取1～19 南海5、14、15、18 1,180
		保健文化	東鳥取2～5、9～11、14～19、21 南海5 804
	岬町	木材等生産Ⅱ	6、10、11、30、32～36 476
		水源かん養	4、35、57 206
		山地災害防止	1ろ、3、5、17～19、32～36、38、40、43～46、48～50、57、61、62、71～77 1,405
		生活環境保全	1い、15ろ、16い、77、78 106
		保健文化	1い、15ろ、16い、77、78 106

<p><u>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</u></p> <p><u>(1) 森林の整備及び保全の目標</u></p> <p><u>①水源涵養機能</u> 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林を目標とする。</p> <p><u>②山地災害防止/土壌保全機能</u> 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林を目標とする。</p> <p><u>③快適環境形成機能</u> 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目標とする。</p> <p><u>④保健・レクリエーション機能</u> 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林を目標とする。</p> <p><u>⑤文化機能</u> 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林を目標とする。</p> <p><u>⑥生物多様性保全機能</u> 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林を目標とする。</p> <p><u>⑦木材等生産機能</u> 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目標とする。</p>	<p><u>(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</u></p> <p><u>ア 森林整備及び保全の目標</u></p> <p><u>(ア) 水土保全林</u></p> <p><u>①水源かん養機能</u> 団粒構造がよく発達して粗孔隙に富む土壌を有し、根系の発達が良好であり、複層林など林冠のうっ閉度が高く成長の旺盛な森林であって、必要に応じて浸透を促進する治山施設等が整備されている森林を目標とする。また、ダム上流部に位置する水源林については、多様な林齢から構成される森林になるように択伐を主とする長伐期施業林を目標とする。</p> <p><u>②山地災害防止機能</u> 適度な陽光が入ることによって、下層植生の生育が良好な森林であって、樹木の根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持した良好な森林で、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を目標とする。また、針葉樹中心の森林にあっては、積極的に広葉樹を植栽し、多様な樹種からなる針広混交林を目標とする。</p> <p><u>(イ) 森林と人との共生林</u></p> <p><u>①生活環境保全機能</u> 大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く、大気汚染等諸被害に対する抵抗性が高い森林、及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林を目標とする。</p> <p><u>②保健文化機能</u> 学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、集落、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、原生的な自然環境を保持している森林、人とのかかわりにより長期にわたり林相が維持され多様な生物種の生息が可能となっている森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林を目標とする。</p> <p><u>(ウ) 資源循環利用林</u> 木の成育に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備され、林業施業により適切に管理されている森林を目標とする。</p>
---	---

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

①水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や府民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

②山地災害防止機能/土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や府民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定

イ 森林整備及び保全の基本方針

(ア) 森林の整備及び保全の基本的考え方

森林の機能区分とは、森林法改正（平成13年7月11日公布）により森林を重視すべき機能ごとに3区分に分け、森林に対する府民の要請の多様化に対応したきめ細かな森林整備を行うものであり、「水土保全」、「森林と人との共生」、「資源の循環利用」に区分し、森林整備を推進し、望ましい森林資源に誘導していくことを目指している。各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を推進する。

また、森林の保全に当たっては、森林整備が停滞している森林、「山地災害危険地区」の森林及びその周辺の森林で山地災害を防止すべき森林や集落周辺の里山林を中心に保安林指定を進め、あわせて計画的な治山事業の実施に努める。

①水土保全林

ダム、ため池などの主要な河川の上流に位置する水源地としての森林と、山地災害危険地区周辺の森林、その他災害の防止に資する森林等で、山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を「水土保全林」に区分し、強い国土基盤の形成、良質な水の安定供給を確保する観点から、水源かん養、山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて保安林指定やその適切な管理、溪岸浸食防止や山脚固定等必要な谷止工や土留工等の治山施設の設置を推進する。

具体的な森林施業については、適切な保育・間伐等を促進するとともに、長伐期施業へ移行し、高齢級の森林への誘導を行う。また、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意した伐採、1箇所あたりの伐採面積の縮小等に配慮し、未立木地等への人工植栽の実施、計画的伐採・更新を推進することとする。

また、地域の特性等に配慮して、複層林等の森林を造成するため積極的に植栽・保育を行う。森林の造成に当たっては育成複層林施業及びぼう芽更新を主体とする。特に山腹崩壊及び土砂流出の危険性の高い地域の森林においては針広混交林化や、複層林施業の導入を図り、長伐期化を進めることとする。

②森林と人との共生林

都市近郊の森林で、騒音や粉塵等の影響を緩和したり、気温や湿度を調整する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林及び府民の森等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林等を「森林と人との共生林」に区分する。

やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

③快適環境形成機能

府民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

④保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、府民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、府民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や府民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑤文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑥生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。常に変わりうる森林生態系は、ある一定の地域においてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森

生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて保安林指定やその適切な管理を推進する。

森林の構成を維持して、樹種の多様性を増進することを基本とし、あわせて広域的な観点から、野生生物のための回廊等森林の連続性の確保に努めることとする。それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意する。

森林の保全のために、必要に応じて、植生等の復元及びモニタリング等を実施するとともに、これらの森林において育成林施業を行う場合は、1伐区当たりの面積を縮小、分散させ、長伐期の育成林施業の導入を図る等、生態系への影響を少なくするための方策を積極的に取り入れることとする。森林保健施設等を整備する場合には、整備面積を必要最小限に留め、当該機能の低下を来たさないよう十分に配慮する。特に風致の維持に配慮する必要がある森林にあっては、複層林化や長伐期施業の導入を図るものとし、伐採種は択伐あるいは小面積皆伐を原則とする。

林がバランス良く配置されている。特に、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林や河辺林などの森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達すべき森林資源の状態等

区 分		現 況	計画期末
面積 (ha)	育成単層林	26,573	26,501
	育成複層林	444	549
	天然生林	25,501	25,468
森林蓄積(m ³ /ha)		145	145

2 その他必要な事項
該当なし

③資源の循環利用林

木材資源は府民生活に不可欠であり、再生産可能な資源として見直されつつある。地域の要請から見て、木材・林産物を持続的、安定的かつ効率的に生産することが相当な森林を「資源の循環利用林」に区分する。本区分の森林については、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種や、適切な造林を実施するとともに、保育及び間伐を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を基本とする。気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等に適合した施業方法により、良好な形質を有する林木からなり、成長が旺盛で適正な立木密度を有する森林の造成に努める。また、木材需要の動向、地域の森林の構成等を考慮の上、適切な伐区の形状や、保護樹林帯の設置等に配慮しつつ、生産目標に応じた林齢で伐採する。伐採跡地については、自然的条件、森林を構成している樹種等に応じて人工造林又は天然更新を行うこととするが、天然更新を行う場合は、必要に応じて適確に刈り出し、植え込み等の更新補助作業を行うこととする。

ウ 計画期間において到達すべき森林資源の状態及び林道整備率

区 分		現 況	計画期末
面積 (ha)	育成単層林	26,573	26,501
	育成複層林	444	549
	天然生林	25,501	25,468
森林蓄積(m ³ /ha)		145	145
林道整備率(m/ha)		4.9	5.5

(3) その他必要な事項
該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

①皆伐

皆伐は、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林、及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施すること。

ア 皆伐を行うにあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図るものとする。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置するものとする。

イ 実施時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。

ウ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき、植込みを行うものとする。特に、伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図るものとする。

エ 皆伐後、天然更新を行う場合は、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため11月～3月の間に伐採するものとする。

②択伐

択伐は、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要等を勘案して計画事項を定めるものとする。

ア 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

(ア) 育成単層林施業

育成単層林施業は、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林、及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施すること。

①主伐は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図るものとする。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置するものとする。

②主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。

③伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき、植込みを行うものとする。特に、伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図るものとする。

④皆伐後、天然更新を行う場合は、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため11月～3月の間に伐採するものとする。

(イ) 育成複層林施業

育成複層林施業は、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等から

と天然力の適切な組み合わせにより複数樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施すること。

ア 複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。

イ 天然下種等による更新が確実な森林で行うものとし、伐採にあたっては森林生産力及び公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導することとする。

③育成林の主伐は樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、主伐の時期は下表を目安として定めるものとする。

樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立方法	期待径級 (cm)	(年)
スギ	小丸太	密仕立	1 6	3 0
	一般建築材	中仕立	2 4	4 0
	造作材	中仕立	3 2	7 0
ヒノキ	心持柱材	密仕立	2 0	4 5
	造作材	中仕立	3 4	8 0
マツ	一般材	中仕立	2 6	3 5

みて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施すること。

①主伐は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。

②択伐は、天然下種等による更新が確実な森林で行うものとし、伐採にあたっては森林生産力及び公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導することとする。

(ウ) 育成林の主伐は樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、主伐の時期は下表を目安として定めるものとする。

単位 : cm

樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立方法	期待径級	(年)
スギ	小丸太	密仕立	1 6	3 0
	一般建築材	中仕立	2 4	4 0
	造作材	中仕立	3 2	7 0
ヒノキ	心持柱材	密仕立	2 0	4 5
	造作材	中仕立	3 4	8 0
マツ	一般材	中仕立	2 6	3 5

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものではない。主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする。

単位：年

地区	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹
大阪森林計画区	40	45	35	45	10	15

第6へ←

(3) その他必要な事項

該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、地域における造林種苗の需給動向、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

イ 立木伐採（主伐）の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものではない。主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする。

単位：年

地区	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹
大阪森林計画区	40	45	35	45	10	15

(2) 伐採立木材積

本計画の伐採（主伐・間伐）立木材積は下表のとおりとする。

表2

単位：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
	382	372	10	147	137	10	235	235	0

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、地域における造林種苗の需給動向、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の樹種は適地適木を旨とし、造林地の気象、地形、土壌等の自然条件や既往の植栽地の成林状況及び地利条件等を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものとする。

なお、多様な森林の整備を図る観点から、画一的な樹種の造林を促進することとならないよう留意すること。

また、風致の維持や特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るため、立地条件や地域の特性に応じた造林方法を勘案して、その方法を定めることとする。人工造林における植栽本数はイ（ア）人工造林の植栽本数によるものとするが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めることができる。

また、複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合は、それを踏まえた上で植栽本数を定めることとする。

なお、森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持などのため、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を定めること。また、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定めるものとする。

ア 造林樹種に関する指針

人工造林の樹種は適地適木を旨とし、造林地の気象、地形、土壌等の自然条件や既往の植栽地の成林状況及び地利条件等を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものとする。

なお、多様な森林の整備を図る観点から、画一的な樹種の造林を促進することとならないよう留意すること。

また、風致の維持や特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。

天然更新補助作業の対象樹種は、主として、マツ類、クヌギ、コナラ等を選定すること。

また、造林用苗木は、育種母樹林、普通母樹林等の優良な母樹から採取した種子又はさし穂から養成した苗木を用いるものとする。

イ 造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るため、立地条件や地域の特性に応じた造林方法を勘案して、その方法を定めることとする。人工造林における植栽本数は次頁（ア）人工造林の植栽本数 によるものとするが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めることができる。

また、複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合は、それを踏まえた上で植栽本数を定めることとする。

なお、森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持などのため、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を定めること。また、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定めるものとする。

また、天然更新によるものについては、伐採後5年以内に、更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数を勘案して仕立て方法別に定めるものとする。

単位：本/ha

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	密仕立て	6, 000
	中仕立て	3, 500
ヒノキ	密仕立て	6, 500
	中仕立て	4, 000

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

①地拵えの方法

植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。

②植栽方法

植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い活着率の向上を図る。また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。

③植栽時期

植栽は春先に行うものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、原則として2年以内に植栽をすることとする。それ以外の森林及び択伐による伐採に係るものについては、伐採後5年以内に植栽することとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。市町村森林整備計画の作成にあたっては、次の事項を指針として計画事項を定めるものとする。

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数を勘案して仕立て方法別に定めるものとする。

単位：本/ha

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	密仕立て	6, 000
	中仕立て	3, 500
ヒノキ	密仕立て	6, 500
	中仕立て	4, 000

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

①地拵えの方法

植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。

②植栽方法

植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い活着率の向上を図る。また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。

③植栽時期

植栽は春先に行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新補助作業の対象樹種は、マツ類、クヌギ、コナラ等を主体に選定する。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあつては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。更新は、更新樹種が周辺の草丈以上であり、その本数が概ね下表に示す本数以上で完了しているものとする。なお、林床の状況等から天然稚樹の発生・生育が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
10,000 本/ha	3	3,000 本/ha

①かきおこし、枝条整理等の地表処理の作業は、下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について行うこと。

②刈出しは、天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について行うこと。

③植え込みは、天然下種更新の不十分な箇所に行い、その本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。

④ぼう芽による更新を行う場合には、目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して決定するものとし、伐採後2～3年以内に優勢なぼう芽を3本程度残すよう芽欠きを行うこと。

第3の2(1)ウへ←

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新によるものについては、伐採後5年以内に、更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽により造成された森林で、周囲に種子を供給する母樹が存在せず、天

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法の指針

ぼう芽により更新し、短伐期の繰返し伐採を行ってきた林分にあつては、森林生産力の維持増進を図るため、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。また、林床の状況等から天然稚樹の発生・生育が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

①かきおこし、枝条整理等の地表処理の作業は、下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について行うこと。

②刈出しは、天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について行うこと。

③植え込みは、天然下種更新の不十分な箇所に行う。なお、植え込み樹種は複層林施業に準じて選定するとともに、植え込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。

④ぼう芽による更新を行う場合には、目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して決定するものとし、伐採後2～3年以内に優勢なぼう芽を3本程度残すよう芽欠きを行うこと。

ウ 伐採跡地の更新をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採後おおむね5年以内とする。

エ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽により造成された森林、又は種子を供給する母樹が存在せず、天然更

然更新が期待されない森林等について、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として特定するものとする。

新が期待されない森林について、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として特定するものとする。

(4) その他必要な事項
特になし

オ その他必要な事項
特になし

第6へ←

(2) 人工造林、天然更新別の造林面積
本計画の人工造林、天然更新の造林面積、育成複層林導入面積は下表のとおりとする。

表3 単位：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	6 7 4	2 6 6

単位：ha

育成複層林導入面積		1 0 5
内訳	育成単層林→育成複層林	7 2
	天 然 林→育成複層林	3 3

3 間伐及び保育に関する基本的事項

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項
市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

ア 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。

樹 種	施業体系	間 伐 時 期 (年)			
		初 回	2 回 目	3 回 目	4 回 目

樹 種	施業体系	間 伐 時 期 (年)			
		初 回	2 回 目	3 回 目	4 回 目

スギ	中仕立て	16	21	31	(40)
	密仕立て	16	20	24	
ヒノキ	中仕立て	18	23	35	(45)
	密仕立て	18	23	29	35

スギ	中仕立て	16	21	31	(40)
	密仕立て	16	20	24	
ヒノキ	中仕立て	18	23	35	(45)
	密仕立て	18	23	29	35

注1) () 内は長伐期大径材生産を目標とした場合

注2) 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行なうものとし、間伐率は本数割合で2～3割程度（初回は3割程度）とする。

注1) () 内は長伐期大径材生産を目標とした場合

注2) 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行なうものとし、間伐率は本数割合で2～3割程度（初回は3割程度）とする。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基準とし、地域における既往の保育の方法を勘案して時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

なお、市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林で、これらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

イ 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基準とし、地域における既往の保育の方法を勘案して時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

なお、市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林で、これらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

保育の種類	樹種	実施林齢																				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△														
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△													
つる切り	スギ						○	○	○													
	ヒノキ						○	○	○													
除伐	スギ									←○												
	ヒノキ										←○											

保育の種類	樹種	実施林齢																				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△														
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△													
つる切り	スギ						○	○	○													
	ヒノキ						○	○	○													
除伐	スギ									←○												
	ヒノキ										←○											

注) △は必要に応じて行なう。

注) △は必要に応じて行なう。

削除←

ウ 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数に関する指針
5ヵ年以内に間伐を実施すべき人工林の立木の収量比数については、「大阪府

(3) その他必要な事項
該当なし

第6へ←

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林とは、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域とし、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」「保健機能維持増進森林」の区域について設定する。また、「木材等生産機能維持増進森林」については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとする。なお、個々の公益的機能別施業森林と木材等生産機能維持増進森林は、重複して区分を設定できるものとする。

公益的機能別施業森林及び木材等生産機能維持増進森林の区域、施業の方法については、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

① 水源涵養機能維持増進森林

水源涵養機能維持増進森林は、原則として水源涵養機能の必要性が高い森林や、水源涵養保安林を有する森林とする。具体的には、地域の用水源として重要なため池、ダムや主要河川等の上流に位置する森林とする。

② 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林は、原則として山地災害防止機能の必要性の高い森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林を有する森林とする。具体的には、地形として傾斜が急であり山腹の凹曲部等水の集中流下する森林や市街地、集落、道路等などの施設に近接し急峻な地形を

林分収穫表」を参考にし、既往の施業体系樹種別（必要に応じて仕立ての方法別）に定めるものとする。

エ その他必要な事項
該当なし

(2) 間伐立木材積
P23表2参照

6 公益的機能別施業森林の整備目標に関する事項

公益的機能別施業森林とは、2の(2)に定める森林の3区分のうち、「水土保全林」及び「森林と人との共生林」である。公益的機能別施業森林に該当しない森林の区域については、「資源の循環利用林」に区分して取り扱うものとする。

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次に掲げる指針を基準として、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法を定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準

ア 水土保全林（森林法施行規則にいう「水源かん養機能等維持増進森林」）

①水土保全林の区域の基準

水土保全林は、原則として、水源かん養機能や、山地災害防止機能の高い森林、水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林のある森林とする。水源かん養機能の充実の観点から、ダム等の地域の重要な水源の上流に位置する森林、また、市街地、集落に近接した急峻な地形を有する森林とする。

②複層林施業又は長伐期施業を推進すべき森林の区域の基準

水土保全林の区域のうち、森林の構成、林道等の整備状況及び森林施業の実施状況からみて複層林施業又は長伐期施業（標準伐期齢の2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う施業）の効率的な実施が確保されると

有する森林とする。

③ 快適環境形成機能維持増進森林

快適環境形成機能を高度に発揮することが求められている森林について個々の森林の立地条件、林況、地域の要請等を踏まえて定めることを基本とする。原則として、集落等の周辺に位置し、大気浄化、防音、防風等の必要性がある森林を快適環境形成機能維持増進森林とする。

④ 保健機能維持増進森林

保健機能維持増進森林は、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能を高度に発揮することが求められる森林について定めることを基本として、個々の森林の立地条件、林況、地域の要請等を踏まえて定めるものとする。原則として、自然公園区域、府民の森、市町村民の森、史跡・名勝等が所在する森林、貴重な植物・動物が生息する森林等を対象とする。

見込まれるものについて、地形地物等を区分して定めるものとする。

イ 森と人との共生林（森林法施行規則にいう「環境保全機能等維持増進森林」）

①森林と人との共生林の区域の基準

生活環境保全機能又は保健文化機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本として、個々の森林の立地条件、森林の内容、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点をも踏まえて定めるものとする。原則として、生活環境保全機能又は保健文化機能が高い区域、自然公園区域、府民の森、市町村民の森等の区域は森林と人との共生林とする。

②特に森林の形状を維持すべき森林の区域の基準

森林と人との共生林の区域のうち、風害又は霧害を防備する機能等の発揮を重視すべき森林では、更新にあたって特に遮蔽性（しゃへいせい）を維持する観点から、択伐よりも森林を带状に保存しつつ行う主伐が適当な森林について定めるものとする。

③広葉樹林又は天然林に転換すべき森林（森林法施行規則にいう「要転換森林」）の区域の基準

森林と人との共生林の区域のうち、自然公園区域、府民の森、市町村民の森等の区域の針葉樹人工林は、生物多様性、樹種多様性の増大の観点から、広葉樹の植栽あるいは天然更新により樹種の転換を図るものとする。なお、要転換森林については、市町村森林整備計画において、樹種の転換を完了すべき目標年度を併せて定めるものとする。

④特定広葉樹育成施業を推進すべき森林の区域の基準

森林と人との共生林の区域のうち、森林の構成及び配置の状況、地域住民の意向等から見て、特定広葉樹育成施業の効果的な実施が確保されるものについて、地形地物等を区画して定めるものとする。

ウ 伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域の基準
 水土保持林（「複層林施業又は長伐期施業を推進すべき森林」を除く）又は森林と人との共生林（「特に森林の形状を維持すべき森林」、「広葉樹林又は天然林に転換すべき森林」及び「特定広葉樹育成施業を推進すべき森林」を除く）の森林の区域のうち、森林の有する公益的機能の維持増進を図るために施業の方法を特定する必要がある森林について、個々の森林の立地条件、森林の内容、地域の要請等を踏まえて定めるものとする。

イ 森林施業の方法に関する指針

① 水源涵養機能維持増進森林

伐期の延長を推進する施業及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、適正な森林の立木蓄積を維持しつつ、根系の発達を確保することを旨として定めるものとする。

② 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、または、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確保することを旨として定めるものとする。

③ 快適環境形成機能維持増進森林・保健機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、また、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、自然景観の維持向上など個々の森林に対する要請に応じた適切な施業の方法を定めるものとする。なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。

(2) 木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材等生産機能維持増進森林は、林木の生育状況から安定した木材生産が見込まれるとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を対象とする。なお、木材等生産機能の維持増進は、個々の公益的機能別施業森林と重複して区域を設定できるとする。ただし、重複する場合はそれぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となることを旨として定めることとする。

(2) 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に関する指針

ア 水土保持林（森林法施行規則にいう「水源かん養機能等維持増進森林」）

① 水土保持林の区域における施業の方法に関する指針

水源かん養機能又は山地災害防止機能の高度発揮を図るための施業の方法について、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立木蓄積を維持し、根系の発達を確保することを旨として定めるものとする。

② 複層林施業の方法に関する指針

下層木の適確な生育を確保することを旨として、伐採、造林、保育等の施業の方法を定めるものとする。

③ 長伐期施業の方法に関する指針

下層植生の維持を図りつつ森林の立木の適正な生育を確保することを旨として、保育、間伐等の施業の方法を定めるものとする。

イ 森林と人との共生林（森林法施行規則にいう「環境保全機能等維持増進森林」）

① 森林と人との共生林の区域における施業の方法に関する指針

生活環境保全機能又は保健文化機能の高度発揮を図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、自然環境の保全や景観の維持向上等個々の森林に対する要請に応じた適切な施業の方法を定めるものとする。

② 特定広葉樹育成施業の方法に関する指針

特定広葉樹の育成により風致の維持向上を図ることを旨として、特定広葉樹の樹種、植栽本数並びに造林、保育及び伐採の方法等を定めるものとする。

ウ 伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林

当該森林の区域の設定の目的に応じ、公益的機能の発揮を確保することを旨として、適切な施業の方法を定めるものとする。

<p>(3) その他必要な事項 該当なし</p> <p>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 (1) 林道(林業専用道を含む。以下同じ)等の開設及び改良に関する基本的な考え方 林道の開設においては、その用途に即した適正な計画を樹立するとともに、安全性と経済性を兼ね備えた合理的なものであることを基本とし、重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとに、以下のとおりとする。</p> <p>ア <u>水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止/土砂流出防止維持増進森林</u> 水源涵養機能等の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、高密度な路網を整備することとするが、急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避するなど、現地の地形、地質に即した線形、構造となるよう留意する。また、排水施設の整備に努めるとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取り組みを行うものとする。</p> <p>イ <u>快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林</u> 行楽や学びの場として利用する森林、生物多様性を保全する森林等においては、利用者の利便性確保の観点に加え、景観や生物多様性の保全に配慮した線形、構造、施設を選択するものとする。</p> <p>ウ <u>木材等生産機能維持増進森林</u> 木材等生産機能を重視する森林においては、森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、林業機械による作業システム等に最も効率的な路網整備を計画的に推進することとする。また、必要に応じて林道と作業道等の適切な組み合わせによる路網としての整備を推進するものとする</p> <p style="text-align: right;">第6へ←</p> <p>(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システ</p>	<p>(3) その他必要な事項 該当なし</p> <p>7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 (1) 林道の整備に関する基本的な考え方 林道の開設においては、その用途に即した適正な計画を樹立するとともに、安全性と経済性を兼ね備えた合理的なものであることを基本とし、重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとに、以下のとおりとする。</p> <p>ア <u>水土保全林</u> 水源かん養機能等の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、高密度な路網を整備することとするが、急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避するなど、現地の地形、地質に即した線形、構造となるよう留意する。また、排水施設の整備に努めるとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取り組みを行うものとする。</p> <p>イ <u>森林と人との共生林</u> 森林体験活動や健康づくり等、森林と人とのふれあいを重視する森林においては、利用者の利便性確保の観点に加え、景観や生物多様性の保全に配慮した線形、構造、施設を選択するものとする。</p> <p>ウ <u>資源の循環利用林</u> 木材等生産機能を重視する森林においては、森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、林業機械による作業システム等に最も効率的な路網整備を計画的に推進することとする。また、必要に応じて林道と作業道等の適切な組み合わせによる路網としての整備を推進するものとする。</p> <p>(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量 (略)</p>
--	--

ムの基本的な考え方

森林施業等の効率化を進めるため、傾斜等の自然的条件、施業の必要となる林分のまとまり等、地域の特性に応じた路網を整備するとともに、高性能林業機械の導入を促進し、これらの組み合わせにより低コストで効率的な作業システムの構築を推進することとする。なお、傾斜に応じた路網密度は下表を目安とする。

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	100 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	75 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60 以上	15 以上
	架線系作業システム	15 以上	15 以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

林地の傾斜や搬出方法に応じた路網と林業機械化の組み合わせにより、施業が必要な分散した林分の集約化を図り、低コスト化を推進する区域を路網整備等推進する区域とする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程、林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針を基本に路網を作設する。

(5) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法

特になし

(6) その他必要な事項

土場、作業施設など、林産物の搬出、造林・保育その他施業の効率化を図る施設整備を路網整備と併せて推進する。また、林産物の搬出にあたっては、立木竹及び下層植生の保持に努め、地表を損傷しないよう十分留意するものとする。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

府、市町村、森林管理局、森林組合、木材関連事業者等川上から川下までが一体となり、国有林と民有林の緊密な連携を保ちながら、流域林業の活性化、林業の担い手育成・確保、林業機械化の推進、府内産材の流通加工体制の整備等、生産、流通及び加工における条件整備を次のとおり計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者の高齢化や所有規模の零細化が進む中、森林施業プランナーの育成確保を図り、施業提案を通じて森林所有者等から森林経営に意欲のある林業事業者等への長期の受委託を推進するとともに、地域関係者が集まる協議会の開催などを通じて森林施業の共同化に向けた普及促進活動を推進する。また、これらと併せて、高性能林業機械の導入、林内路網の適正な整備を通じて、団地化・集約化による効率的な森林施業の実行確保と経費の低コスト化を図り、計画的・安定的な木材供給体制の確立と森林の適正な管理を推進する。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 森林組合の育成

地域の森林整備の中核的な担い手である森林組合を育成するため、組織体制の充実・経営基盤等の強化を図る。

イ 林業後継者の育成、確保

大阪府林業労働力確保支援センターを林業担い手育成・確保の中核として

特になし

(4) その他必要な事項

林道の開設に当たっては、土砂の流出等を抑制するように、必要に応じて緑化工、土留工、排水溝等の施設を設置するものとする。また林産物の搬出に当たっては、立木竹及び下層植生の保持に努め、地表を損傷しないよう十分留意するものとする。

その他、作業道の開設に当たっては、林道の路線位置、林産物の搬出、造林・保育その他施業の能率性、公益的機能の維持等に配慮して開設する。

8 森林施業の合理化に関する事項

府、市町村、森林管理局、森林組合、木材関連事業者等川上から川下までが一体となり、国有林と民有林の緊密な連携を保ちながら、流域林業の活性化、林業の担い手育成・確保、林業機械化の推進、府内産材の流通加工体制の整備等、生産、流通及び加工における条件整備を次のとおり計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林施業共同化の促進

森林施業の団地化により、施業の効率化と高性能機械の導入、適正な林内路網の整備を促進し、搬出コストの縮減と木材の安定的な供給体制を整備するとともに、森林所有者から森林組合への施業・経営管理の委託を進め、施業の共同化による森林の適正な管理を図る。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保

ア 森林組合の育成

地域の森林整備の中核的な担い手である森林組合を育成するため、組織体制の充実・経営基盤等の強化を図る。

イ 林業後継者の育成、確保

大阪府林業労働力確保支援センターを林業担い手育成・確保の中核として

位置付け、雇用管理の改善や新規就労の円滑化、基幹的林業労働者の養成に努める。そのため、社会保険等への加入促進、労働安全衛生の確保等就労条件の改善を図り新規就労者を促進するとともに、林業従事者に対する技術研修等を実施し、技能の向上に努める。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

小規模林業経営が中心で、急峻な地形が大部分を占める本府においては、大型の高性能機械の導入は困難である。そのため、チェーンソー（伐木）、タワー付集材機（集材）、簡易式プロセッサ（造材）の素材生産システムをメインシステムとして確立する。また、システムに対応した高密度路網整備を推進する。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

消費地に近接するという特性を活かし、原木市場を核に、府内素材の集荷基地としての機能を強化する。また、府内の森林資源や木材産業の実態から見て、今後とも広域的大量流通よりむしろ、小ロットでも消費者ニーズの多様化に柔軟に対応することが可能な産業としての展開が望まれることから、木材加工施設を核に公共事業における土木資材の供給はもとより、工務店と連携しながら住宅部材を供給するなど活用可能な分野を開拓していく。

(5) その他必要な事項

特になし

位置付け、雇用管理の改善や新規就労の円滑化、基幹的林業労働者の養成に努める。そのため、社会保険等への加入促進、労働安全衛生の確保等就労条件の改善を図り新規就労者を促進するとともに、林業従事者に対する技術研修等を実施し、技能の向上に努める。

(3) 林業機械導入の促進

小規模林業経営が中心で、急峻な地形が大部分を占める本府においては、大型の高性能機械の導入は困難である。そのため、チェーンソー（伐木）、タワー付集材機（集材）、簡易式プロセッサ（造材）の素材生産システムをメインシステムとして確立する。また、システムに対応した高密度路網整備を推進する。

(4) 作業路等の整備

継続的な森林管理と材の搬出利用を推進するため、林道、作業道及び施業対象地を有機的に結び付けた林道網を整備拡充する。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備

消費地に近接するという特性を活かし、府内あるいは原木市場を核に、府内素材の集荷基地としての機能を強化する。また、府内の森林資源や木材産業の実態から見て、今後とも広域的大量流通よりむしろ、小ロットでも消費者ニーズの多様化に柔軟に対応することが可能な産業としての展開が望まれることから、木材加工施設を核に公共事業における土木資材の供給はもとより、工務店と連携しながら住宅部材を供給するなど活用可能な分野を開拓していく。

(6) その他必要な事項

特になし

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切り取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更にあって、水源涵養、土砂の流出や崩壊の防止等の機能面から、特に林地の保全上留意すべき森林は下表のとおりとする。なお、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区を含む。

単位：ha

所 在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	地 区			
総 数		30,557		
能勢町	1、2、4～6、8～10、 12、14～16、21～25、 29、30、32、34、35～ 38、39 は～41、45、46、 48～51、55、59～61、 63、80～82、88～93	4,361	水源涵養 山地災害防止	
豊能町	1、4～7、11、15、16、 19、22～24、26、30～ 32、37、38	1,159		

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

本地区は、機能別森林の山地災害防止機能、水源かん養機能を高度に発揮させる必要のある森林とし、下表7のとおりとする。なお、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区を含む。

単位：ha

所 在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	地 区			
総 数		30,557		
能勢町	1、2、4～6、8～10、 12、14～16、21～25、 29、30、32、34、35～ 38、39 は～41、45、46、 48～51、55、59～61、 63、80～82、88～93	4,361	水源涵養 山地災害防止	
豊能町	1、4～7、11、15、16、 19、22～24、26、30～ 32、37、38	1,159		

新

旧

箕面市	11~13、15 い~17、 28、33、36、37	679	水源涵養 山地災害防止	箕面市	11~13、15 い~17、 28、33、36、37	679	水源涵養 山地災害防止
池田市	11、15	132		池田市	11、15	132	
茨木市	1、9、10、12、13、16、18 ~20、28、 35、38、39、46、50	1032		茨木市	1、9、10、12、13、16、18 ~20、28、 35、38、39、46、50	1032	
高槻市	10 い、11、15 16、19、 20、23、28、29 ろ、37、 38、42~46、48~50、 52、58、60、66、71、73、 74、76、77、81~83、 85、86、90、92	1,954		高槻市	10 い、11、15、16、19、 20、23、28、29 ろ、37、 38、42~46、48~50、 52、58、60、66、71、73、 74、76、77、81~83、 85、86、90、92	1,954	
島本町	6、9、12、13~15	275		島本町	6、9、12、13~15	275	
枚方市	4、8	85		枚方市	4、8	85	
交野市	1~3、5~13、15~17、 20、21	786		交野市	1~3、5~13、15~17、 20、21	786	
四條畷市	7~9、13、14	337		四條畷市	7~9、13、14	337	
大東市	1~4	159		大東市	1~4	159	
東大阪市	1~4、6、11~13	704		東大阪市	1~4、6、11~13	704	
八尾市	1~4、7、8	385		八尾市	1~4、7、8	385	
柏原市	1、2、11、12	200		柏原市	1、2、11、12	200	
太子町	11~16	288		太子町	11~16	288	
河南町	3~17、19、20、24 ろ、 27	734		河南町	3~17、19、20、24 ろ、 27	734	
千早赤阪村	2~24、31~33、35~ 55、58、59	2,319		千早赤阪村	2~24、31~33、35~ 55、58、59	2,319	
河内長野市	長野 4、5、6 川上 4~31 い、32~34 天見 3~6、8~16、18~28 加賀田 3~16、18 高向 3、4、6~19、21、 24、25、30、35~46	5,778		河内長野市	長野 4、5、6 川上 4~31 い、32~34 天見 3~6、8~16、18~28 加賀田 3~16、18 高向 3、4、6~19、21、 24、25、30、35~46	5,778	
和泉市	南松尾 2ろ、2は、7、 8 い、8ろ 横山 4~8、10~12、13	1,709	和泉市	南松尾 2ろ、2は、7、 8 い、8ろ 横山 4~8、10~12、13	1,709		

新

旧

	ろ～20、22～24 南横山 6、8、9、11～ 17、23、27～29			
岸和田市	2～4、7～13、15～17、 19、23 ろ～27、29、31 ～36、38	1,393		
貝塚市	2～4、6、9～19、21～ 23、25、28、31～34、41 ～43、46	1,170		
泉佐野市	9～21、24、26、29、30、 33、35、36、41～43、48	1,085		
熊取町	3 ろ～6、9、11	292		
泉南市	信達 15、20、21、23、25 ～29、35、40～42 い、 44、45、48、51 新家 3～8、10	1,199		
阪南市	東鳥取 2、3、8、9～12、 15、16、18 南海 1、5、15、17、18、 19	808	水源涵養 山地災害防止	
岬町	13、3～5、17～19、32 ～36、38、40、43～46、 48～50、57、61、62、71 ～77	1,534		

	ろ～20、22～24 南横山 6、8、9、11～ 17、23、27～29			
岸和田市	2～4、7～13、15～17、 19、23 ろ～27、29、31 ～36、38	1,393		
貝塚市	2～4、6、9～19、21～ 23、25、28、31～34、41 ～43、46	1,170		
泉佐野市	9～21、24、26、29、30、 33、35、36、41～43、48	1,085		
熊取町	3 ろ～6、9、11	292		
泉南市	信達 15、20、21、23、25 ～29、35、40～42 い、 44、45、48、51 新家 3～8、10	1,199		
阪南市	東鳥取 2、3、8、9～12、 15、16、18 南海 1、5、15、17、18、 19	808	水源涵養 山地災害防止	
岬町	13、3～5、17～19、32 ～36、38、40、43～46、 48～50、57、61、62、71 ～77	1,534		

ア 森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

1に掲げる水源涵養機能及び山地災害防止/土砂流出防止機能を特に高度に発揮させる必要のある森林、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区とする。

イ 留意すべき事項

山地災害の防止、水源涵養等の林地の有する公益的機能の維持向上を図るため、第2の1に定める森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項に配慮し、治山事業の実施、保安林の指定及びその適正な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図る。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森

ア 林地の保全に特に留意すべき森林の地区

2に掲げる水源かん養機能及び山地災害防止機能を特に高度に発揮させる必要のある森林、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区とする。

イ 留意すべき事項

山地災害の防止、水源かん養等の林地の有する公益的機能の維持向上を図るため、2に定める森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項に配慮し、治山事業の実施、保安林の指定及びその適正な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図る。

(2) 林地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要のある林分及

<p>林及びその搬出方法 特になし</p>	<p>びその搬出方法 特になし</p> <p>(1) へ← (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 ア 実施地区の選定 林地の保全に支障を及ぼさないよう十分留意することとし、土地の形質、変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行う。 イ 土石の切取及び盛土を行う場合 法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のため、排水施設等を設けることとする。 ウ その他土地の形質の変更を行う場合 その態様に応じて土砂の流出崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずるものとする。</p>															
<p>(4) その他必要な事項</p>	<p>10 保安施設に関する事項</p>															
<p>2 保安施設に関する事項等</p>	<p>第6 へ← (1) 保安林として管理すべき森林の種類別の面積</p> <p>表8 単位：h a</p> <table border="1" data-bbox="1120 893 2060 1133"> <thead> <tr> <th>保安林の種類</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>17,357</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水源かん養のための保安林</td> <td>9,381</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害防備のための保安林</td> <td>7,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健・風致の保存等のための保安林</td> <td>5,545</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 水源かん養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安林とは、土砂流出の防備、土砂の崩壊の防備などの第2号から第7号までの目的、保健・風致の保存等のための保安林とは、第8号から第11号の目的を達成するために指定する保安林をいう。 2 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。</p> <p>第6 へ← (2) 保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別、所在別の面積等(略)</p>	保安林の種類	面積	備考	総数	17,357		水源かん養のための保安林	9,381		災害防備のための保安林	7,300		保健・風致の保存等のための保安林	5,545	
保安林の種類	面積	備考														
総数	17,357															
水源かん養のための保安林	9,381															
災害防備のための保安林	7,300															
保健・風致の保存等のための保安林	5,545															

第6へ←

(1) 保安施設の整備に関する事項
保安林の配備については、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点をおいて計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、森林保全に努めることとする。また、治山事業については、府民の安全・安心を確保する観点から、緊急かつ計画的な治山事業の実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽並びに本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進する。なお、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

第6へ←

(3) 指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
 表10

単位：h a

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽の 変更面積
水源のかん養	0	110	0	363	610
災害の防備	5	0	0	152	296
保健・風致の保存等	0	0	0	146	206

注) 水源かん養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安林とは、土砂流出の防備、土砂の崩壊の防備などの第2号から第7号までの目的、保健・風致の保存等のための保安林とは、第8号から第11号の目的を達成するために指定する保安林をいう。

(4) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の面積等
 該当なし

(5) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業 施行地区 数	主な工種	備考
市町村	区域			
能勢町	上杉	1	溪間工、管理道、本数調整伐	
	長谷	2	溪間工、管理道、本数調整伐	
	山田	3	溪間工、本数調整伐	
	天王	4	溪間工、本数調整伐	

新

旧

	山辺	4	本数調整伐、植栽	
	宿野	4	溪間工、管理道、本数調整伐	
	倉垣	4	溪間工、管理道、本数調整伐	
	野間中	3	溪間工、本数調整伐、植栽	
	地黄	3	本数調整伐	
	野間大原	1	本数調整伐	
豊能町	妙見山	1	溪間工、本数調整伐	
箕面市	上止々呂美	3	溪間工、本数調整伐、植栽	
池田市	木部	1	溪間工	
	中川原町	1	溪間工	
茨木市	上音羽	1	溪間工、本数調整伐	
	泉原	1	溪間工、管理道、本数調整伐	
	銭原	1	溪間工、本数調整伐	
高槻市	川久保	1	溪間工、管理道、本数調整伐	
	二料	2	本数調整伐	
	出灰	1	溪間工、山腹工	
	萩谷	2	溪間工、山腹工	
	檜田	3	本数調整伐	
島本町	大沢	2	溪間工、本数調整伐	
	尺代	3	溪間工、山腹工、本数調整伐	
枚方市	津田	1	溪間工、本数調整伐	
	尊延寺	3	溪間工、本数調整伐	
交野市	星田	1	溪間工、本数調整伐	
	寺	1	溪間工、本数調整伐	
	森	1	溪間工、本数調整伐	

新

旧

	傍示	1	溪間工、本数調整伐	
四條畷市	南野	1	溪間工、本数調整伐	
	下田原	1	溪間工、本数調整伐	
河南町	平石	3	溪間工、本数調整伐	
千早赤阪村	水分	4	溪間工、本数調整伐	
	千早	4	溪間工、本数調整伐	
	足谷	3	溪間工、本数調整伐	
河内長野市	千石谷	8	溪間工、管理道、本数調整伐	
	滝畑西	5	溪間工、本数調整伐	
	滝畑東	3	溪間工、本数調整伐	
	大住谷	3	溪間工、本数調整伐	
和泉市	父鬼	6	溪間工、管理道、本数調整伐、枝落し	
	大野	1	溪間工、本数調整伐	
岸和田市	牛滝	1	本数調整伐、枝落し	
	塔原	1	本数調整伐、枝落し	
貝塚市	蕎原	4	溪間工、山腹工、本数調整伐、枝落し	
	木積	1	溪間工、本数調整伐	
泉佐野市	大木	2	溪間工、本数調整伐、枝落し	
	土丸	3	溪間工、本数調整伐、作業歩道	
熊取町	久保	1	本数調整伐、枝落し	
泉南市	信達金熊寺	1	溪間工、植栽工、山腹工	
	信達楠畑	1	溪間工、本数調整伐	
	信達葛畑	1	溪間工、本数調整伐	
阪南市	桑畑	1	溪間工	

(2) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林において、保安林機能の回復・増進を図るため要整備森林の森林施業を推進する。要整備森林の所在及び面積、実施すべき施業の方法及び時期については、第6の6の表のとおりである。

(3) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、保安林台帳の調製等及び標識の設置等を適正に行うものとする。

第6へ←

岬町	淡輪	1	本数調整伐、枝落し
合計		120	

(6) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、保安林台帳の調製等及び標識の設置等を適正に行うものとする。

11 特定保安林の整備に関する事項

(1) 要整備森林の所在及び面積、実施すべき施業の方法及び時期等

表12

森林計画	林野計画	要整備森林		実施すべき施業の方法及び時期																備考								
		所在		造林				伐採				出戻				その他												
		面積	林種	植栽	更新	間伐	跡地	本志	神数	植栽	更新	間伐	跡地	本志	神数	植栽	更新	間伐	跡地									
北摂方面	千早中野村	1	水合	32	11							間伐	11	当該林の管理に留意し、ついでに本林種で劣化の箇所を調整する。	平成26年4月31日													
	河内美野村	2	天冠	10	15							間伐	15	当該林の管理に留意し、当該林種で劣化箇所の調整を実施する。	平成26年4月31日													
	河内美野村	3	天冠	25	9	植栽	2					間伐	9	当該林の管理に留意し、当該林種で劣化の箇所を調整するとともに、樹木の健康をケアする。	平成26年4月31日													
	神岡町	4	大沢町	0 12 13	13								間伐	13	当該林の管理に留意し、ついでに本林種で劣化の箇所を調整する。	平成26年4月31日												
	神岡町	5	大沢町	5 5 1	5								間伐	5	当該林の管理に留意し、ついでに本林種で劣化の箇所を調整する。	平成26年4月31日												

第5へ←

1 2 保健機能森林区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるため、森林の施業及び公衆の利用に供する施設整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、地域の自然環境等の自然的条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定める。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、自然地形等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定する。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法の指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水資源かん養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等、多様な施業を積極的に実施するものとする。また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備の指針

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高。）を定める。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、

第7へ←

森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等にあたっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

1.3 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 保安林の指定施業要件

種類	施業の方法		森林の所在市町村	備考
	伐採方法	その他		
水源の かん養	伐採種は定め ない。(一 部択伐。)	主伐として伐 採をすることが できる立木は、当	能勢町、豊能町、箕 面市、茨木市、高槻 市、島本町、東大阪 市、八尾市、河南町、 千早赤阪村、河内長 野市、和泉市、岸和 田市、貝塚市、泉佐 野市、泉南市、阪南 市、岬町	
土砂流 出防備 保安林	伐採種は定め ない。(一 部択伐。)	該立木の所在す る市町村に係る 市町村森林整備 計画で定める標 準伐期齢以上の ものとする。	能勢町、豊能町、箕 面市、池田市、茨木 市、高槻市、島本町、 交野市、四條畷市、 枚方市、大東市、東 大阪市、八尾市、太 子町、河南町、千早 赤阪村、河内長野市、 和泉市、岸和田市、 貝塚市、泉佐野市、 熊取町、泉南市、阪 南市、岬町	

	土砂崩壊防備保安林	主伐は択伐による。(一部禁伐。)		豊能町、箕面市、池田市、高槻市、島本町、河南町、千早赤阪村、河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、	
	潮害防備保安林	主伐は択伐による。(一部禁伐。)		泉佐野市	
	干害防備保安林	伐採種は定めない。(一部択伐。)	主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	高槻市、河内長野市、阪南市	
	落石防備保安林	主伐は択伐による。(一部禁伐。)	主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	和泉市	
	防火保安林	禁伐。		泉佐野市	
	魚つき保安林	主伐は択伐による。(一部禁伐。)		阪南市、岬町	
	保健保安林	伐採種は定めない。(一部択伐。)		能勢町、箕面市、高槻市、交野市、四條畷市、東大阪市、河南町、千早赤阪村、河内長野市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、阪南市、	

			岬町	
	風致保安林	主伐は択伐による。(一部禁伐。)	能勢町、箕面市、池田市、豊中市、茨木市、吹田市、高槻市、四條畷市、枚方市、八尾市、羽曳野市、富田林市、堺市、河南町、河内長野市、高石市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市	
イ その他制限林における指定施業要件				
単位：面積 ha				
	種 類	面積	施 業 方 法 伐 採 方 法	そ の 他
	1 砂防指定地 (砂防法による)	32,216	指定しない。	土地の保全を考慮した施業を行う。
	2 近郊緑地保全区域(近畿圏の保全区域の整備に関する法律による)	33,580	指定しない。	緑地保全を考慮した施業を行う。
	3 普通母樹林 (林業種苗法による)	39	指定しない。	普通母樹林の指定目的を達成するためにその保護又は管理に関し有害な行為を行わないこととする。

	<p>4 国定公園 1種特別地域（自然公園法による）</p>	<p>310</p>	<p>1 立木の伐採方法 (1) 禁伐とする。 但し、風致維持に支障のない限り、単木択伐することができる。 (2) 伐期齢は、標準伐期齢に10年を加えた林齢以上とする。 2 立木の伐採限度 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>	
	<p>5 国定公園 2種特別地域(自然公園法による)</p>	<p>2,995</p>	<p>1 立木の伐採方法 (1) 主伐は択伐による。但し、風致の維持に支障のない限り、皆伐することができる。 (2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う林齢以上とする。 2 立木の伐採限度 (1) 皆伐による場合、伐採年度ごとに皆伐することができる1箇所当たりの面積は2ha以内とする。また、伐区は努めて分散し、更新後5年以上経過しなければ連続して設定することができない。 (2) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</p>	
	<p>6 国定公園 第3種特別地域（自然公園法による）</p>	<p>13,032</p>	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限はしない。</p>	
	<p>7 府立自然公園第3種特別地域(大阪府立自然公園条例による)</p>	<p>2,528</p>	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限はしない。</p>	

	<p>8 風致地区 (都市計画法による)</p>	<p>3,287</p>	<p>伐採後の成林が確実にあり、かつ、伐採区域の面積が1haを越えない場合は皆伐できる。</p>	<p>区域における風致の維持に支障を及ぼさないこと。</p>
<p>3 森林の保護に関する事項</p> <p>(1) 森林病害虫等の森林被害対策の方針</p> <p>森林病害虫等の森林被害発生に対し、森林病害虫等防除事業等を活用し、予防、早期駆除に努める。特に、ナラ枯れ被害について、森林パトロール等を通じた早期発見により適切な措置を行うとともに、予防に努める。</p> <p>(2) 鳥獣の森林被害対策の方針</p> <p>鳥獣の森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて防除活動等を総合的かつ効率的に推進する。</p> <p>(3) 林野火災の予防の方針</p> <p>森林のレクリエーション利用者等の増大に伴う森林火災の未然防止を図るため、森林パトロールの実施による入山者に対する指導や普及啓発活動等を行う。また、火災発生時に備えて初期消火器材の配置等を行い、被害の軽減等を講じるとともに、森林の担保性を高めるため、森林国営保険等保険加入の拡大に努める。</p>	<p>9 府自然環境保全地域特別地区</p>	<p>38</p>	<p>1 立木の伐採方法 原則として禁伐とする。但し、森林の群落構成を変える等著しい変化を招くおそれの少ない場合には単木択伐をすることができる。 2 立木の伐採限度 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>	
	<p>10 府緑地環境保全地域</p>	<p>32</p>	<p>9に同じ</p>	
	<p>(2) 森林の保護及び管理</p> <p>ア 森林の保護及び管理の方針</p> <p>森林のレクリエーション利用者等の増大に伴う森林火災を未然に防止するため、森林パトロールの実施による入山者に対する指導等森林の保全管理の推進を図る。また、病虫獣害、気象害等の発生に際しては、森林病害虫等防除事業や造林事業を活用し、早期防除、早期復旧に努めるとともに森林の担保性を高めるため、森林国営保険等保険加入の拡大に努める。</p> <p>さらに森林所有者の理解と協力のもと府民協働による森林の保全管理活動を推進する。</p> <p>イ 森林の巡視に関する事項</p> <p>府内に森林保全員を配置し、入山者に対する指導や巡視等の森林パトロールを実施する。また森林保全管理推進協議会を設置し、森林パトロールの実施について協議を行い、適切な森林保全管理に努める。</p> <p>ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項</p> <p>森林火災の未然防止と早期発見のための予防、初期消火器材の配</p>			

新

旧

<p><u>(4) その他必要な事項</u> <u>府内に森林保全員を配置し、入山者に対する指導や巡視等の森林パトロールを実施し、適切な森林保全管理に努める。</u></p>	<p><u>置等を行い、被害の軽減を図る。</u> <u>また造林地における獣害を防止するため、防護柵等の設置を進める。</u></p>
---	--

第5 保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるため、森林の施業及び公衆の利用に供する施設整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、地域の自然環境等の自然的条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定める。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、自然地形等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込のある森林について設定する。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法の指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源かん養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等、多様な施業を積極的に実施するものとする。また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備の指針

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高。）を定める。

(3) その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、

森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

1 伐採立木材積

本計画の伐採（主伐・間伐）立木材積は下表のとおりとする。

単位：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	411	401	10	176	166	10	235	235	0
前半5カ年の計画量	230	225	5	88	83	5	142	142	0

2 間伐面積

本計画の間伐面積は下表のとおりとする。

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	8,300
前半5カ年の計画量	5,050

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

本計画の人工造林、天然更新の造林面積は下表のとおりとする。

単位：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	809	266
前半5カ年の計画量	405	133

単位：ha

育成複層林導入面積		105
内訳	育成単層林→育成複層林	72
	天然林→育成複層林	33

4 林道の開設又は拡張に関する計画

開設/ 拡張	種類	市町村	路線 名	延長 (k m)	利用 区域 面積 (ha)	前半5 ヵ年 の計 画箇 所	対図番 号	備考
開設	自動車道	豊能町	初谷	1.8	235		②	
			大峯	1.4	49		②	
			小計	3.2	284			
		高槻市	西浦	1.4	43		②	
			小計	1.4	43			
		茨木市	堂ノ上見 立	0.4	9		②	
			小計	0.4	9			
		島本町	深谷	0.7	193		②	
			小計	0.7	193			
		河南町	葛城	1.2	44		③	
			乾谷	0.6	63		③	
			小計	1.8	107			
		千早赤 阪村	奥代	0.5	114		③ ④	
			中津原	1.3	32		③ ④	
			小計	1.8	146			
		河内長 野市	ミヅノ谷	0.4	33		③ ④	
			島の谷石 見川	1.5	123		③ ④	
			清水唐久 谷	1	78		③ ④	
			トトロ谷	0.5	13		③ ④	
			大岩御光 滝	2.2	103		③ ④	
			小計	5.6	350			
		和泉市	大岩御光 滝	3.4	250		④	
			大谷	0.5	52		④	
小計	3.9		302					
貝塚市	御所の谷	0.8	59		⑤			

		扇畑長窪	2	56		⑤	
		小計	2.8	115			
	泉佐野市	稲倉	1.1	226		⑤	
		坂麦	1.2	39		⑤	
		生草	1	86		⑤	
		小計	3.3	351			
	泉南市	牧谷	2.2	55		⑤	
		小計	2.2	55			
計		2 2 路線	27.1	1955			

開設/拡張	種類	市町村	路線名	延長(km)	利用区域面積(ha)	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道	能勢町	山辺	1.7	57		①	
			其ヶ谷	1.3	116		①	
			日野	1.2	88		①	
			暮阪	1.3	134		①	
			小計	5.5	395			
		豊能町	萩和	0.8	23		①	
			大井山	0.9	16		①	
			小計	1.7	39			
		箕面市	宮山	0.4	40		②	
			小計	0.4	40			
		高槻市	ポンボン山	3.1	260		②	
			原桧尾谷	5.6	273		②	
			小計	8.7	533			
		茨木市	車作	1	34		②	
			中里深谷	2.5	192		②	
			下音羽東山	1.5	27		②	
			小計	5	253			
		河南町	持尾	1.1	57		③	
			小計	1.1	57			
		千早赤	足谷	0.4	142		④	

新

旧

	阪村	ウスイ谷	1.1	105		④	
		長谷	0.5	87		④	
		伏見峠	0.4	96		④	
		奥代	0.4	100		④	
		小計	2.8	530			
	河内長野市	宮の谷	0.8	43		③ ④	
		大住谷	2	120		③ ④	
		小原谷	0.3	56		③ ④	
		赤田	2.1	100		③ ④	
		島の谷	1.6	246		③ ④	
		才ノ神	2.6	185		③ ④	
		中之谷	0.8	85		③ ④	
		加賀田横谷	0.8	116		③ ④	
		加賀田滝畑	2.2	108		④	
		野谷	0.7	138		④	
		千石谷	3.7	506		④	
		大谷	0.9	75		④	
		小計	18.5	1778			
	和泉市	大岩	0.1	192		⑤	
		根来谷	0.3	21		④	
		九鬼奥	0.3	87		④	
		小父折	0.3	88		⑤	
		岩屋谷	0.3	169		④	
		小計	1.3	557			
	岸和田市	東風谷	0.8	62		⑤	
		シガ谷	2.7	83		⑤	
		本谷	6	130		⑤	
		神於山	0.2	64		⑤	
		塔原	1.9	70		⑤	
		小計	11.6	409			
	貝塚市	本谷	1.8	268		⑤	
		積貝	1.2	37		⑤	
		小葉谷	1.2	51		⑤	

		犬鳴東手川	2.1	115		⑤	
		犬鳴東手川支線	0.6	40		⑤	
		御所の谷	1.8	59		⑤	
		小計	8.7	570			
	泉佐野市	犬鳴東手川	2.8	396		⑤	
		下大木	1.5	65		⑤	
		稲倉	3.2	328		⑤	
		小計	7.5	789			
	泉南市	高倉	1.2	47		⑤	
		東山	1.6	68		⑤	
		堀河	0.7	123		⑤	
		小計	3.5	238			
	岬町	本谷	3.1	298		⑥	
		小計	3.1	298			
計		53路線	79.4	6486			

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：h a

保安林の種類	面積	前半5ヵ年の計画面積
		積
水源涵養のための保安林	9,381	9,237
災害防備のための保安林	7,300	7,049
保健・風致の保存等のための保安林	5,545	5,419

注) 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安林とは、土砂流出の防備、土砂の崩壊の防備などの第2号から第7号までの目的、保健・風致の保存等のための保安林とは、第8号から第11号の目的を達成するために指定する保安林をいう。

②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定解除別	種類	森林の所在		面積 (ha)	前半5カ 年の計画 面積	指定又は 解除を必 要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	水かん	能勢町	宿野 等	32	<u>10</u>	水源のかん養	
指定	水かん	高槻市	原 等	38	<u>19</u>	水源のかん養	
指定	水かん	八尾市	教興寺 等	10	<u>5</u>	水源のかん養	
指定	水かん	千早赤 阪村	水分 等	37	<u>18</u>	水源のかん養	
指定	水かん	河内長 野市	滝畑 等	45	<u>41</u>	水源のかん養	
指定	水かん	千早赤 阪村	千早 等	114	<u>50</u>	水源のかん養	
指定	水かん	河内長 野市	加賀田 等	6	<u>3</u>	水源のかん養	
指定	水かん	河内長 野市	石見川 等	12	<u>4</u>	水源のかん養	
			水かん 合計	276	<u>150</u>		

指定 解除 別	種類	森林の所在		面積 (ha)	前半5カ 年の計画 面積	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	土流	島本町	尺代 等	24	<u>12</u>	土砂流出の防備	
指定	土流	高槻市	田能 等	92	<u>46</u>	土砂流出の防備	
指定	土流	枚方市	尊延寺 等	38	<u>19</u>	土砂流出の防備	
指定	土流	交野市	倉治 等	77	<u>28</u>	土砂流出の防備	
指定	土流	四條畷 市	南野 等	42	<u>21</u>	土砂流出の防備	
指定	土流	大東市	中垣内 等	11	<u>5</u>	土砂流出の防備	
指定	土流	東大阪	日下 等	23	<u>11</u>	土砂流出の防備	
指定	土流	河内長 野市	天見 等	67	<u>33</u>	土砂流出の防備	
指定	土流	和泉市	父鬼 等	16	<u>8</u>	土砂流出の防備	
指定	土流	貝塚市	蕎原 等	27	<u>13</u>	土砂流出の防備	
指定	土流	阪南市	箱作 等	17	<u>8</u>	土砂流出の防備	
指定	土流	岬町	淡輪 等	12	<u>6</u>	土砂流出の防備	
指定	土流	箕面市	上止々呂 美等	5	<u>5</u>	土砂流出の防備	
指定	土流	千早赤 阪村	千早 等	30	<u>30</u>	土砂流出の防備	
指定	土流	岸和田 市	大沢 等	25	<u>10</u>	土砂流出の防備	
			土流合 計	481	<u>255</u>		

新

旧

指定	保健	能勢町	地黄 等	110	<u>55</u>	公衆の保健休養及び生活環境の保全と形成	
指定	保健	茨木市	泉原 等	65	<u>32</u>	公衆の保健休養及び生活環境の保全と形成	
指定	保健	交野市	倉治 等	50	<u>25</u>	公衆の保健休養及び生活環境の保全と形成	
指定	保健	八尾市	教興寺 等	10	<u>5</u>	公衆の保健休養及び生活環境の保全と形成	
指定	保健	岬町	孝子 等	15	<u>7</u>	公衆の保健休養及び生活環境の保全と形成	
			保健合計	250	<u>124</u>		
			総合計	1,007	<u>529</u>		
指定解除別	種類	森林の所在		面積 (ha)	前半5カ 年の計画 面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域				
解除	魚つき	阪南市	鳥取 等	0.4	<u>0</u>	指定理由の消滅	
			魚つき合計	0.4	<u>0</u>		
解除	風致	堺市	多治井 等	0.6	<u>0</u>	指定理由の消滅	旧美原町
解除	風致	寝屋川市	国守町 等	0.2	<u>0</u>		

新

旧

			風致合計	0.8	<u>0</u>		
解除	水かん	和泉市	父鬼 等	0.1	<u>0</u>		
			水かん合計	0.1	<u>0</u>		
解除	土流	高槻市	原 等	4	<u>4</u>		
解除	土流	茨木市	千提寺等	1	<u>1</u>		
			土流合計	5	<u>5</u>		
解除	保健	高槻市	原 等	3	<u>3</u>		
			保健合計		<u>3</u>		
			総合計	9.3	<u>8</u>		

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更	皆伐面積の変更	択伐率の変更	間伐率の変更	植栽の変更
水源のかん養	0	1 1 0	0	3 6 3	6 1 0
災害の防備	5	0	0	1 5 2	2 9 6
保健・風致の保存等	0	0	0	1 4 6	2 0 6

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量				単位：地区	
森林の所在		治山事業施行地区数	前半5ヵ年の 計画地区数	主な工種	備考
市町村	区域				
能勢町	上杉	1	0	溪間工、管理道、本数調整伐	
	長谷	2	0	溪間工、管理道、本数調整伐	
	山田	3	1	溪間工、本数調整伐	
	天王	4	1	溪間工、本数調整伐	
	山辺	4	2	本数調整伐、植栽	
	宿野	4	3	溪間工、管理道、本数調整伐	
	倉垣	4	2	溪間工、管理道、本数調整伐	
	野間中	3	3	溪間工、本数調整伐、植栽	
	地黄	3	1	本数調整伐	
	野間大原	1	0	本数調整伐	
豊能町	妙見山	1	0	溪間工、本数調整伐	
箕面市	上止々呂美	3	2	溪間工、本数調整伐、植栽	
池田市	木部	1	0	溪間工	
	中川原町	1	0	溪間工	
茨木市	上音羽	1	1	溪間工、本数調整伐	
	泉原	1	1	溪間工、管理道、本数調整伐	
	銭原	1	1	溪間工、本数調整伐	
高槻市	川久保	1	0	溪間工、管理道、本数調整伐	
	二料	2	1	本数調整伐	

新

旧

	出灰	1	<u>0</u>	溪間工、山腹工	
	萩谷	2	<u>1</u>	溪間工、山腹工	
	檜田	3	<u>0</u>	本数調整伐	
島本町	大沢	2	<u>2</u>	溪間工、本数調整伐	
	尺代	3	<u>3</u>	溪間工、山腹工、本数調整伐	
枚方市	津田	1	<u>0</u>	溪間工、本数調整伐	
	尊延寺	3	<u>0</u>	溪間工、本数調整伐	
交野市	星田	1	<u>1</u>	溪間工、本数調整伐	
	寺	1	<u>0</u>	溪間工、本数調整伐	
	森	1	<u>0</u>	溪間工、本数調整伐	
	傍示	1	<u>0</u>	溪間工、本数調整伐	
	倉治	1	<u>0</u>	溪間工、本数調整伐	
	私部	1	<u>0</u>	溪間工、本数調整伐	
四條畷市	南野	<u>2</u>	<u>1</u>	溪間工、本数調整伐	
	下田原	1	<u>0</u>	溪間工、本数調整伐	
東大阪市	日下町	1	0	溪間工、本数調整伐	
	六万寺町	1	1	溪間工、本数調整伐	
	山手町	1	1	溪間工、本数調整伐	
河南町	平石	3	<u>1</u>		
千早赤阪村	水分	4	<u>2</u>	溪間工、本数調整伐	
	千早	4	<u>3</u>	溪間工、本数調整伐	
	足谷	3	<u>2</u>	溪間工、本数調整伐	
河内長野市	千石谷	<u>5</u>	<u>2</u>	溪間工、管理道、本数調整伐	
	滝畑西	<u>4</u>	<u>2</u>	溪間工、本数調整伐	

新

旧

	滝畑東	3	<u>1</u>	溪間工、本数調整伐	
	大住谷	3	<u>1</u>	溪間工、本数調整伐	
和泉市	父鬼	<u>5</u>	<u>2</u>	溪間工、管理道、本数調整伐、枝落し	
	大野	1	<u>0</u>	溪間工、本数調整伐	
岸和田市	牛滝	1	<u>1</u>	本数調整伐、枝落し	
	塔原	1	<u>0</u>	本数調整伐、枝落し	
貝塚市	蕎原	<u>3</u>	<u>0</u>	溪間工、山腹工、本数調整伐、枝落し	
	木積	1	<u>0</u>	溪間工、本数調整伐	
泉佐野市	大木	2	<u>1</u>	溪間工、本数調整伐、枝落し	
	土丸	3	<u>1</u>	溪間工、本数調整伐、作業歩道	
熊取町	久保	1	<u>1</u>	本数調整伐、枝落し	
泉南市	信達金熊寺	1	<u>1</u>	溪間工、植栽工、山腹工	
	信達楠畑	1	<u>0</u>	溪間工、本数調整伐	
	信達葛畑	1	<u>0</u>	溪間工、本数調整伐	
阪南市	桑畑	1	<u>0</u>	溪間工	
岬町	多奈川	1	<u>1</u>	本数調整伐、枝落し	
合計		120	<u>51</u>		

6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期

特定保安林	市町村	要整備森林			実施すべき施業の方法及び時期												その他必要な事項	備考										
		番号	所在		面積	造林			保育				伐採		その他													
			位置	林班・林小班		種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法			時期									
																				種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	
水源かん養	千早赤阪村	1	水分	32	11							間伐	11	残存木の蓄積に留意しつつ立木材積率で30%の間伐を実施する。	平成24年3月31日													
	河内長野市	2	天見	10	15							間伐	15	残存木の蓄積に留意し、立木材積率で30%の間伐を実施する。	平成24年3月31日													
	河内長野市	3	天見	25	9	植栽	2	スギ・ヒノキ	平成20年3月31日	間伐	7	残存木の蓄積に留意し、立木材積率で30%の間伐を実施するとともに、2.48haの植栽を行う。	平成24年3月31日															
	岸和田市	5	大沢甲	8 12 13	19							間伐	19	残存木の蓄積に留意しつつ立木材積率で30%の間伐を実施する。	平成24年3月31日													
	岸和田市	6	大沢甲	5 6 7	5							間伐	5	残存木の蓄積に留意しつつ立木材積率で30%の間伐を実施する。	平成24年3月31日													

第7 その他必要な事項
 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法
 ア 保安林の指定施業要件

種類	施業の方法		森林の所在市町村	備考
	伐採方法	その他		
水源かん養保安林	伐採種は定めない。(一部択伐。)	主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	能勢町、豊能町、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、東大阪市、八尾市、河南町、千早赤阪村、河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町	
土砂流出防保安林	伐採種は定めない。(一部択伐。)		能勢町、豊能町、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、島本町、交野市、四條畷市、枚方市、大東市、東大阪市、八尾市、太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、泉南市、阪南市、岬町	
土砂崩壊防保安林	主伐は択伐による。(一部禁伐。)		豊能町、箕面市、池田市、高槻市、島本町、河南町、千早赤阪村、河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、	
潮害防保安林	主伐は択伐による。(一部禁伐。)		泉佐野市	
干害防保安林	伐採種は定めない。(一部択伐。)		高槻市、河内長野市、阪南市	
落石防保安林	主伐は択伐による。(一部禁伐。)		和泉市	
防火保安林	禁伐。		泉佐野市	

種類	施業の方法		森林の所在市町村	備考
	伐採方法	その他		
魚つき保安林	主伐は択伐による。(一部禁伐。)	主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	阪南市、岬町	
保健保安林	伐採種は定めがない。(一部択伐。)		能勢町、箕面市、高槻市、交野市、四條畷市、東大阪市、河南町、千早赤阪村、河内長野市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、阪南市、岬町	
風致保安林	伐採種は定めがない。(一部択伐。)		能勢町、箕面市、池田市、豊中市、茨木市、吹田市、高槻市、四條畷市、枚方市、八尾市、羽曳野市、富田林市、堺市、河南町、河内長野市、高石市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市	

イ その他制限林における指定施業要件

単位：面積 ha

種類	面積	施業方法 伐採方法	その他
1 砂防指定地 (砂防法による)	32,216	指定しない。	土地の保全を考慮した施業を行う。
2 近郊緑地保全区域 (近畿圏の保全区域の整備に関する法律による)	33,580	指定しない。	緑地保全を考慮した施業を行う。

<p>3 普通母樹林 (林業種苗法による)</p>	<p>39</p>	<p>指定しない。</p>	<p>普通母樹林の指定目的を達成するためにその保護又は管理に関し有害な行為を行わないこととする。</p>
<p>4 国定公園第1種特別地域 (自然公園法による)</p>	<p>310</p>	<p>1 立木の伐採方法 (1) 禁伐とする。 但し、風致維持に支障のない限り、単木択伐することができる。 (2) 伐期齢は、標準伐期齢に10年を加えた林齢以上とする。 2 立木の伐採限度 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>	
<p>5 国定公園第2種特別地域 (自然公園法による)</p>	<p>2,995</p>	<p>1 立木の伐採方法 (1) 主伐は択伐による。但し、風致の維持に支障のない限り、皆伐することができる。 (2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う林齢以上とする。 2 立木の伐採限度 (1) 皆伐による場合、伐採年度ごとに皆伐することができる1箇所当たりの面積は2ha以内とする。また、伐区は努めて分散し、更新後5年以上経過しなければ連続して設定することができない。 (2) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</p>	
<p>6 国定公園第3種特別地</p>	<p>13,032</p>	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に</p>	

域（自然公園法による）		施業の制限はしない。	
7 府立自然公園第3種特別地域（大阪府立自然公園条例による）	3,475	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限はしない。	
8 風致地区（都市計画法による）	3,287	伐採後の成林が確実に認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1haを越えない場合は皆伐できる。	区域における風致の維持に支障を及ぼさないこと。
9 府自然環境保全地域特別地区	38	1 立木の伐採方法 原則として禁伐とする。但し、森林の群落構成を変える等著しい変化を招くおそれの少ない場合には単木択伐をすることができる。 2 立木の伐採限度 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。	
10 府緑地環境保全地域	32	9に同じ	
2 その他必要な事項 該当なし			

<p>《ア行》</p> <p>育成複層林：人為によって保育などの管理された森林のうち、樹齢や樹高の異なる樹木によって構成された森林。</p> <p>育成林：人為によって保育などの管理がされた森林</p> <p>オープンスペース：都市や敷地内で、建物のたっていない土地。空地。</p> <p>温帯林：森林帯の1つ。年平均気温が6℃から13℃の地域に分布する森林のこと</p>	<p>《ア行》</p> <p>育成複層林：人為によって保育などの管理された森林のうち、樹齢や樹高の異なる樹木によって構成された森林。</p> <p>育成林：人為によって保育などの管理がされた森林</p> <p>オープンスペース：都市や敷地内で、建物のたっていない土地。空地。</p> <p>温帯林：森林帯の1つ。年平均気温が6℃から13℃の地域に分布する森林のこと</p>
<p>《カ行》</p> <p>快適環境形成機能維持増進森林：<u>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のこと</u></p> <p>皆伐：一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種</p> <p>間伐：育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。</p> <p>期待成立本数：<u>ある林齢において生育し得る最大の立木本数として想定される本数</u></p> <p>溪間工：溪床の勾配を緩和し、山脚を固定することによって浸食を防ぐために設置する治山施設。</p> <p>高性能林業機械：従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。主な高性能林業機械は、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ。</p> <p>黒ぼく土：表層に黒ぼくをもつ土壌。主に火山灰の風化物を母材にして生成。非火山灰起源のものも東海・近畿地方には分布する。</p>	<p>《カ行》</p> <p>皆伐：一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種</p> <p>間伐：育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。</p> <p>溪間工：溪床の勾配を緩和し、山脚を固定することによって浸食を防ぐために設置する治山施設。</p> <p>高性能林業機械：従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。主な高性能林業機械は、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ。</p> <p>黒ぼく土：表層に黒ぼくをもつ土壌。主に火山灰の風化物を母材にして生成。非火山灰起源のものも東海・近畿地方には分布する。</p>
<p>《サ行》</p> <p>作業道：林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道</p>	<p>《サ行》</p> <p>作業道：林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道</p> <p>枝条：樹木の支幹（大枝：力枝ともいう）と枝との総称</p> <p>下刈：植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間の実施。</p>

<p>山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林： <u>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のこと</u></p> <p>枝条：樹木の支幹（大枝：力枝ともいう）と枝との総称</p> <p>下刈：植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間を実施。</p> <p>樹冠：樹木の枝と葉の集まり。樹種によって樹冠の形状が異なるため、樹種の識別がしやすい</p> <p>主伐：次の世代の森林の造成を伴う森林の一部または全部の伐採</p> <p>除伐：育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施</p> <p>人工造林（植林）：苗木の植栽、種子のまき付け、さし木等の人為的な方法により森林を造成すること</p> <p>森林整備：森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること</p> <p>森林施業：目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること</p> <p>水源涵養機能維持増進森林：<u>水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のこと</u></p> <p>生物多様性：生物が多く種の分化し、その類似の程度が一様でない現象。現在の生物が示している空間的な広がりだけでなく、これまでの進化や絶滅という時間的な変化も含む幅広い概念。生態系における種組成の多様さとその機能との相関関係によって自然環境は安定に保たれている。</p> <p>施業の集約化：林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業が行え、コストダウンを図ることが可能。</p> <p>素材生産：立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程</p>	<p>樹冠：樹木の枝と葉の集まり。樹種によって樹冠の形状が異なるため、樹種の識別がしやすい</p> <p>主伐：次の世代の森林の造成を伴う森林の一部または全部の伐採</p> <p>除伐：育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施</p> <p>人工造林（植林）：苗木の植栽、種子のまき付け、さし木等の人為的な方法により森林を造成すること</p> <p>森林整備：森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること</p> <p>森林施業：目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること</p> <p><small>しんりんせぎょうけいかく</small> 森林施業計画：<u>森林法に基づき、森林所有者等が単独又は共同で5年を一期として自発的に作成し、市町村長の認定を受ける制度。森林施業に関する長期の方針、伐採や造林等の計画等を記載することとしている。</u></p> <p>生物多様性：生物が多く種の分化し、その類似の程度が一様でない現象。現在の生物が示している空間的な広がりだけでなく、これまでの進化や絶滅という時間的な変化も含む幅広い概念。生態系における種組成の多様さとその機能との相関関係によって自然環境は安定に保たれている。</p> <p>施業の集約化：林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業が行え、コストダウンを図ることが可能。</p> <p>素材生産：立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程</p> <p>《夕行》</p> <p>択抜：森林内の樹木の一部を抜き伐りする主伐の一種</p> <p>暖帯林：森林帯の1つ。年平均気温が13℃から21℃の地域に分布する森林のこと。カシ帯ともいい、カシ類を優占種とする森林。</p>
---	--

<p>《タ行》</p> <p>択伐：森林内の樹木の一部を抜き伐りする主伐の一種</p> <p>暖帯林：森林帯の1つ。年平均気温が13℃から21℃の地域に分布する森林のこと。カン帯ともいい、カン類を優占種とする森林。</p> <p>団粒構造：各種の土粒が、いくつか相結集して一団をつくり、それが多数集積して土壌を構成している状態。土壌が軟らかく通気・排水がよく、有用微生物も多く繁殖し、作物の生育に適する。</p> <p>地位級：主要な樹種別に伐期（適正伐期齢）総平均成長量をm³単位の等級に区分したもの</p> <p>地利：木材の搬出・輸送距離の長短による搬出難易等経済的位置の有利不利の度合を示すもの。森林簿では林班の中央から道路までの距離により区分される</p> <p>長伐期施業：通常の主伐林齢（例えばスギの場合40年程度）のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業</p> <p>《ハ行》</p> <p>バイオマス：「再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。</p> <p>伐期：樹木を伐採する時期のこと。</p> <p>保安林：水源の涵養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更等が規制される</p> <p>保育：植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称</p> <p>保健機能維持増進森林：保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のこと</p>	<p>団粒構造：各種の土粒が、いくつか相結集して一団をつくり、それが多数集積して土壌を構成している状態。土壌が軟らかく通気・排水がよく、有用微生物も多く繁殖し、作物の生育に適する。</p> <p>地位級：主要な樹種別に伐期（適正伐期齢）総平均成長量をm³単位の等級に区分したもの</p> <p>地利：木材の搬出・輸送距離の長短による搬出難易等経済的位置の有利不利の度合を示すもの。森林簿では林班の中央から道路までの距離により区分される</p> <p>長伐期施業：通常の主伐林齢（例えばスギの場合40年程度）のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業</p> <p>《ハ行》</p> <p>バイオマス：「再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。</p> <p>伐期：主伐が予定されている時期</p> <p>保安林：水源の涵養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更等が規制される</p> <p>保育：植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称</p> <p>ペレット：オガ粉等を15mm程度の小さな円筒状に成形したもので、ストーブ、ボイラーの燃料として使用</p> <p>府営林：府が府域の自然環境や防災上、保全すべき民有林等に地上権を設定し、植栽、保育等の森林経営を行っている森林。</p> <p>ぼう芽更新：伐根や接地した枝から出る新しい芽（ぼう芽）を成長させて森林を更新すること。広葉樹類は若い年齢では一般にぼう芽力が強い。</p>
--	--

<p>ペレット：オガ粉等を15mm程度の小さな円筒状に成形したもので、ストーブ、ボイラーの燃料として使用</p> <p>府営林：府が府域の自然環境や防災上、保全すべき民有林等に地上権を設定し、植栽、保育等の森林経営を行っている森林。</p> <p>ぼう芽更新：伐根や接地した枝から出る新しい芽（ぼう芽）を成長させて森林を更新すること。広葉樹類は若い年齢では一般にぼう芽力が強い。</p> <p>《マ行》</p> <p>マルチング：土壌の乾燥や多湿、地温の上昇などを防ぐため、わらやビニールで耕地をおおうこと。</p> <p>民有林：国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される</p> <p><u>木材等生産機能維持増進森林：木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のこと</u></p> <p>《ラ行》</p> <p>立木：土地に生育する個々の樹木</p> <p><u>立木度：現在の立木本数を期待成立本数で割り、十分率で表した値</u></p> <p>林冠：樹冠が、隣接する樹木の樹冠と接して隙間なく連続している状態のこと</p> <p>林業事業体：他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など</p> <p>林相：森林を構成する樹種、林冠の粗密度、林齢、林木の成長状態などによって示される森林の全体像のこと。</p> <p>林齢：樹木の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える</p> <p>路網：森林内にある林道や作業道などの総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。</p>	<p>《マ行》</p> <p>マルチング：土壌の乾燥や多湿、地温の上昇などを防ぐため、わらやビニールで耕地をおおうこと。</p> <p>民有林：国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される</p> <p>《ラ行》</p> <p>立木：土地に生育する個々の樹木</p> <p>林冠：樹冠が、隣接する樹木の樹冠と接して隙間なく連続している状態のこと</p> <p>林業事業体：他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など</p> <p>林相：森林を構成する樹種、林冠の粗密度、林齢、林木の成長状態などによって示される森林の全体像にこと。</p> <p>林齢：森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える</p> <p>路網：森林内にある林道や作業道などの総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。</p>
---	--